

最奥部の標高約689m地点に所在する。石組造構は北東方向へ緩やかな傾斜で下る斜面上に位置する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.4m、東西方向最長辺の長さは約1.7m、残存高は約0.6mであった。

石組造構の山側にあたる南西側は良好に残存するが、谷側にあたる北東側は谷側へ石が崩落していた。また、南西側の側石は上位の石が石組内部へずれ込んでいた。

石組造構の上面は西～南半は人頭大の和泉砂岩角礫で覆われ、東～北半は拳大の和泉砂岩角礫で覆われていた。

③ 石組造構の構造（第35図、図版36・37参照）

落石除去後に確認した状況によると、平面形は基底石の南北幅約1.33m、東西幅約1.16mの若干側辺が膨らむ隅丸方形を呈する。石組造構は四方向の側面に長辺約40～30cm、短辺15～10cmの長方形を呈する人頭大の和泉砂岩角礫を小口積みしている。側面側壁をそろえるために調整を行った形跡は認められず、側面はやや凸凹のある面となる。人頭大の和泉砂岩角礫で側壁を構築した後、その内側に1辺約10～5cmの拳大の和泉砂岩角礫を充填している。側壁はほぼ垂直に3～4段程度積み上げているが、面を形成して積み上げた等の規則性は認められず、やや乱雑に積み上げていることが確認できる。

立面図・断面図によると、山側斜面にあたる東・南辺の側石石材は上段の石が下段の石の内側にずれ込んでいることが確認できる。谷側斜面にあたる北東角付近の石は転落し、残存しない。北辺の側石は基底石のみ残存する。

④ 下部の構造（第36図、図版37参照）

石組造構外側に設定したトレチで確認した1層は、内側の石組を除去した後に検出した表土と表面観察するかぎり同質であり、1層が基盤層であると考えられる。基盤層の傾斜角度については東西方向約5°南北方向約8°となる。

（6）未調査の石組造構

石組造構1（図版38参照）

石組造構1はC地区石組造構群の中で石組造構2・9・8と共に、東方向に下る浅い谷の最奥部の標高約689m地点に所在する。石組造構は緩斜面と平坦地の境界付近に位置する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.7m、東西方向最長辺の長さは約1.6m、残存高は約0.3mであった。石組造構は全体的に残りがよく、上面については、側壁は人頭大の和泉砂岩角礫で覆われ中央部は拳大の和泉砂岩角礫で覆われていた。

現況から確認する限り、基底石の平面形は南北幅約1.2m、東西幅約1.4mの方形を呈す

る。構造は北東・北西・南西の角に1辺約45~35cmの人頭大の和泉砂岩角礫を積み、角を除く4辺は一辺約20cmの和泉砂岩角礫を積み上げる。側面をそろえるために調整を行った形跡は認められず、側面はやや凸凹のある面となる。側壁を構築した後、その内側に1辺約10~5cmの拳大の和泉砂岩角礫を充填している。側壁はほぼ垂直に2段程度積み上げているが、面を形成して積み上げた等の規則性は認められず、やや乱雑に積み上げていることが確認できる。

石組遺構3（図版38参照）

石組遺構3はC地区石組遺構群の中で石組遺構4・7と共に、東方向に下る深い谷の最奥部から若干下った標高約688mの地点に所在する。石組遺構の山側と谷側には帯状の平坦地があり、石組遺構3はこの平坦地に挟まれた北東に下る緩斜面の上端に石組遺構4と隣接して位置する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.4m、東西方向最長辺の長さは約2.4m、残存高は約0.4mであった。石組遺構は検出状況において平面形の推測が困難であった。石組遺構の山側にあたる南西側は良好に残存するが、谷側にあたる北東側は谷側へ石が崩落していた。上面は全体的に一辺約40~10cmの和泉砂岩角礫で覆われており、側壁・基底石を確認することはできなかった。現況から確認する限り、面を形成して積み上げた等の規則性は認められず、やや乱雑に積み上げていることが確認できる。

石組遺構5（図版38参照）

石組遺構5はC地区に所在する石組遺構群の中で石組遺構6と共に、東方向に下る深い谷の最奥部から若干下った標高約687mの地点に所在する。石組遺構の山側と谷側に帯状の平坦地があり、石組遺構5はこの平坦地に挟まれた北東に下る緩斜面の上端に位置する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.0m、東西方向最長辺の長さは約1.2m、残存高は0.1mであった。石組遺構は全体的に一辺約40~10cmの和泉砂岩角礫が表土上に散在した状態であり、基底石・平面形の確認が不可能であった。

石組遺構6（図版38参照）

石組遺構6はC地区石組遺構群の中で石組遺構5と共に、東方向に下る深い谷の最奥部から若干下った標高約687mの地点に所在する。石組遺構の山側に帯状の平坦地があり、石組遺構6はこの平坦地から北東に下る緩斜面中に位置する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.3m、東西方向最長辺の長さは約1.2m、残存高は約0.1mであった。石組遺構は崩落が激しかったが、側壁の基底石が残存しており、かろうじて方形と確認できた。石組遺構の東角に一辺約35cmの石があり、他の側壁基底石は一辺約20~15cmの和泉砂岩角礫を積むが、北角の石及び中央部の石は転落しており、

表土が露出していた。

現況から確認する限り、基底石の平面形は南北幅約0.9m、東西幅不明の方形を呈する。

石組遺構7（図版39参照）

石組遺構7はC地区石組遺構群の中で石組遺構3・4と共に、東方向に下る浅い谷の最奥部から若干下った標高約688mの地点に所在する。石組遺構の山側と谷側には緩斜面が続くが、石組遺構7はこの緩斜面中の狭い平坦地に位置する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.2m、東西方向最長辺の長さは約2.2m、残存高は約0.2mであった。石組遺構は検出状況では平面形の推測が困難であった。石組遺構は全体的に一辺約20~15cmの和泉砂岩角礫で覆われていたが、その隙間に一辺約40~30cmの和泉砂岩角礫が認められ、それらが平面的に四角く並ぶことから基底石と考えられる。

現況から確認する限り、基底石の平面形は南北幅約1.0m、東西幅約1.0mの方形を呈する。

石組遺構8（図版39参照）

石組遺構8はC地区石組遺構群の中で石組遺構1・2・9と共に、東方向に下る浅い谷の最奥部、標高約689mの地点に所在する。石組遺構の山側に平坦地があり、石組遺構5はこの平坦地に隣接する北東に下る緩斜面の上端に位置する。石組遺構の西側には窪みがあり、その付近に和泉砂岩角礫が散在している。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.8m、東西方向最長辺の長さは約1.8m、残存高は約0.4mであった。石組遺構は崩落が激しく、基底石・平面形の確認が困難であった。

北・東側の側壁の残りはよくほぼ垂直に2段程度積み上げているが、面を形成して積み上げた形跡等の規則性は認められず、やや乱雑に積み上げていることが確認できる。

石組遺構10（図版39参照）

石組遺構10はC地区石組遺構群の中で石組遺構11・12・13と共に、南側尾根鞍部から続く傾斜地の標高約691m地点に所在する。石組遺構は南側尾根鞍部から続く急傾斜地から若干傾斜が緩くなった地点に所在する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約0.9m、東西方向最長辺の長さは約0.9m、残存高は約0.1mであった。石組遺構は側壁上面については人頭大の和泉砂岩角礫で覆われ中央部上面については拳大の和泉砂岩角礫で覆われていた。

現況から確認する限り、基底石の平面形は南北幅約1.2m、東西幅約1.4mの方形を呈する。基底石は北・西角に一辺約30~25cmの人頭大の和泉砂岩角礫を積み、北辺は一辺約40~35cmの石を積み上げる。側面をそろえるために調整を行った形跡は認められず、側面はやや凸凹のある面となる。側壁を構築した後、その内側に1辺約10~5cmの拳大の

礫を充填している。側壁はほぼ垂直に2段程度積み上げているが、面を形成して積み上げた等の規則性は認められず、やや乱雑に積み上げていることが確認できる。

石組造構11（図版39参照）

石組造構11はC地区石組造構群の中で石組造構10・12・13と共に、南側尾根鞍部から続く傾斜地の標高約692m地点に所在する。石組造構は南側尾根鞍部から続く急傾斜地から若干傾斜が緩くなった地点に所在する。

検出状況の南北方向最長部の長さは約1.4m、東西方向最長部の長さは約1.9m、残存高は約0.1mであった。石組造構は崩落が激しかったが、側壁の基底石がまばらに残存しており、かろうじて方形と確認できた。側壁基底石は一辺約30~20cmの和泉砂岩角礫を積む。中央部の石は転落しており、表土が露出していた。

現況から確認する限り、基底石の平面形は南北幅約1.0m、東西幅は約1.0mの方形を呈する。

石組造構12（図版40参照）

石組造構12はC地区石組造構群の中で石組造構10・11・13と共に、南側尾根鞍部から続く傾斜地の標高約692m地点に所在する。石組造構は南側尾根鞍部から続く急傾斜地に所在する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約2.7m、東西方向最長辺の長さは約2.7m、残存高は約0.1mであった。石組造構は、全体的に一辺約50~15cmの和泉砂岩角礫が表土上に散在した状態であり、基底石・平面形の確認が不可能であった。

石組造構13（図版40参照）

石組造構13はC地区石組造構群の中で石組造構10・11・12と共に、南側尾根鞍部から続く傾斜地の標高約694m地点に所在する。石組造構は南側尾根鞍部から続く急傾斜地から若干傾斜が緩くなった地点に所在する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.0m、東西方向最長辺の長さは約1.4m、残存高は約0.3mであった。

現況から確認する限り、基底石の平面形は南北幅約1.0m、東西幅約1.0mの方形を呈する。側壁は北東角に1辺約35cmの人頭大の上面の平坦面を持つ人頭大的和泉砂岩角礫があり、他の外辺部は一辺20~15cmの和泉砂岩角礫を積み上げる。側面をそろえるために調整を行った形跡は認められず、側面はやや凸凹のある面となる。側壁を構築した後、その内側に1辺約15~10cmの拳大的和泉砂岩角礫を充填している。側壁はほぼ垂直に3段程度積み上げているが、面を形成して積み上げた等の規則性は認められず、やや乱雑に積み上げていることが確認できる。

石組遺構14（図版40参照）

石組遺構14はC地区石組遺構群の中で南東方向に位置し、南側尾根鞍部から続く傾斜地の標高約689m地点に所在する。石組遺構は南側尾根鞍部から続く急傾斜地から若干傾斜が緩くなった地点に所在する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.4m、東西方向最長辺の長さは約2.2m、残存高は約0.1mであった。石組遺構の北・西辺は露出しており、北西角はほぼ直角となる。

現況から確認する限り、基底石の平面形は南北幅不明、東西幅約0.9mの方形を呈する。側壁は北東角に1辺約35cmの人頭大の上面の平坦面を持つ人頭大の和泉砂岩角礫があり、西辺は一辺約40～15cmの石、北辺は一辺約30～25cmの基底石のみ残存する。側面をそろえるために調整を行った形跡は認められず、側面はやや凸凹のある面となる。側壁を構築した後、その内側に1辺約15～10cmの拳大の和泉砂岩角礫を充填している。

石組遺構15（図版40参照）

石組遺構15はC地区石組遺構群の中で南東端に位置し、急斜面との境界付近の緩斜面標高約687m地点に所在する。石組遺構は南側尾根鞍部から続く急傾斜地から若干傾斜が緩くなった地点に所在する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約0.8m、東西方向最長辺の長さは約0.8m、残存高は約0.1mであった。石組遺構の北・西辺は露出しており、北西角はほぼ直角となる。

現況から確認する限り、石組遺構の北辺は約30～25cm、他の3辺は約15～10cmの基底石のみ残存する。側面をそろえるために調整を行った形跡は認められず、側面はやや凸凹のある面となる。側壁を構築した後、その内側に1辺約15～10cmの拳大の和泉砂岩角礫を充填している。

石組遺構16（図版41参照）

石組遺構16はC地区石組遺構群の中で東端に位置し、急斜面の標高約681m地点に所在する。石組遺構は南側尾根鞍部から続く急傾斜地から若干傾斜が緩くなった地点に所在する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約0.8m、東西方向最長辺の長さは約0.8m、残存高は約0.1mであった。石組遺構の北・西辺は露出しており、北西角はほぼ直角となる。

現況から確認する限り、石組遺構の北辺は約30～25cm、他の3辺は約15～10cmの基底石のみ残存する。側面をそろえるために調整を行った形跡は認められず、側面はやや凸凹のある面となる。側壁を構築した後、その内側に1辺約15～10cmの拳大の和泉砂岩角礫を充填している。

第2節 遺物

(1) 概要

平成18年度発掘調査においてB地区からは28ℓコンテナに換算して約25箱分の遺物が出土した。遺物の種類は須恵器・土師器・土師質土器・鉄製品等で、時期は9世紀中葉～12世紀である。B地区出土遺物に関しては平成17年度報告内容とほぼ同じ状況である。C地区からは、遺物が破片にして約30点出土した。古代の遺物としては須恵器・土師器が出土した。近世～近代の遺物としては染付碗が出土した。過去の発掘調査同様瓦は出土しなかった。

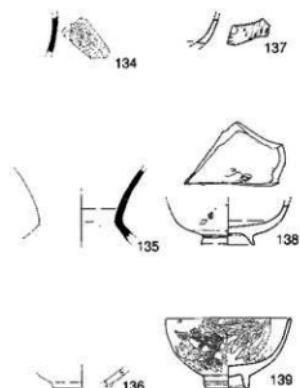
また、平成17年度にB地区僧坊跡より出土した須恵器多口瓶について生産地の分析を行った。

(2) C地区出土遺物（第37図参照）

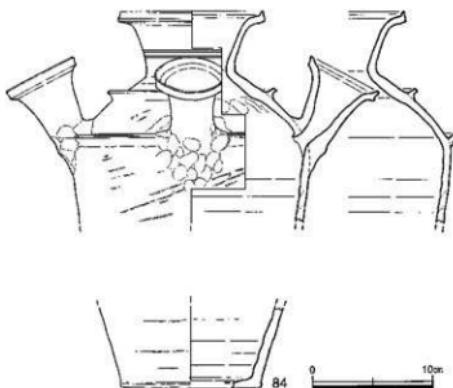
C地区からは須恵器・土師器が出土した。遺物は石組造構内、石組造構の基盤層、流土中より出土した。石組造構内は石と石の間に土が充填されておらず空洞のある状態であったため、石組造構築後に遺物が落ち込んでいる可能性がある。

134は石組造構5付近で表探しした須恵器壺の体部片である。外面は4mm角の格子叩き痕の後指ナデを施し、内面は指ナデを施す。胎土は微砂粒を含み、内面は暗セビア色、外面は暗灰色を呈する。

135は4トレンチ2層（石組造構の基盤層）から出土した須恵器壺である。頸部から口縁部にかけて残存する。外面には自然釉付着。内外面ともヨコナデを施す。胎土は微砂粒を含



第37図 C地区 出土遺物実測図



第38図 中寺庵寺跡出土多口瓶実測図

み、内面は暗セピア色、表面は暗黒灰色を呈する。時期は9世紀後半頃と考えられる。

136は4トレンチ1層（流土）から出土した、土師器碗の底部である。小さく低い高台を貼り付ける。時期は12世紀後半と考えられるが、かなり摩滅しているため注意を要する。

137は石組造構2の中央部礎中より出土した、肥前系磁器碗の体部片である。内面・外面共に施釉・染付を施す。時期は18世紀後半以降である。

138は石組造構2の中央部礎中より出土した、肥前系磁器の碗である。「ハ」の字形の高台を有する。時期は18世紀後半～19世紀初頭である。

139は石組造構2の落石除去中に出土した、磁器碗である。内面・外面共に螺旋転写による染付を施す。時期は明治～大正時代にかけてである。

(3) 中寺廃寺跡出土多口瓶生産地調査

中寺廃寺跡では平成17年度に行ったB地区第2テラス発掘調査において、僧坊と考えられる掘立柱建物跡の柱穴から須恵器多口瓶が出土した（第38図）。多口瓶は類例調査により兵庫県相生市付近の窯跡において製造されたものであることを確認していた。平成18年度は兵庫県教育委員会森内秀造氏のご協力のもと、相生市付近の各窯跡から出土した遺物を実見しながら、中寺廃寺跡出土多口瓶との比較を行い、中寺廃寺跡出土品の生産地の検討を行った。

検討の結果、表面の色調・焼成は同じ窯跡で焼成されたものでも個体差が大きいため明確にどの窯で製造されたものかは確定できないが、中寺廃寺跡出土品とほぼ同様の色調・焼成を示す須恵器が各窯跡で出土しているため、相生市付近の窯で焼かれたものであると考えられる。

形状の分析からは、中寺廃寺跡出土品は相生産須恵器の古い要素と新しい要素が折衷していることから、9世紀中葉～後半の窯跡（西後明41号窯、入野6号窯、落矢ヶ谷10・2号窯と同時期の窯）で焼成された可能性が高い。特注品のために固体の精製の度合に多少差がある可能性を含めると、9世紀中葉～10世紀前半の窯跡（西後明23号窯、西後明41号窯、入野6号窯、落矢ヶ谷10・2号窯、乳母ヶ懐3号窯と同時期の窯）で焼成されたと考えられる。

各要素	古	新
口縁端部	断面三角形。	下端を外側へ拡張する。
頸部	器厚にメリハリがあり、直線的に開く。	器厚は一定で曲線的に開く。
突帯位置	高い。	低い。
突帯形状	高い。角を鋭くつまみ出す。	低い。角が丸い。
肩の張り	強い。	弱い。
体部形状	体部最大径が上位。	体部最大径が中位。

年代	窯跡名	各要素					
		口縁端部	頸部	突帯位置	突帯形状	肩の張り	体部形状
840年 ～ 870年	西後明23号窯	古	古	古	古	古	古
	西後明41号窯 入野6号窯	古	古	古	古	古	古
9世紀後半	落矢ヶ谷10・2号窯	新	新	新	新	新	新
10世紀前半	乳母ヶ懐3号窯	新	新	新	新	新	新

9世紀中～ 10世紀前半	中寺廃寺跡出土多口瓶	古	古	新	古	古	古
-----------------	------------	---	---	---	---	---	---

第3表 相生産須恵器双耳壺と中寺廃寺跡出土多口瓶の新・古要素

※中寺廃寺跡出土多口瓶の要素

色調：灰白色、直徑約1mmの黒点が少量入る。

焼成：高温（約1,000～1,100℃）で焼成され、非常に堅緻である。

表面：窯での焼成時に灰が降りかかり、うすいクリーム色の自然釉がかかる。

・方向から灰がかかり、自然釉の厚さに差がある。

形状：表面…タタキ目をなで消す。

口縁端部…するどくつまみあげる。

突帯位置…肩部及び、肩部と頸部との中间に位置する。

突帯形状…断面長方形、角はするどくつまみ出す。

肩の張り…弱い、体部最大径は上位。

第6章 文献調査

第1節 調査の概要

寺院遺跡の調査において、寺院の詳細が記された古文書等を通して行う文献調査は、寺院遺跡の歴史的な性格を位置づける上で有効である。しかし山岳寺院の場合、その多くが過去に廃絶・移動等が行われ、寺院の詳細が記された古文書は現存しない事が多い。中寺廃寺においても同様であり、現在までの確認した中寺廃寺に関する文献はすべて近世以降のものである。中寺廃寺に関係した近世以降の古文書について調査を行った結果、江戸時代末に高松藩主が鷹狩のために中寺廃寺跡付近を訪れた際の一連の史料を確認した。史料には当時の人々の中寺廃寺に対する認識や当時通行した山道について記されており、貴重な成果を得ることができた。

平成16年度は中寺廃寺跡が所在する旧村である造田村の庄屋文書「西村家文書」中の「日帳」の調査を行った。その結果、天保6（1835）年2月の条において、造田庄村屋と高松藩の役人の命を受けた鷹足郡の大庄屋との間で行われた文書のやり取りの中で、「中寺」という記載を確認した。

平成17年度は引き続き『西村家文書』の調査を実施した。また、造田村の庄屋が提出した藩主が鷹狩を行う際に通行する道筋の絵図を確認した。

平成18年度は中寺廃寺跡が所在する旧造田村に隣接する旧川東村の庄屋文書『稻毛家文書』の内、町内に伝世している古文書について調査を行った。しかし、中寺廃寺及び高松藩主の鷹狩に関係する史料は確認できなかった。

平成19年度は香川県立文書館が保管している『稻毛家文書』の調査を行った。また、香川県歴史博物館が保管している『十河家文書』の調査を実施した。その結果、両文書中において高松藩主鷹狩に関連する史料を確認した。

文献調査については中寺廃寺跡調査・整備委員である徳島文理大学木原溥幸教授の全面的なご指導・ご協力のもと調査を実施し、報告書掲載文書を作成した。文書類については木原委員に解説して頂いた訳文を読み下し文に訳し掲載した。また、絵図については巻頭写真図版にカラー写真、本文中にモノクロ写真を掲載した。

第2節 文献調査の内容

(1) 「西村家文書」文化2年丑2月「絵図（まんのう町造田作野谷付近）」

西村家文書の中で確認した、文化2年に描かれた中寺廃寺跡周辺の造田作野谷の絵図である。絵図中には中寺・笛ヶ多尾・犬塚・三ッ頭といった当時の地名の記載がある。

(2) 「西村家文書」「殿様御蘆野被仰出候ニ付峯筋御往来道法方角絵図指出之控絵図」

造田庄村屋が大庄屋に提出した藩主が鷹狩を行う際に通行する道筋を示した絵図の控で、

大川社から笹ヶ多尾（笹の多尾）までの讃岐山脈上の道が記載されている（第1図参照）。絵図中には古道と新道が平行して描かれ、張り紙には「笹ヶ多尾から大川社への道2町（約218m）は阿波、そこから1町（約109m）は松平藩領、そこから11町（約1,200m）は阿波」、「道は狭い道であったが今回新道を願い申し出た」等の記載がある。

（3）『西村家文書』天保6年「日帳」

『西村家文書』は旧造田村庄屋文書として、まんのう町琴南地区内の西村家へ伝世したものである。その中の「日帳」には文政10（1828）年から明治10（1877）年までの日々の記録が日記調に書かれている。香川県立文書館のご協力により調査を実施した結果、天保6（1835）年の「日帳」において「中寺」という記載を確認した。

①～④は造田村庄屋が大庄屋らに古道の詳細について書き送ったものである。⑤は造田村庄屋が山方役所の役人に対して提出した藩有林の中に道をつけるための申請書である。⑥は大庄屋が造田村庄屋に書き送った古道沿いにある名所・古跡の照会で、⑧はその返答である。⑦は山方役所の役人から造田村庄屋に書き送った出頭願いで、⑨はその返答である。⑩は大庄屋が造田村庄屋に書き送った名所・古跡に関しての詳しい説明を求める照会で、⑪はその回答である。⑫は造田村庄屋らが提出した山道を補修するための申請書である。⑬は大庄屋が造田村庄屋に書き送った書状で、⑭はその返答である。以下、史料の要約を示す。

- ① 殿様が通られる道筋は通行の邪魔になる樹木が茂っている。
- ② 通筋は塩入村脇野馬場から那珂郡中の社人の尾を通り、鶴足郡中寺へ取り付く。そこから鶴足郡造田村の土地を通り、大川へ至る。この距離は50町（約5.5km）である。郡境である中寺は足場が悪く、継ぎ替えには差支えがある。昔から年寄中や郡奉行や山奉公中が通る際は塩入村の御林守伊平が案内した。その際は笹ヶ多尾で継ぎ替えし、そこから大川までは造田村がお送りした。昨日申し出た樹木が生い茂った古道もある。新道に出れば乗馬にて通行が可能であり、少々荷物を積んでも通行できる。
- ③ 薺からの道は通行できる状態にあるが、阿波との境の峰筋を通るためにには杵野新御林の中の木を伐採し新道をつける必要がある。しかし現在雪が3尺（約1m）あるため、現地の様子がわからない。
- ④ 先日は塩入村から大川までの距離は50町（約5.5km）と伝えたが、山道のため70町（約7.6km）になる。また馬には少々荷物を積んでも問題なく通行できると伝えたが、これは阿波の馬の場合であり、讃岐の馬ではあまり荷物は積めない。
- ⑤ 殿様が通行されるため、新御林の中に道を敷設したい。その際支障となる木の伐採が必要な場所が多くある。
- ⑥ 今回通行する山道に名所・古跡は無いか、筆が田尾の絵図を差し出し報告せよ。
- ⑦ 道をつける際に支障となる木について、詳細を理解している組頭を飛脚が着き次第山

方役所へ出頭させよ。

- ⑧ 造田村の中には無いが、篠ヶ多尾の周辺に「犬の墓」と「中寺堂所」という名称不明の寺跡がある。
- ⑨ 早速組頭を出頭させる。
- ⑩ 2箇所の古跡について道筋からの距離及び、現状と由来を明朝までに提出せよ。
- ⑪ 末寺の岡にある犬の墓は通行筋から片道5町（約545m）、中寺堂所は通行筋から2町（約218m）に所在し、昔から石があると伝承されるが、寺の名前は不明である。（※）
- ⑫ 造田村の道・橋の取り締りを申請する。阿波国境の通行筋は1ヶ所、大川御林より篠ヶ多尾まで750間（約1350m）の柞野新御林の中の道である。篠ヶ多尾から中寺までの道は1000間余り（約1800m余り）の鴨足郡・那珂郡境の古道である。
- ⑬ 先年長曾我部の兵火により消失した中寺は何免に属するのか。
- ⑭ 中寺は大川社坊にあり、阿波との境界である篠ヶ多尾の少し下である。東西南北を山に囲まれており何免とも判断が付きがたいが、櫛地免の付近なので櫛地免に属すとしてよいと思われる。

※ 篠ヶ多尾とは旧琴南町・旧仲南町・徳島県旧三野町の3町が接する付近に所在する篠の多尾（峠）のことであると考えられる（第1図参照）。篠の多尾から中寺廃寺跡の立地する尾根上にかけて山道が走るが、ここが文献中の「御通行筋」とすると、道から平坦地までの距離が200m程度である中寺廃寺跡D地区が文献中の「中寺堂所」である可能性が考えられる。

(4) 「西村家文書」天保6年書状

西村家文書より、殿様鷹野に関係する書状類を抜粋した。書状によると、物品・時刻・雜ぎ替え・雨天時の対応等、かなり綿密に事前協議を行っていたことがわかる。

(5) 「稻毛家文書」天保6年「御用日帳」

「稻毛家文書」は旧川東庄村屋文書として、まんのう町琴南地区内の稻毛家へ伝世したものである。その中の「御用日帳」には天保4（1828）年から天保11（1877）年までの日々の記録が日記調に書かれている。香川県立文書館のご協力により調査を実施した結果、「御用日帳」天保6（1835）年において、通行筋の名所古跡等の照会といった殿様鷹野に関する問い合わせが川東村へも行われていたことがわかる。

また、川東庄村屋は名所として明神より23町（約2.5km）にある「岩の乳」を示したが、これは、現在「みかど温泉」となっている乳白色の冷泉を示したものと思われる。

(6) 「稻毛家文書」天保6年「殿様御鷹野被為遊小休止處円勝寺一件留」

稻毛家文書の当史料より、殿様鷹野の際に円勝寺で休憩したことに関わる一連の史料を抜

粹した。殿様鷹野の行程や準備等の様子をうかがい知ることができる。

(7)『稻毛家文書』嘉永4年「殿様御泊御鷹野一件御用留」

稻毛家文書の当史料より、嘉永4年に行われた鷹野に関する一連の史料を抜粋した。殿様鷹野の行程や準備、名所・古跡の問い合わせ等の様子をうかがい知ることができる。

(8)『十河家文書』嘉永3・4年「殿様御泊鷹野一件記」

「十河家文書」は旧法勅守村庄屋文書として、丸亀市飯山町内の十河家へ伝世したものである。香川県歴史博物館のご協力により調査を実施した結果、当史料より嘉永4年に行われた鷹野に関する一連の史料を確認した。殿様鷹野の行程や準備、名所・古跡の問い合わせ等の様子をうかがい知ることができる。

第3節 文献調査の成果

文献調査の結果、江戸時代末の人々の中寺庵寺跡に対する認識が明らかになった。これによると、中寺は江戸時代末にはすでに廃絶しており、「寺の名前がわからない」「昔から石があったとされる」状態であったことがわかる。しかし、地元の庄屋が名所・古跡として挙げているため、寺が所在したことは民衆の間に言い伝えとして残っていたと思われる。

また、鷹狩の際に通行した塩入村→中寺→笛ヶ多尾→大川山という山道は、江戸時代末において大川山への参道となっていた事がわかる。中寺庵寺と大川山をつなぐ道の名残が残っていた可能性が考えられる。

諸都合により非公開

(1)『西村家文書』文化2 (1805) 年丑2月「絵図」(まんのう町造田柞野谷付近)

諸都合により非公開

(2)『西村家文書』「殿様御塵野被仰出候ニ付峯筋御往来道法方角絵図指出之控絵図」

(3) 「西村家文書」天保六年「日報」

①

「奉書上仕り候、然らへ御通船萬の通筋には柳木生茂り、御通其隣りへ御通萬く候
「奉筋通行ニ相成り候件へ、作野新御林の内ニ」右の隣り木御通なるべくと存じ奉り候ニ付、諸より多く申し上ぐべ
く候、先ず右の通申し上げ候、斯くの如くニ御通候、以上

一月二日 西村市太夫

宮井清七様

②

覚

「塙入村詔旨司端と申す處より、都御院の内西山社人の尾と申す所へ通り、都足御山寺堂所と申す所へ取り付き申す
べく候、大れより都足御山寺村の内御通行にて、大川へ御通三ニ相成り申し候、此の通法五拾一位と存じ奉り候、尤
も都御山寺中では路を更に三は、川中足御山寺からさる後指し文と存じ奉り候

「往古より塙入村中都御山寺行山事行中路通通りの筋へ」塙入村禪林寺伊平と申す者、是より差筋御通行ニ相成り申し候、
其の度へ徳を多居と申す所にて難を更に相成り候、夫れより塙入村禪林寺伊平と申す者、是より差筋御通行ニ相成り申し候、

「一月申し出で仕り候通行の所もこれ有り、又前道ニ送り立て候件は、宇馬郡ニテ御通の難相成り申すべく候、井び二
少々の物物持き見ても運行相成り申すべく候、駕口へ平日ニてこれら有る場所ニ御通候

右の様承り山行申し候、尤も參拝へ其分の上、仰せの通り絵図面ア以て申し出で仕るべく候、先ず要を申し上げ候、以
上

一月三日 西村市太夫

宮井清七様

十河通五郎様

③

「奉書上仕り候、殿様御通筋ニ相成るニテ、筋の通筋には柳木生茂り、御通其隣りへ御通萬く候

「奉筋通行御通行ニ相成り候件は、作野新御林の内、諸木代り払い申さず候へハ、新江付申さざる處ニ御
筋、だらけた三並位より申し候ニ付、様子も悉く相引り難を莫ニ御通候、先ず右の段山上行候、斯くの如
くニ御通候、以上

一月四日 西村市太夫

杉上相左衛門様

船水二郎八郎様

④

「都方へ右後所へ申し山での通り、同は申し山で仕り候、尤も通筋左の通り

宮井清七様

十河通五郎様

前々、本文の通り後所へ今日申し山で仕り候、併しながら御通船木の大木もこれ有り、何様穴や數を前述にて、大
ニ心配仕り皆に申し候、泰輔へ行役所へ職り由て候組頭指し申し候候、御聞き成られ下さるべく候、山方役所
へも申し山で仕り候、且つ又、作野通人村より人川走道法五拾一位と申す義申し上げ候得共、山邊の事故七拾丁
ニも限らりこれ有る様相聞へ申し候、何難御通を事にて、泰輔相囃り申さざる事ニ御通候、井びニ馬少々の荷物ハ
若しつらわる様申し上げ候得共、船の主は阿波丸ハ國分六位仕官「御神共」、諸州の城にてハ御直轄を繋ニ御聞へ申
し候間、右様御通ニ御聞き難き候られ下さるべく候、右令のみ申し上げ候、斯くの如くニ御通候、以上

一月四日

⑤

「奉書上仕り候、然らへ般舟御通在、般舟御通邊はせられ候様子ニ付、御通筋取り扱うる般舟の見様もりて運り

「飯所」作野新御林の内へ新通付申さず候へ、阿州の外へ相應り、持た心配仕り皆に申し候、又高通ニ付申し候
件へ、禪林流木代り払い候場所多くこれ有り、越え又心配仕り皆に申し候間、阿州や々御口分の上、食しく御貢り貰
い候られ下さるべく候、尤も皆二尺位も限より申し候ニ付き、御と様ても相引り難を莫ニ御通候、先ず右の段申し
山で申し、斯くの如くニ御通候、以上

一月四日 西村

西村市中大夫

安富赤石門様

森 太石宿門様

前々、御取扱事務よりまい候様ニ相見く申し候間、何様御見合ニ指し申してやうべく候

⑤

後ケ多民の絵図御指し川し坂ちに相送し申し候

此の佐藤山分野御用名所にて御手はりに無る候、町味の上白老御領後七日早朝迄二郎申出て成らるべく候、以上

一月五日 十河魚立郎

官井清七

西村市太火様

⑥

銀即ア以て中し進め候、然らハ御取扱事務二付さる、御通御御林の古木除り木の森ニ付き、□□貢す御用これ有り候間、施想心御持り申し候御顔を人此の御御事次第、御役所へ趣指し出し候らるべく候、其のみ申し進め候、以上

一月五日 森 太石宿門

安富赤石門

西村市太火様

⑦

一幸市上仕り候、然らハ御御野御通行御名所にて御手はりに付り候侍ハ、申し出で仕り候様ニシテ、遙々仰せ聞かされ候事承知仕り候、此の御御入村より御通行筋、当村の山ニ至所は皆御通無く候、尤も後ケ多民近辺ニタキ申し出で仕るべき御事御主御御通筋等大是へ御河都の内ニて御通候、總に御近出村の内には

一人の耳

一中寺文所 仏し手うち相知申さず候

右二ヶ所より外ニは何も御御無く候、是處も指しかる事ニテ御御無く候ヘ共、御通行筋ニ付き申し山にてり候間、御者をき出し候事御御通筋の上御見合わせニ、御取り付らし候され下さらべく候、右の身申し上げ御御くの如くに御御候、以上

一月六日 西村市太夫

官井清七様

十河魚立郎様

⑧

御持見仕り候、然御頭の由御御の御參り以て仕り候、跡より今々指し出し申すべく候、右、申し答え送斯くの如く御座候、以上

一月六日 西村市太夫

安富赤石門様

森 太石宿門様

⑨

御持見仕り候、然御頭の由御御の御參り以て仕り候、其の村方の古跡ニキテ御御昔を出し相連し申し候、然ル所石の分御通筋と申するもの、だといき者御の御御りにて、矢張り道法へ入田ニこれ有り、近日隣申山て成らるべく候、井戸に口持と申すハ古寺又ハ何ぞ以前の形ニても、少々ハ相残り所り申し候と申す歟、何れ山來御者も山へ送らるべく候、甚だ惜しき申し候、何分御御御者も出で送らるべく候、以上

一月六日 十河魚立郎

官井清七

西村市太夫様

⑩

幸峰上仕り候、然らハ御通行筋ニこれ有り候大の森井びに幸地との道法由来等も、申し出で候様ニ遙々仰せ聞かされ

の馬木知せり候、左ニ申しに上候

一末寺ノ國人の事

御通行筋より道法見そ四丁位、尤も脚立ち候り二相成り候得へ、始丁位ニ相成り申すべく候、且つ鹿末の幕印在古よりこれ有り候所、子孫の者と云ふ有り、大明年中内田免大辻筋く羽林御館の通りにて、引高ニ仕り御座候、併しおから格別子細も任承化らせる竟ニ御座候

一中寺坐所

御通行筋より足そ四丁位、尤も脚立ち候り二相成り候時ハ四丁位、往行は石の口寺相手ね所リ申し候、併しながら寺中者も相場申さず候事ニ御座候

右の通りニ御座候、以上

左屋

西村市太夫

内牛清七様

十河龟五郎様

②

上 大保六本半

御跡跡通り初ニ付き御走御走田村道筋取り候い頭い指し山ノ坂

昔 一月

一柳庄御道筋 勝手所

大川御社林より従ケ多尾延莫カヒ百五拾間、井野新御体の内(以下略)

一従ケ多尾延より中寺を渡取る候

長谷子山公、じよ山公母、御阿都御前娘六通

(以下略)

右の通り道筋取り候い頭面に申し上候間、御又分の上御井御仙せ付けられ下らるべく候、頭い上行奉り候、以上

一月 繩頭 重船行御門

同 鞍之助

同 大友御門

左屋

西村市太夫

③

心を申し遣し候、然らば先遣て御申し川でこれ在り候當行我部時代、兵火ニ逢い候其の村ニ在る中寺と申すハ、何處の内ニこれ在り候中寺ニ候能、百姓の状況次第を御申し山で候らるべく候、甚だ旨し想さ申し候、以上

九月六日

十河龜五郎

西村市太夫様

前々、御即にて御意を仰度て御申し山で成らるべく候、以上

④

御承れ行見せり候、然らば西村中寺、先年甚當我部兵火ニ被災仕り候寺跡、何處ニこれ有り候候と、送々仰せ聞され候事承知り候、頃ら左ニ申し上候

一中寺

曰じ、大川社坊の由て、阿利原僅ヶ多尾の少下タニて、東西南北大山越きの中故、何處とも誰ニ申し上候
く候、分予御地免より手近の場所ニ付き、御地免と申し候ても、宜しく御神體と併じ奉り候

右の通りニ御坐候間、立して御申し山で仕らるべく候、以上

九月七日

西村市太夫

十河龜五郎様

(4) 「西村家文書」天保六年 善状

①

般様御通り内村那藤塙口通より候へ、御幸^御御指し文えつれ甚^甚良、御申し出で相送し候、以上

一月一日 十河鬼五郎

吉井清七

西村市太夫様

②

(通鑑)

「通鑑」

西村市太夫様 吉井清七

十河鬼五郎

此の度御願を御通御の趣二付き、送々御申し出での禮承印致し候、以上

一月三日

③

一申し送し候、然らへ様内村那より大山迄立山の道筋通りこれ在る内、ども此の度御通り道へ御ケダラ通り相承ら
送り申し候く共、右外道の順逆合せの趣ニ付き有り候間、何猶何端と申す難條同へ相認め、道法共御申し出で成らる
べし、尤も本件に拘して候、施主者しからず、明日是迄に御指し出し成らるべく候

「御幸山宿御番為相成る由、今御脚申し出でこれ付候、右二付きてハシミ岡州城等往來致し候事ニ付之有る也、井
びに此の度少々の御付馬御持人足守往行出来、岡所御様にて人馬難更えも相認るべき中ニ候候、右西院とも此の件へ
御申し出でこれ有るべく候

一昨日か頃へ送々申し聞かせ候、右脚筋御通御の趣へ、お方にて出来申す我と相心得申下べく候、余の申し送し候、
以上

一月二日 十河鬼五郎

吉井清七

西村市太夫様

④

御脚以て申し送り候、然らへ般様御願を二付き、御通り御脚林の諸木廢り木の趣二付き、而謹致し候御用これ付り候
間、能^能申心付所申し候事項、此の御聞きを次第御所へ御指し出し成らるべく候、其の為申し送り候、以上

一月五日 森 太石衛門

安富源右衛門

西村市太夫様

(「口縦」にあり、世し御法不差廻所あり)

⑤

御通り御脚通御い二付き、繪圖を御脚指し出し相送し候、以上

一月五日

(通鑑)

「二月五日

西村市太夫様 吉井清七

十河鬼五郎

⑥

心の申入れ候、此の度御泊御野の前、其の村々御通り御通御只分ニ、明くる十六日早朝岡田山足、左の通り只分
致し候間、別路間違ひこれ無き様取引計らひに付けられべし

岡田上行 正五つ時

長尾村 正四つ時

炭所村 正九つ時

越谷村 正八つ時

右の通り越行致し候間、夫々頬張の通り間違い無く村境迄、村役人中御出漏ひこれ在るべく候、尚又坂所西村にて母文
度、造田町にて上御致し候間、左様御心存在るべく候、右申し入れ度斯くの如く二候、以上

參 三郎左衛門

一月十五日

岡田四より

岡田に 十九日國中期

甚尾 右持り取り御用通さて申し候

坂所内 父ノ親清七郎立申し候 造田

右村々庄屋中

(①)

「若者上仕り候、然らハ此の御用難附に付セ、甚ケ多尾にて人取難事所に相成り候時ハ、左の品々これ無く候てハ相本
哉と行じ事り候ニ付キ、御御いの定

一御道具立番 佐岡木 大竹木本

一御駕籠台 吉竹の上ハ折七扇にて一歳

一洋代 八角

一木 扇輪

一「口」取 上八枚

一岡 下六枚

一上向茶釜 サツ

一下向茶釜 オツ

一茶碗 五位

一茶斗 五つ位

一御車金 五つ位

一毛せん 二枚位

一火縄 五配位

一馬の拂 少々

一草りや舞 五位

一馬と二五枚位

右の品類せ付けられこれ無く候ても、右方二田世はうす候てハ、山中故万一指し支えも御用有るべく候て存じ奉り候間、
右品類の内用章仕り給るべき公、御貴賀之上御指図印せ聞かされ下さるべく候、尚又人用二相成り候時ハ、御都方御貢
い上行ゆかひニ二物の内へ御用えべからず候様ニ、直しく御取りあらひ願ひ上げ奉り候、右御伺い申し上げ候際くの
如く御座候、以上

一月十五日

西村市大夫

一方付清じ様

一河内五郎様

(②)

慶祭御應野に付き、甚ケ太尾にて御立上相成り候所、左の品々御用合わせ

一御道具立

一右ハ御用阿これ無く候間無用

一御枕青絆

一甚ケ多尾茶釜の幾ハ、成丁前にて御清まし候られ候

一母文度所茶灰申し出で相送り候

一大川善助の道標除出来の段御申し出で、是又相送り申し候

一宮瀬寺八郎殿井井に重五度前、自詔今日ハ其の村方へ送り贈られ候事有せられた候間、御指し支えの幾つれ有り候件

ハ、御攝院候らるべく候、右大々申し送り候、以上

一月二十三日

(原稿書)

「一月」十二日

西村市本太様

宮井清七

「河童五郎」

⑨

急ぎ申しつれ候、謹らく口口岡田上村にて、河西により御詫び致さむ申し候其の村方甚ヶ多に御依頼の候、早々御取り計らい候らるべく候、此の段落の為々申しつれ候

「先日甚ヶ多甚ぐの山へ足走り入、脚り付けの上山を走りこれ在り候得共、此の便用紙の通り謹らし方に相成り申し候間、左様御心肝脚取り計らい相成り候、ども詫れ込みの業は御手元より御詰り込み候らるべく候、且つ諸道具持ち運び人足並びニ茶桶八足の轍、持除人足三にて乗ねて先口御詫え申し候き経過り、方々指し見え候く御取り計らい候らるべく候、付合の為申しつれ候、其の為飛脚を以て申し送め候、以上

「一月」十五日

十河童五郎

宮井清七

益出村

西村市本太様

⑩

詫申しつれ候、此の度御應野御通行二付き、那須郡塙田村甚ヶ多居にて、人足繩を更えニ相成り申し候ニ付き、葉ねて先日測り付二相成り候人足、ども此の度渠らし方に御詰り立ての通り、「四月二十七日脚方定」、甚ヶ多尾人足会所野野助六宅延、才源組頭相談して同道い無く御詰し出し候らるべく候、申しつれ候御事の如くニ脚應候、以上

道田村甚ヶ多居

人馬公所

「一月」二十六日

塙西村　益出村

岡出土村　同内村

同東村

「付合」に詰集中

⑪

御見致し候、然らへ甚が多口の御似甚ぐに余私武枚御入用の所、金出廉ニもこれ無く、依つて甚承わら裏御仕立て候中、右二付き承担当此これ在り候得ハ、指し越し候様御縦者承知致し候、併しながら此アの處も支度ニもこれ無く、漸く益出にて相識ス、今後万が二相用い済み申し候、然ら共脚方式枚の差二付き、明日此元御姓相済み次第、早速領を返済め候様貰すべく候間、先手右脚折と掛け候意にて御立て候き、此により遂わし候通間二合い候得ハ、日々御取り更え候様貰らるべく候、

一往が多は人足繩更え湯汲く、御前近くにてハ相成らざる段、川投人より指図され有、右二付る那須部分にて繩を更えテ脚傳ヘ都合宜しく候間、右都回役へ掛け合い脚傳御申し越し承知致し候、併しながら是日後脚者共より掛け合い脚傳間もこれ無く、其の上場所のみ借り候事哉、あの方より先や角申すべき皆ハこれ有る間數く候ニ付き、其元より繩頭ア以て右の脚傳掛け合い置き候得ハ、食しき縄と存じ候間、此の段取り詰らるべく候、溝中ナシも無く候様共、鉢頭部より人足等折し川しげれ候様中ナシ、相成らざる段ハ實にて御承認うけに候、全の為申でながら申しつれ候、行人々々御越じ走此の如く御解候、以上

「一月」二十六日

（封）

一ノメ一

（原稿書）

「道田村

西村市本太様

宮井清七

御用」

「河童五郎」

(2)

「諭申し渡し候、然らへ候が由尤人を難と見えの候、其元に因テ以て御掛け合ひ様御渡し申し候候共、口達にては然聞達い事にて有る事にてハ相沿テ候間、余の為那河源同役ハ明紙送わし候間」此の音狀与願持なせ、平々あの方へ御掛け合ひ成らるべし、才も人足ハ当務の人足指し出し申す義御本印と存じ候

「甚か由是御仮目入用余莫明日此より指し送り候様御達しに及び候得共、只今次七義坂山御通り所より難り候り候處、御小休の差の奥御乗車所ニ相成り候由、これに依りてハ所定紀元より承認送り候義時刻移り候故、間ニ合ひ申しがたく候間、矢張先御申し送り候通り、遂ニ御仕立て候わら事ニテ御舟え置き成らるべく候、此の段念の御

心得ニ申し入れ候

右文々申し送り候早々、以上

一月二十六日

(3)

「メノ日二十六日」

(奥瀬邊也)

「造田村

西村市太夫様 賀井傳七

急脚用 一月二十六日

(3)

「諭申し渡し候、然らへ

「般様大川官銀券持送はされ候所、むし兩大にて万一千御通行費指しええ、御參詔御無用ニ相成り候得ヘ、其の御村より中通村御通御通り相成り候處の趣、那河源七ヶ村より此の役通達これを候ニ付キ、大領時は此元にて申し難し候てハ大シニ指しえ候に付カ、道田村にて通達これを候、右七ヶ村にて行合ひ度を申し候間、若し行祭間もう次第、御端は勿論中通行くも、其の御村より御端ヲ立てて、水谷に御取り付らるべく候、余の為申し入れ就此の如く御仲候、以上

一月二十七日

勝浦村

会所

西村市太夫様

(4)

「諭申し渡し候、然らへ明くる二十八日候のだとて人足難と見えの度へ、兼ねて御本印の度ニテ御連帳持共、人足難み込み等の趣へ、定めて御子より御取り扱い候處、又へ人馬引き請けの者より取り付し出さ候ニ候故、右兩隊の所次して難通い無く、御取り付らい難き候らるべく候、右余の為申し入れ就此の如く御仲候、以上

一月二十七日 十河原五郎

西村市太夫様

(5)

「諭申し渡し候、然らへ往ケタマニて人足百人余、承り立候手引の」頼、余利用意候らるべく候、此の段つを申し渡し候、以上

一月二十七日

森田健助

豊田多兵衛

勝浦より

西村市太夫様

(6)

尚々、「」萬も御指し出しき度、万々、「」候様御取り付らるべく候

「諭申し渡し候、然らへ尤人申し送し候此の度の御供の面々」其の御村方にては文度空し候様御成り候間、其にて御申し出で題し御通の家ア指掌度申し付け、成天の通り番々此門御供の内、勝浦御門御通りの御御度所と歟、何レ相知し候様度付らるべく候、御用度の所ハ、御御度多御御度空清茶葉屋の新、御御御門にて行置き候らるべく候、文度向きし御白所にて申し城すべく申し候、(略)日々御御度付らるべく候、成人は寺町一帯より入用の者申し出で候へ、行行頭頭一頭也、何の御用御指し文度空する御御度付らるべく候、其の餘此の段申し送し候、以上

一月二十七日

鎌田多兵衛

大村市太木様

尚々、右の外入用三相度るべきを申す。これより候へば、用意御申し付け置き候らるべく候。

(5) 『福七家文書』 天保六年「御用口帳」

① 飛脚ヲ以て申し入れ候

鎌様人貢令邊はされ候三付を、村々池名井びに川井掛かり出水井、持ち加え水掛かり候等、大き見り開くの上書き用し候様申し来り候三付を、ヨリ間違ひ無く御取り調べ、来る二十六日迄三先二郎方へ、御當も出しこれ有るべく候、更に二十六日開延り三相度り候へば、飛脚差し遣わし候間左様御承知これ有るべく候

御用口帳

香代謹

右ハ当務文配脚せ付けられた候間申し来り候間、御心得の為此の如く申し入れ候

(下略)

右夫々此の如く申し入れ候、以上

一月二十一日

大村宇吉衛門

村々

② 飛脚を以て申し入れ候

御野合一件、日々申し渡じ候御用これ付り候間、即くる二十七日四つ時、各在三飯方へ御詫いこれ有るべく候、且つ又養

當の村々へ状態施り出で候様、御取り計らいこれ有るべく候

一組通行筋村々へ申し入れ候、餘所古跡等これ有り候へ、申し出で候様口申し来り候間、其の後申し施れ候所、御
詫い申しの村方らこれ有り、又ハこれ無き御申し所でこれ有り、其の後申し出で候處、神社堂宮其の余存候を聽本、
且つ又土産屋の處等も、何れ致申し御人曰くやむ、「今一處右の趣にて取り調べ、村切頭通にて立て、申し出で候様
申し来り候間、明日中二先二郎方へ台脚申し所でこれ有るべく候、且つ又脚通行場より何一計申す處も夫々御詫き
入れ、脚指し出しこれ有るべく候、且つ又軒頭にてつ々脚指し出しこれ有るべく候、以上

二月二十六日

大庄屋四人

村々

③

飛脚を以て申し入れ候、然らば其の村々筋所古跡神社堂宮筋木上處の期、何ニより下部で御詫き是、書き出し候様申し
米る母に御詫ねに応え申し候、先日御詫き出しこれ有り候間、近法二十五丁を境ニ致し、石壁の頭少しあれ残り申さざる
様、今秋中ニ書き出し候様又申し米り候間、先日御詫き出し候分へ、最草御詫き山しニ及ばず候間、其の余の頃苗だ
指し急急と申し候間、此の飛脚の者へ御詫き出し有るべく候、とも連絡より何一計申す處印し、是又御詫き出しこれ有
るべく候、其の為飛脚申し入れ候、以上

二月二十一日

大庄屋四人

四分、川萬

尚々、川東村谷田口の丸五ハ、先日「口を以て明神より二十二三」これ有り候間、大様御心持御詫き出し候らるべく
候、以上

(6) 『福七家文書』 天保六年「殿様御野合報ぬ達脚小体足口勝手一件印」

①

殿様御野合報ぬ達脚はせられ、「二月二十六日頃出立、御治役御足所脚小体足の通り

二月二十六日 脚野合報國分村

一腳小体足

四分等

同日	一御所	(記載なし)
同日	一御所	同野高見坂出村 (記載なし)
同二十七日	一御所	(記載なし)
同二十八日	一御所	(記載なし)
同日	一御所	足那勝麻村庄原 (記載なし)
同日	一御所	佐野佐成 (記載なし)
同日	一御所	同野高見東村 (記載なし)
同日	一御所	同野同村 (記載なし)
同日	一御寺立所	斐記笠松 (記載なし)
同日	一御所	同野東分村 (記載なし)
同日	一御所	水曾子 (記載なし)
同日	一御所	同羽根庄上村草人 (記載なし)
同日	一御所	平坂坂太 (記載なし)
同日	同都烟出村	實野 (記載なし)

②
「筆中連候」、恐らハ口語サニテ御便の間最矣耳、筆通り其の外報報の處、余慶抵き少引下件ニ致り難い様様、御取り仕
らん候らるべく候、尤も「十日御報榮業ニ相違るべき脚業アリ」これ有り候間、同日より御取り掛かりひきさきキ出来候報
取扱音清らしらるべく候、(下略)

⑤ 長面行見仕り長
殿蔵傳貯合延邊はそれ様二付き、細瀬郡所川東村口藤子にて、御小姓三組成り領二付き、下泊五軒計り当村方二て取り計

一月十日 中道村庄屋 俄人半
川東村豪榜 川西勢豪榜

④ 墓園内通行二歩き、其の村側に樹林の内へ」新附け申し度候、此間出役人より御山崎侍候とも、改新附け申す。候へ折し文支候へ、其の街へ御申し出でての上院所へ通達これ有り、御取り直らひどきるべく候、左無く候ハ新附け申す。是故に御申す。正月に當る事にて御申す。」やうやく御内へゆき申す。」
〔註〕

一月十八日
森人右衛門
安富林右衛門

赤石御門祭

⑤

「誓申し達し候、然らば此の度御野令御承認日限、来るに十六口と仰せ出でられたれ候二付を、右の越川某村へ御申し聞かせ定らるべく候、右二付を今日御同役中吉合致し候間、御内人の内難老人、「川へ御出で下され候事致し現存じ事り候間、其の段落を申し達し候」以上

「月」下口

木原先三郎

官職御平太郎

□

左衛助殿

⑥

「誓申し達し候、然らば中村役二郎助曰、「十一日未三部方へ仰し候され、大より」、「十二日御端野神社所御道筋為見間として、並分相介川東村へ振り拂し」、「れ、田端やにて土郎致され候間、左様御心持、御室内御頭村安へ御持し出しこれ有るべく候、其の為此の御申し入れ候」以上

「月」下口

木原先三郎

奥村宇右衛門

村々住顛兼中

⑦

「旗振御野令一件二付を、申し候て御用これ有る二付を」、「月」下口四つ時正所中相属い候様、尤も甚帝の村々へ状羅置り出て坂峠申し來り候べ共、其の鷹川前指し掛かり所又分として、入り込み所り申し候二付を、行き通り出で申さず候、坂峠生で御門指し申し申し候、且つ後宮花詠詩さぬし櫻田御參候

「櫻漫に詠行々詠所行詠社を空實其名詠キ鶴木」、且つ地所連の姓にて御内詠を櫻野人田二付を、右の趣にて取り廻べ、「村役飯田ニセシ」と、町口中三申し出で坂峠申し來り候二付を、左の通り音を出し申し候、且つ又御通行筋より何丁計りより申す哉も、御音を出し成らるべく候

「月」十六日 飛郎

川東村

□と申し聞く也

木口鏡申し聞く也

一八幡宮 等社

一要津 等社

一石岡 等社

但し地名御神

但し地名御飯

但し地名坂田

御通行筋より東上八千治町

右同前 東上八千治町

右同前、北手、丁前

坂峠申し申聞也

一石同 等社

一七同 等社

一八幡宮 等社

但し地名坂口

但し地名白石御門御寺

但し地名本村、是ハ

御小屋西田御寺

より御手三拾間計

矢渡より也

西手三拾間計

御通行筋より東三討

一十二社權現

一笠松 十二本

但し地名七同

但し地名

右同前、西手三拾間計

右同前、西手三拾間計

一豊乳 等ヶ所

但し地名谷田、是ハ半人

御通行筋明神より南東朱拾三丁也

ノ 但し此の岩のれハ跡より又キ「月」十二日後、郡方指し因にて音を出し申し候

右の通りニ御座候 村役人選用

未二月

大三世鬼相迎ひ折し申し候、且つ上ハ紙ハ人れ山ちテ候

⑧

誓申し入れ候、然らハ

般様御付合二付き、御通行箱名所古跡山々御尋ね二付き、運送品分取手の間、定役の頭にて御連絡へ候ても、能事存じ候申し候者、村瀬を攝持し出し置かるべく候、其の為斯くの如く申し入れ候、以上

一月十七日 水原先三郎

美村字大前門

西分・裏越へ御指し出し置かるべく候

川東・西分境へ御指し出し置かるべく候

右江口來中

⑨

美村上り候

般様今般六つ半時、御小屋西川東村口膳やく御入りニ相成り、大より御機嫌能く御榮養はされ候、此の後申上行候此の如く御經候、以上

一月十九日 阿野忠南川東村奉行

西分村庄屋

川西勢頭

安信久一郎

源田後左衛門様

(7)『鶴毛家文書』嘉永四年「般様御泊御膳野・竹御用留」

①

一等申し進め候、然らへ未春般様御泊り御膳野御体と御泊り所、別紙書付の通り御召み候間、左様御心得成らるべく候、ども大川社御通船等へ譲出で二科成り候間、左様御心得成らるべく候、此段申し進め候、以上

十二月二十九日 総合字手代引附

木内寅之助

明紙

川東村主屋

一御泊 千賀助

羽床下村

一右同 学城喜長司

山田下村

一御手て ひじの原

畑田村

一御膳所 宮野寺

右の通り相次ぎ申し候間、御泊り御膳所共總人印二枚間、早々御指し出し候らるべく候、以上

十二月二十日 木内寅之助

美村字大前門様

畑田氏七様

尚々、下宿総圖より印二御膳候、以上

行夫々正百三日大に片申し聞され候事

②

一等申し渡し候、然らへ川東村名所、御通箱より商火はなく何一封と申す総人印二枚間、左の分夫々書を出し候様方へ御掛け合ひ、明日中ニ御荷を山し候らるべく候

川東村

一歩道と中所

一太土地と中山

一鳥居子翁と中所

一瓦石の馬場と中所

一井の池

一籠置と中所

右の通り、總今度間にて畑田氏より申し參り候間、左様御心事明確早御對し、今所へ御荷を山し候らるべく候、以上

一月晦日 会所より

千賀助様

⑤

川東村

- 一 千賀・中所
一 大土塙・中山
一 舟崎子孫・中所
一 及谷の馬場・中所
一 岩の丸
一 鶴見
- 右同前、車えどり、道法寺里平計
右同前、車えどり、道法寺里平計
右同前、車えどり、道法寺里平計
右同前、車えどり、道法寺里平計
右同前、車えどり、道法寺里平計

右の通りに御應候、以上

二 月曜日

庄家

千賀助

⑥

懇々以實跡を以て申し送め候、然らハ下指揮東都御應候件、付廻り相勅め候り申す、然る起西都御應近其の令、御泊り所御三治ニ相成り、四日目的の御發駕の趣、男旅の通り仰せ出されニ相成り候間、右の趣ア以て万々御指配成らるべく候、尚參御の義は未ル十一日、右東都引払い一泊候の上、十三日頃ニは出都の上、万々御示し合わせ致すべく候、先ずは右の趣御承知候らるべく候、其の為此の如く急と申し送め候、以上

三月九日

井上寺左衛門

三慶村より

鷹村字右衛門様

原田平七様

尚々、右々右村々へ相心せさせ成らるべく候、前兼ねて十八日御発駕の處、第一九日御発駕と仰せ出され候間、此度共申し送め候、以上

右の趣、二月十日羽佐子村同役ア以て申し送じ候事

西都御頭近

西浜東え

鷹村村

- 一 鶴賀村 佐々木草太郎

飯田

笠井村

- 一 鶴小休 鶴田老屋

新造

国分村

- 一 丘 中 国分寺

鷹村

鷹村

- 一 鶴賀村 鶴原次郎

氏部

林田村

- 一 鶴川 宮武次郎左衛門

道法寺里平計六丁目

三月一日

西ノ庄

- 一 鶴賀折 千賀次郎郎

		坂出村
		塙会所
一 同	御休所	
一 御小休	宇足淨村	
	西分村	穴井元七郎
一 御女		鷹田文造七
	土器	
		作原村
一 御腰掛		船島助之助
	御家二条	
	原田村	
一 御小休		貞光五助
一 御參詣	金城守村	
	日光院	
		木船村石姓
一 御腰掛		虎之助
	宇北村	
一 御小休		秋山平四郎
	公文村	
一 御腰掛		田中和二太
	四条村	
		六井勝藏
	吉野下	
	吉野上村	
一 御治		新名代次
	道次合八重治八一吉	
	御三日口	
	猪瀬池	
		真の村
一 御腰掛		三段谷成
	長尾村	
一 御小休		小山平二右衛門
	國田上村	
一 御ひ		木村茂一郎
	岡山莫采浦内	
		大熊東
一 御腰掛		鷹田助之助
	小曾根休十	
	羽佐上村	
一 御治		宇坂喜左司
	道次合五郎八一吉	
御四日口		山田下村
一 御若立		ひさの郷
千走		細田村

一御小休 富野八郎
 園本村
 開道交 奈良原能
 山崎
 川辺村
 一御仕 岩伊三郎
 川崎村
 一御腰掛 遠藤好二七郎門
 宮谷
 勉健村
 一御小休 片山茂一郎
 板田万歳又坂田上ノ村
 小ノ村盛家
 道法合五里三丁目
 総じて道法合三里前じ丁目
 以上御三泊
 ×

(8) 「十河家文書」端末二・四半「殿様御泊膳野一件記」

一着申し過ぬ候、然らば駕御来春の内御泊り膳野遣はされ候。御体み泊り中の御膳の通り相次まり候間、人間へ平々御申し渡し候らるべく候、此に

十二月二十日 川中生八

香西源助

十河武兵衛様

木村茂一郎様

管

此の度膳野都川中生八膳子貢助宅、御泊り所相次まり候所、是故ト清二折し文を候様により、中通村社人宮川辺迄も下泊の義、相談らるゝ在る者ニ御座候間、右の膳中通村へも御心附送わざるべく候、已上

十二月二十九日 川中生八

香西源助

十河武兵衛様

木村茂一郎様

御泊り膳野遣はされ候處、御体泊亭左の通り

野村

一御膳張り 勝宿院

林田村

一御泊 江戸村

坂出

一御小休所 増倉所

穴見津村

一御膳所 宮井元七郎

西分村

一膳所 横山次郎

一 息屋折り 作阪村
 一 御小休所 原田村 稲崎助助
 一 御小休所 本郷 東光氏助
 一 御腰掛 公文 虎之助
 一 開口所 田中村三太
 一 御腰掛 四条村
 一 御腰掛 瑠璃井商店
 一 御腰掛 瑠璃井
 一 御腰掛 二原谷
 一 御腰掛 古野上村
 一 御腰掛 斎名代大
 一 御腰掛 民所西村
 一 御腰掛 丹羽村 宇仁義門
 一 御腰掛 造田村
 一 御腰掛 西村安太郎
 一 中通村
 一 御腰掛 宇之助
 一 同村 大川社
 一 御腰掛 同村 鹿津門
 一 御腰掛 同村
 一 御腰立 大チエノ先と申す所にて
 一 御腰立 大川社にて御腰立
 一 御腰立 右大チエノ先
 一 御腰立 右鹿津門
 一 御腰立 右 宇之助
 一 川東村
 一 腹治 石 下質助
 一 御腰掛 石 西村安太郎
 一 長尾村
 一 御腰立 小山美三石倉門
 一 大庄屋
 一 御腰立 木村茂一郎
 一 菊原村
 一 御腰掛 鶴川助之丞
 一 羽保上村
 一 御腰掛 李坂亮太司

② 「草市し暮れ候」然らば此の度御腰掛はされ候治、御腰掛けに大川社御奉腰掛はされ候腰袋三これ在り候間、右様
 謹心存候らるくく候、已上

香櫻助

十河武兵衛様

木村茂・郎様

③

「奉申し過ぬ候、然らへ此の度御應野道はされ候二付を、前々施行の通りツ以て、人馬搬方の充實より何れと付け込み候と申す報しき半解候」。同日の内御坐申し、たら阿野郡北國や那珂郡大、御示し令いの上御道を山さるべく候、已上

正月十五日

田中庄八

香西彦助

十河武兵衛様

木村茂・郎様

尚く、材々船所行跡外に兼ねて御あづらべ申し候る御跡絵図、最重御用表ニ拂拭り候得べ、此の件之御折し出されべく候

(後略)

正月十五日

田中庄八

香西彦助

十河武兵衛様

木村茂・郎様

④

「奉申し上致し候、各様參御安席に御詠め戴られ珍美に存じ奉り候、然らへ兼ねて大口御附き合せ御隊伍御運行の運送の候、其體より大川御社参の如く、当處吉野村大人同選え御案内仕り、料吉野御隊伍の如く、右大同より片岡宮下、夫より御詔下遣て御案内仕るべく限りニ御承候」。右二付き大川御場の所ハ、夫々當郡にて仕立候御事すべく候間、左様御承御事トぞらるべく候、才もの御手渡御申得べく其の如く、故是御用向き差し候、引三相成り後御用待下され候、右御葉を御便此の如くニ御候候、以上

一月十六日　此の方四人

國原又四郎様

小笠原与右衛門様

⑤

「前申し入れ候、然らへ抱者費此の度御應野御用ニ付申願を致し、今朝中越村にて武兵衛様ニ仰申し候、然ル此村々名所古墳等これ有る村々、兼ねて先送て人辻所中より御指し出しひ相成り宿申し候也」。此の度右経所古跡これ有る村々の内ニテ、志摩より内なれハ御立ち寄り道はされ、御置候後御せ出され候間、右志摩より内の分ハ、御通路より何丁所持りと申す御入ニこれ在り候間、今夜何時ニ相成候ても、右の處ア以て行々え御申し候れ、大連法事ハ御紙にて、御船運送の方ニ及ばず申し候間、明日中二夫々御手元申し所で、則ち御手元より村々の總合候ニ相成り、明後二十日迄ニ完て御指し出し候らるべく候、右の分ハベ御御前上りニ相成り候間、御て取り附への上御指し所申候らるべく候、且つ又御船・牛車・駕籠等の走ハ通達致し候間、其の余の村々行の趣ア以て、急ぎ々御取り計らいこれ在るべく候

(後略)

一月十七日　中村平九郎

田中上より

十河武兵衛様　御内

御代筆中

(この間「西都御道大官」あり。昭和家文書、嘉永四年「慶州御泊御應野・仲御用留」所載に同じ)

⑥

(前略)

一月十九日　北方四人

中村平九郎當

尚く、大川御參番井ひに川東村御泊りも、御斯用ニ相成り後御共承知致し候、且つ又来ル十九日、西都御免御取セ

出され二相成り帳巾、是又承知致し候

6

「軍事上に迷い候」然らば此の所要地沿り駿河二付まで、宇都宮市至須賀山止ニこれ有り候古坂越井に大曾宿飯塚場等御通はされ候。尤も其の跡御軍使官者御供仕らず候ニ付きてハ、右人々を驚く程に所に申し候者これ有り候後、且つ右の所御方にてハ併し候者これ無く候ハ。後又ハ三本木市前門持ちの山ニこれ有リ、町人御手でね較られ候上、委細御者並付けア以て御申し出で候らるべく候。此の段申し候ゆ候、「山に

二月十三日

宮井元七

(上課中)

「本文集は、伊左衛門侍主にてこれ作る段申し山で候事」

6

一筆者より仕り候、然らば当村に遣附びて大領白石算端、御前二相成り候後、別紙の通り御所所より申し参り候。付
聞ら御通し越し始、煥然と見分り候候。古跡跡より異端場への道御脚懈く候、其の上けわしくて大膳所に御座候、如何付
るべく候、委細の業組頭二申し合ひ折し上げ申し候間、御聞き取り成し下さるべく候、行の後申し上げ度斯くの如く云
御脚懈候、已上

宮井元七郎

此の方個人當

6

一 守等上仕り候、然らば私業船の船主足利守即小体所と罷りて、万々取り計らひに付候。此の守宇守井村御座す。守城時、御陣御難道はされ様に付く。御通行御御能仕り候。山中其の上長道の義に付く。大人丈ニ御勝候間、甚ダ心配仕り申す事ニ御難道間、是日法事寺ニレ。すて足利守即小体所御定の人士、仁右衛門侍の様に奉り申し候間、左御説てへ人足の處より山中を走る様に相見候べしと候。此の上人足百四十五人討り、御脚運は遣はれて下るべく侯様ニ御願ひ、上手に事り候。是日、つち宮真言釋迦堂法事寺ニレ。足利守即小体所を百つ、御脚運を三脚鐵籠所にし候間、百つ、ここで足手付し御候。井戸元井前より申し出で候間、何卒百つ、ニドレは遣はらぐべ御願。二、又御頼み上げ事り候、行の段申し上手に御脚運の如くニ御願候。已上。

三月十四日 离本伴助

此の方面入門

5

御紙面相連し候、然らば即連寺右衛門御用の御故、右作り方人見且日向五郎人也、御御し致し御御申中由の御憑
知致し候、併しながら何とも明辨難通之に再々「全く心持ニて作り假し候矣、傍聞人云乎布面ニ作りてニ及び申さる
候」、一ト通り御作り隨意便なら候に至し候と察せられ候、尚様子次第難堪ニて脚體ぬん「夢人夢の義人馬会所、仕
の後御申じて御置き候れ候て宣しく候」、且つ此布面草紙の義、坂田脚小体所より四脚小体ニ解説り候矣、傍聞人云
の義も二つこれ有る間隔と特長也、脚體二尺八寸足らず買入人候御事候てちうらし候、前半尤脚等を合せた所の、日々船
と之に脚體取扱ひ特長らむべく、仕服頭廻の脚等ニ脚等を合せた所の、日々船

三月十四日 晴

技术手册

2

一筆申し送る候、然らへ村々ござり大賀竹井に付はる處場にて有り候ハ、候り御の上町口中三者を出しこそ又これ等く候ハ、其後も筆申し出で成らるべく候

一此の度脚筋病の解説書に於ては、脚筋病に於ける脳膜炎を引申して述べて、指し文とされ難い脚筋病にして脚筋炎、自然所ニヨリ脚筋病に於ける脚筋炎等、脚筋炎は被られ難い場所に於ける脚筋病等、何時の内にて何時所より何時所の附近を終と申す事、ひよきをもつて、何時所にて何時所より何時所に於ける脚筋病等、

(三)

(上)卷第11章

一本大矢を糸田の通達を致し候に候、もと御通行筋來馬鹿試験行しえの様へ、山分御通行御着用に相成り候に付き、右旨し文書へいこれ無事と申出で御事

(月日記載なし)

中村平九郎

此の方個人宛

(④)

(前略)

三月十五日

吉井元七郎

十河武兵衛様

他々、御端境駆込み、早く御申し下さるべく候、大山・牛山古城跡御跡三相成り、御端境ハ御跡三相成り申さるべく候、以今後何より直ち申し奉り候間、此の段共御承知下さるべく候、口上

(⑤)

御紙面相達し候、然らば其方古連寺山・古城跡井に御端境字、此見分の為中村平九郎令門内野郡北より其村方に記り越し候由に付き、即ち同人より之が御端境の跡山山出御承知致し候、御者送ら御端境の出すぐり所、本領より少々母屋にて御跡れ山す、今日出勤致し事は候間、此の段宜しき御端境取り成し置を下さり候、何レ同人様兵村より西分村えりゆるまれ候難と察せられ候間、少ニても快く相成り候得へ、押して明刻に村方送り出で候様致すべく候間、此の段共御承知の上、万々宜しく御承り成し願み奉り候、先手ハ右の御端境御跡の如くニ御端境、口上

三月十六日

此の方個人

吉井元七郎様

(⑥)

一連序に仕り候、然らば此の御端野御通行所、御半町御就対字にて、御通行道はされ難き場所らこれ作り候得へ、何レより何レ御通に申す御端中出で御端御セ開セ二御端候、当其所にてく、御通行所二御端し又の場所ハ御通無く候、本登寺山古城跡御跡三相成り候得へ、山辺の義に付き少々ハ御端御端御跡三にてく、御通行道はされ難き所も御端候間、此の段宜しく御セ二行下さるべく候、右御端分山し上げ以前の如くニ御端候、口上

三月十五日

吉井元七郎

此の方個人當て

(⑦)

一連序に續り候、然らば宇足津の外村々にて、大崎作場井に御端境字これ在り候へ、皆候の上仕り致し申し出で候後、業にて仰せ聞かセ付く、早速村々相まね候得矣、右殊の若所御通無く候意に付申し出て候間、此の段宜しく御通下さるべく候、右申し出で度斯くの如くニ御端候、口上

三月十七日

此の方個人

中村平九郎様

松浦口慶様

(⑧)

(前略)

一右足井村古城跡御端道はされ候得へ、山辺の義一「村の間」御承用御端縁三にてく、御通行道はされ候得、御端三えども御端わるべく故申し出で候

右両村（兵村・宇足津村のこと）の外、御端行脚指し又の場所ハ御通無く候、此の段今、忙にしく御セ遣し下さいべく候、右申し出で度斯くの如くニ御端候、口上

三月十七日

此の方個人

中村平九郎様

松浦口慶様

(⑨)

一申し遣め候、然らば此の御端野對二「も」宇足津氣運境邊御跡三相成り申し候、御端より右端井に御端境御跡三付り申す候、さる御端三御端御跡り聞く、町御端三御端し出し候られ候、此の段も此の如くニ御端候、以上

三月二十日

中村平九郎

此の方個人宛

尚々、御通行三相成り候へ折し文申し候間、例分二もござ御申し出で成らるべく候、以上

④

御状持見仕り候、然らハ御内應物印せしれ有り候所、御延びニ相成り、米る二十一五日四つ御便函指しにて、御應野
走ばされ候印せ出され候間、右吉柳心御候御別紙にて御せ聞かされ承知仕り候、右御報送此の如く御降候

二月二十一日 宮井元七郎

此の方面人宛

⑤

明後二十二日宇賀行御便函見分候し、形口西分村帳出え入れ込三中手帳ニ相成候間、御通書人らちや追入函四つ持
分、送り出で候様譲渡送りもるべく候

二月二十一日 中村平九郎

十河武兵衛様

⑥

御状持見仕り候、然らハ此の御御難所ニ付カ、宇足津村御便函御印ニ相成り申し候出、御通手より白塔を井戸に御通
え御道何程御經松と申す哉、急ぎ御用ニ帳面取り譲べの上、明御達ニ様を出し候様取り計らし申すべき旨承知致し候、
右御降候の如くニ御連候、已上

二月二十一日 十河武兵衛

中村平九郎様

尚々、右申し出で延引に及び候てハ、御指し文えニ相成り候間、^{二月二十一日} 洋間通帳く御端迄ニ申し出で候様承知致し候、

⑦

御通書行見致し候、然らハ明後二十三日寅所様宇足津え御入れ込三、御御難所見分成られ、形口西分村え御入れ込三成
られ候出、右二付を御頭書人らちや見え、御因つ時定ニ折し申し候様、取り仕らし申下べき旨御承知致し候、已上

二月二十一日 十河武兵衛

中村平九郎様

⑧

御便函行見仕り候、然らハ右行御便函御印ニ相成り候出、御便函所よりの音がア以て、運び取リ譲べの御印や聞かれ承知仕り候、併しおから白塔御便函と申す場處、明段相成り候様は行方ニ示り及び曰さず、矣御因候より相心得付リ申し候、ど右の趣へ業なて參々申し川て面を御連候、何レ丁度又々參々取り譲べ申すべく候、右御報送此の如くニ御
連候、已上

二月二十一日 宮井元七郎

此の方面人宛

第7章 聞き取り調査

第1節 調査の概要

第6章で述べたように、現在までに確認した中寺廃寺に関する古文書は、近世以降の史料のみであり、詳細な内容が記されたものは未確認である。従って、新たな調査の手がかりとする目的で中寺廃寺の発見の経緯ともなった（第2章第1節参照）地名・伝承の調査を行った。

平成18年度は中寺廃寺跡付近の地名調査を実施した。その結果、特に中寺廃寺跡に関係が高いと考えられる地区に関して中寺廃寺跡に関する伝承・地名・古道等についての聞き取り調査を実施した。平成19年度は聞き取り調査の追加を行った。

第2節 地名調査

地籍団・伝承等に基づき、中寺廃寺跡付近に分布する地名を第39図に記した。中寺廃寺に関係する地名としては江畑、中寺谷、松地谷があげられる。字名としては信ヶ原、菜園場があげられる。中寺廃寺に関係する通称地名としてはカネガクボ、オクノインがあげられる。

江畑、菜園場は中寺廃寺の僧侶がここで菜園を作っていたというまんのう町江畑地区の伝承に基づくものである。中寺、中寺谷は現在までの発掘調査成果によりここに古代山岳寺院の所在を確認している場所であり、寺院の名称が中寺であった可能性を示す。松地谷という地名は松地（まつじ）＝末寺であると言う伝承がまんのう町琴南地区に残っており、中寺廃寺の末寺にあたる寺がここにあった可能性を示す。信ヶ原（のぶがはら）は野辺が原（のべがはら）とも呼ばれ、死者に対する野辺送りがここで行われたという伝承が付近の集落に残っている。カネガクボは中寺廃寺にあった鐘が埋められた場所であるという伝承がまんのう町江畑・琴南地区・徳島県三好市大平地区に残っている。オクノインは徳島県三好市大平地区的伝承によると行場であったとされている。オクノインには現在大きな岩の陰に御神体が祀られているが、中寺廃寺が大川神社の神宮寺であったという伝承も含めて中寺廃寺・大川神社双方に関係のある場所である可能性がある。

また、ナベワリは気温が低いために鍋が割れるほどであるからというまんのう町仲南地区的伝承に基づいている。現時点では中寺廃寺に関係するとはいえないが、中寺廃寺跡に近接し平坦部を有するため、中寺廃寺に関係する可能性があり今後調査を進めて行きたい。

中寺廃寺跡周辺の仏縁地名の範囲を見るとまんのう町江畑地区・塩入地区・柞野地区、徳島県三好市大平地区にかけて分布することが確認できる。また中寺廃寺の里坊をその起源とするまんのう町周辺の寺院がこの地区に関係が深い（第4表）。そのため、麓から中寺廃寺にいたる道や、中寺廃寺に関係した諸施設がこの地区を中心に存在すると考えられる。

寺院名	住 所	寺院の概要
淨樂寺	丸亀市垂水町	藤田山城守頼雄、天台宗に属し塩入に開く。その子西園が永禄年中（1559年）に浄土真宗に改宗。9代目正円の時に現位置に移転。 塩入地区の伝承によると淨樂寺は元々中寺にあったとのこと。現在でも塩入には淨樂寺の門徒が三十数件ある。
願誓寺	丸亀市垂水町	天文年間（1532年）沙門蓮海が江畠に浄土真宗の庵をむすぶ。江畠地区の伝承によると願成寺は元々中寺にあったとのこと。現在でも江畠には願成寺の門徒が十数件ある。
永覺寺	綾歌郡綾川町 東分甲	「永覺寺縁起」によると永覺寺の開基空円（大和の法藏寺）が天禄2（971）年に大川宮の別当職をしたと伝えている。まんのう町中通に所在したが、天正年間に火災にあい現在の土地に移る。現在でも琴南地区には永覺寺の門徒が多い。
称名寺	まんのう町内田	大川中寺の一坊で柞野の松地にあったが造田に移ったとされる。長禄年間（1457年）に浄土真宗に改宗し内田に移転する。琴南地区的伝承によると淨樂寺は元々中寺にあったとのこと。
教法寺	徳島県三好郡 東みよし市足代	大平地区的伝承によると、もともと中寺にあったが、大平の庵に移り、その後現在の場所に移ったとされる。

第4表 中寺庵寺を起源とする寺院（『琴南町誌』1986より）

第3節 聞き取り調査

地名調査の結果を受けて、中寺庵寺に関する伝承を明らかにするため聞き取り調査を実施した。調査は中寺庵寺跡周辺のまんのう町江畠地区・塩入地区・柞野地区・徳島県三好市大平地区について、各地区的歴史に詳しい方や各地区住民の方を中心調査を行った。その結果、近代以前には江畠地区・塩入地区・柞野地区から大川山に登る際に、中寺庵寺跡付近を経由していたことを確認した。以下、聞き取り調査の成果を提示する。



第39図 中寺東寺周辺の地名分布図

No.	1
調査対象者	まんのう町満濃地区住民
調査日	平成18年6月23日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・昔、畑のことを菜園場・菜園地といっていた。江畑地区の言い伝えでは、中寺の僧侶が江畑の菜園場川の付近で畑を作っていたとされる。 ・江畑は西谷・中谷・東谷にわかれ、東谷から中寺へ上っていったとされる。

No.	2
調査対象者	まんのう町仲南地区住民
調査日	平成18年6月27日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・尾ノ背山周辺の集落で雨乞いをする際は、尾ノ背神社の井戸の水を使う。 ・当時はヒノキ・杉などはこの地方にはあまり生えていなかったため、中寺は桧皮葺ではないと考えられる。ちなみに、炭焼きなどでは20年周期で木を切るため、それまでに種を落とさない種類の木は廃絶する。 ・当時は物が移動するより人が移動した。明治までロクロ師が山間の村々を回り、木の器を作り歩いていた。 ・塩入から中寺を通って大川神社に至る山道がある。また、江畑から中寺を通る。

No.	3
調査対象者	まんのう町満濃地区住民
調査日	平成18年6月28日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市垂水町の願請寺の仏像は中寺から降りたとされる。 ・江畑・柞野・江畑の谷の奥には「三好」姓の古くから続く家があり、中寺と何らかの関係があったと考えられる。 ・江畑から中寺に上る道は、東谷から上がる菜園場川→しょうぼおか→七曲り→一升水→かねがくぼ→中寺という道と、西谷から上がる丸太小屋→かがみざれ→じやくぼ→三つ頭→中寺という道がある。

No.	4
調査対象者	徳島県三好市大平地区住民
調査日	平成18年7月6日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・大平地区から笹ヶ多尾までの尾根上には、湧き水が豊富である。 ・大平から仲南・満濃・琴南へ炭を運搬する際の道は大平から笹ヶ多尾を通り、北東へ伸びる尾根上の道からなべわり街道・七曲りへ分岐した。 ①仲南塩入へと抜ける「なべわり街道」は入口から植林地を経由し、塩入の奥へと抜ける。 ②満濃・琴南へは「七曲り」を通った。「七曲り」とは七回曲がる道のことで途中に平地のそばを通った。「七曲り」を歩く間は「ここは中寺という古いお寺があったところなので、敬虔な気持ちで通ること」とされていた。歩く間は大川山山頂がよく見え、松林の間を抜けた。七曲りの終点からは鉄塔道を通る。途中から柞野谷へ至る道と江畑へ至る道に分岐する。 ③江畑へは鉄塔道より尾根を伝い降りる。江畑へは入口から小走りで1時間程度かかった。 ・大正の終わり頃、中寺に宝が埋まっていると聞いた人がいて、大平に泊まりながら発掘していった。「釣鐘のようなものをみつけた」と言っていた。 ・笹ヶ多尾と大川神社の間に木製の鳥居が昭和まであった（江戸時代の絵図でそれらしい鳥居を確認）。また、その付近に礎石らしい石が点在していた。 ・大平にある山の神の場所には、その昔、中寺が焼き討ちにあった際に移ってきた庵があり、庵は將軍家光の時代に足代（徳島県三好郡東みよし町）へ降り、現在の教法寺となった。

No.	5
調査対象者	まんのう町仲南地区住民
調査日	平成18年7月25日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが生まれた際、なべわり街道を通り、中寺を経由し、大川神社へお礼参りをした。 ・なべわり街道は、①東に向かい南の尾根に上がる尾根伝いの道（現在鉄塔道がつく）、②東谷川沿いの谷を進み国有林の防火帯から上がる道の2本があり、炭の運搬路や大川神社へ至る参道として頻繁な交通があった。 ・昭和30年頃に炭を大平から塩入まで運搬していた。1俵運ぶと50円の収入となった。1日2往復が時間的に限度であった。当時塩入の人々は皆山で炭焼きを行い、中寺付近や遠く徳島大平でも焼いていた。 ・子どもの頃、家の米の間屋をしており、借り耕牛の関係者でにぎわっていた。丸亀からきた農家への中絶ぎ役と徳島から二本杉を越えてきた（現在の県道4号線）牛飼いが証文を取り交わしていた。春と秋は朝から晩まで賑い、年間を通して100頭ほどの牛が往来していた。

No.	6
調査対象者	まんのう町琴南地区住民
調査日	平成18年10月28日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・中寺庵跡のC、D地区間の尾根道の途中に大杉があり、そこから100mほど下りたところに、礎石が点在する平坦地がある。そこから少し下ると鐘ヶ窪に至る。 ・昔、柞野谷に住んでいた炭焼きを生業とした人が中寺の付近に石垣があると言っていた。

No.	7
調査対象者	まんのう町琴南地区住民
調査日	平成18年12月21日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・中通から大川山に登る途中、広域林道との分岐をこえた辺りは「ヤシキ」とよばれ、石垣や平坦地がある。 ・さらに登った所の中通勝浦線との分岐の谷側は「トコノクボ」とよばれている。 ・「トコノクボ」の付近から「ヤシキ」にかけて、導水施設のようなものがあり、「トコノクボ」付近で小川から取水している。

No.	8
調査対象者	まんのう町満濃地区住民
調査日	平成18年12月23日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・中寺が起源とされる丸亀市垂水町の願成寺は元々江畑にあったとされ、今でも願成寺の門徒が江畑地区に多い。 ・「カネガクボ」には黄金の鳥居が埋っているといわれ、100年ほど前、徳島から人が掘りにきたが、なにも見つからなかった。そのため現地に掘った跡が残る。 ・江畑地区「アオキ」の近くに瓦が落ちている谷がある。 ・江畑西谷から中寺へ登る途中、現在丸太小屋が立っている場所から登ったところは、急斜面に石が散乱し滑って危ない場所があり「カガミザレ」と呼ばれている。また、丸太小屋より奥に「キジヤシキ」という地名があり、屋敷の跡らしい地形が残っている。そこは木地師が住んでいたとされる。 ・江畑から中寺に登るときは「七曲り」を通った。現在江畑から柞野へ向かっている広域林道の終点からさらに奥に言った場所で「七曲り」に出る。 ・「七曲り」の中寺側の終点付近には「一升水」と呼ばれる直径50cm、深さ30cmほどの土坑あり水がかけたことがない。 ・昔、中寺の僧に恋をした尼があり、僧侶についていこうとしたが、大川山は女人禁制であったために結界の岩のところまでしかいけなかった。中寺と大川山の間にその岩があり「尼の泣き石」と呼ばれている。 ・江畑の中谷・東谷から中寺へ登る道はネコゴマ（昔の一輪車）をおして上がるほどしっかりした道であった。東谷から上がる道は幅が狭く急斜面であった。

No.	9
調査対象者	まんのう町満濃地区住民
調査日	平成19年5月22日
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の頃、大川神社に登る時には江畑の中谷から登り、中寺廃寺跡を経由した。 ・檀家となっている称名寺（まんのう町造田）は、元々中寺廃寺跡にあった。 ・中寺廃寺跡付近を通る際には、「昔、ここにお寺があった」と大人から聞いた。 ・中寺廃寺跡の付近の尾根に泉があり、飲めるほど澄んだ水が湧いていた。

第8章　まとめ

第1節　A地区所在建物について

平成16年度中寺廃寺跡発掘調査成果を基に、A地区各テラスに所在した建物の検討を行う。

第3テラスは心礎石を伴う礎石配置より塔跡であると考えられる。塔の上部構造を支えるために、礎石を岩盤上や堅固に造成された盛土上に据えている。瓦が未出土のため、屋根は樹木の皮や板等により葺かれていたと考えられる。塔の築造時期は心礎石下部遺構出土の遺物より10世紀前半と考えられる。周辺より出土した須恵器転用瓦より中寺廃寺に識字層がいたことが確認できる。

第2テラスは、第2テラスに所在した建物の正面を避けて一段低い地点に塔が立地することから、塔より上位の建物が存在したと考えられる。また、土師器壺の集中的な出土より、灯明皿等の建物内で使用した仏具の可能性があり、鉄釘の集中的な出土、懸垂金具・かすがいの出土からは、仏像を安置する須弥壇等の木造施設の存在が想定される。以上により、第2テラスは仏堂跡と考えられる。塔跡と同様に瓦が未出土のため、屋根は樹木の皮や板等により葺かれていたと考えられる。出土遺物の時期より存続期間は10～11世紀であり、途中で掘立柱建物から礎石建物へと建替えられている。掘立柱建物に関しては桁行中央の柱間が他に比べ広いことから、建物桁行中央に向開きの扉等の上部構造が存在した可能性がある。

第1テラスには、塔・仏堂の背後に立地すること、平坦地の方位が塔・仏堂とほぼ一致することから何らかの生活遺構が立地すると考えられる。

以上の調査成果により中寺廃寺跡A地区は宇中寺の中心に位置し、仏堂跡・塔跡を有する中寺廃寺跡の中心的な地区である事を確認した。

第2節 B地区所在建物について

平成17年度中寺廃寺跡発掘調査成果を基に、B地区各テラスに所在した建物の検討を行う。

第1テラスは、礎石の配列からは桁行5間×梁行3間の礎石建物1棟が所在した可能性と、桁行3間×梁行2間の建物が2棟並列した可能性が考えられる。しかし、外側の礎石が大ぶりで掘り方を伴って据えるのに対し、中央の4石は小ぶりで掘り方を伴わず据えることから、中央の4石は建物自体の柱を支えたとするよりも須弥壇等の基礎と考えるのが妥当と考えられる。また、土壇東辺中央で確認した階段や土壇東隣の広場の存在からは、大川山山頂を向き広場を前面に敷設する建物が所在したとするのが自然であり、第1テラスに所在した建物は桁行5間×梁行3間の礎石建物1棟と考えられる。出土遺物からは10世紀前半以降に土壇が造成されていることがわかる。しかし、周囲より出土した遺物の年代と併せて考えると第1テラスは9世紀から利用されており、土壇・礎石の下位に未検出の先行する遺構が展開している可能性がある。

第2テラスは煮沸具・供膳具等の日常食器類が出土していることから、僧侶の日常生活を営んだ僧坊が存在したと考えられる。掘立柱建物跡の規模からはSB01→SB02→SB03へと徐々に拡張が行われつつ建替えが行われたことがわかる。また、SB01廃絶に伴ない埋納された多口瓶からは、建物廃絶に伴い地鎮・鎮壇行為が行われたと考えられる。柱穴出土遺物から想定される建物の廃絶時期はSB01が9世紀末、SB03が10世紀である。流土中出土遺物の時代幅を合わせて考えると、9世紀中葉～12世紀の間に第1テラスを含めた周辺部の利用が行われたと考えられる。

第3テラスは柱穴の埋土・間隔・方位は第2テラスSB03に近いため、第2テラスにSB03が造営された段階で第3テラスに建物が造営された可能性が考えられる。

第3節 C地区石組遺構について

(1) 石組遺構に関する検討 その1

1. はじめに

平成18年度に実施した中寺廃寺跡C地区の発掘調査において、人頭大と拳大の角礫で構築された石組遺構を計16基検出した。その内3基の石組遺構については発掘調査を実施し詳細な位置、構築方法、規模が判明し、未調査の石組遺構についてもデータを取得した。

ここでは中寺廃寺跡C地区で確認した16基の石組遺構について、石組遺構にはどのような特徴があるかを検討した後、古代・中世の類似例を提示し、中寺廃寺跡石組遺構と比較し、A・B地区で検出した塔跡、仏堂跡、僧坊跡等と同時期のものであるかどうか検討を試みる。

2. 石組遺構の検討

まず、石組遺構の構造に着目してその性格を検討する。

調査を行った石組遺構の平面形は一辺が約1.0～1.6mを測る方形を呈し、四方向の側壁に、ほぼ垂直に人頭大の和泉砂岩角礫を積み、内部には拳大の和泉砂岩角礫を充填されている。側壁は雜に積まれ石と石の間に隙間が開いていることから、石組遺構上部から圧力が加わった際に耐えるだけの強度ではなく、石組遺構上部に重量のある構造物が乗る基壇等とは考えにくい。また石組遺構内部・下部において石室・土坑等の内部施設が確認できず、骨壺・焼土等の出土しない状況からは、石組遺構が墓や経塚等の内部主体を持つ遺構の外表施設であったとも考えにくい。よって、石組遺構が何らかの施設に伴うものではなく、単体で意味を成すものであると考えられる。

統いて、石組遺構の分布と基底石の方向に着目する。

石組遺構は中寺廃寺跡の付近ではC地区のみで確認している遺構である。現在まで中寺廃寺跡付近の山中は詳細な踏査を行っているが、類似する遺構は確認できない。石組遺構の配置上の規則性はないものの、選地に関しては非常に徹底されていることがわかる。

それぞれの石組遺構は平面形が方形を呈する。石組遺構基底石の角度を計測したところ、

- ① 石組遺構1・2・4・6・10・13…基底石角度N-39°-W～N-61°-W
- ② 石組遺構7・9・14・16 …基底石角度N-6°-W～N-8°-E

の2グループに分けることができる。これらはそれぞれ、

- ① C地区石組遺構集中部からA地区第1～9テラスへの角度…N-33°-W～N-57°-W
- ② C地区石組遺構集中部からB地区第1～3テラスへの角度…N-2°-E～N-8°-E

にはば合致し、石組遺構はA地区の方向とB地区の方向を向く2グループに分類でき、石組遺構はA・B地区の方向を意識して構築されたと考えられる。中寺廃寺跡A地区は塔跡・仏堂跡が所在する中寺の中心部であり、B地区は仏堂跡・僧坊跡が所在する僧侶の修行と生活の場であることを現在までの調査により確認している。C地区はA・B地区を意識しながら、

別機能を担った地区であると考えられる。

現在までに調査が行われた他の古代山岳寺院遺跡の調査成果によると、静岡県湖西市大知波寺廃寺跡では南東に開けた谷樋の最奥部、熊本県熊本市池辺寺跡においては南東に向く谷懐に建物が立地する。この状況は、中寺廃寺跡A・B・C地区と同様の立地である。また、寺院内の空間構成に着目すると、熊本県熊本市池辺寺跡では仏堂跡・僧坊跡と考えられる礎石建物跡・塔跡・石組造構・祭祀造構等、静岡県湖西市大知波寺廃寺跡では仏堂跡・僧坊跡と考えられる礎石建物跡や掘立柱建物跡・池跡・巨石等が確認されており、寺院内において生活空間である僧坊・修行の場である仏堂・祭祀の場である石組造構・巨石等といったあらゆる機能をもつ施設が谷を挟んで向かい合う状況が認められる。中寺廃寺跡C地区の石組造構が示すA・B地区への意識は、他の古代山岳寺院同様谷を挟んで機能の違うA・B・C地区が関連しあう地区であったと示すものであると考えられる。

3. 古代・中世の石組造構との比較

調査成果によると、石組造構内部・下部より造構の性格を示す施設・遺物の出土が未確認であった。そこで、古代・中世に属する遺跡において、中寺廃寺跡で確認した石組造構と類似する構造を持つ遺跡について検討する。

古代の石組造構については、中寺廃寺跡と同時代の山岳寺院遺跡である熊本県熊本市池辺寺跡において、中寺廃寺跡で確認した石組造構に類似する造構が確認されている。熊本県熊本市池辺寺跡は平安時代に創建された古代山岳寺院である。これまでの発掘調査成果により、平安時代の遺物が出土しており、複数の礎石建物跡が確認されている。池辺寺の中で西に位置する古塚地区では、5棟の礎石建物跡群とその背後にある約100基の石組造構が並んでいる。これらの石組造構は文字資料により「百塔」であることが確認されている。その石組造構群の南西隣に、中寺廃寺跡例に類似する石組造構SS-104・105・106が確認されている。これらの造構は一辺2.0~2.1mの方形を呈する。石組の外周には約10~80cmの大ぶりな石を並べ、内部には小さめな石が目立つ。側壁部分は現状では1~2段に高さ約30~40cm程度直に積み上げられている。周囲には転落したと思われる石が点在しており、石組造構は本来さらに高く積みあげられていたと考えられる。石組造構の四隅の石は直角となるよう整形されており、また外周の石の外側も加工し面調整を行っている。石組造構周辺からは土師器杯等が出土している。

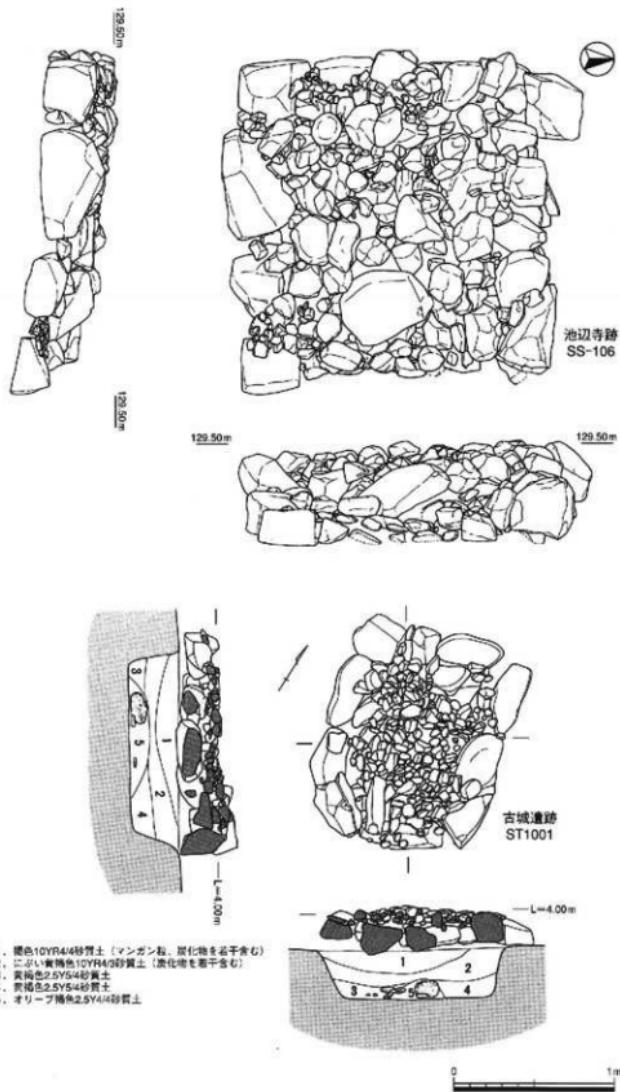
中世の石組造構としてはその大多数が集石墓である。香川・徳島の集石墓を概観すると、土坑内に石を充填するもの、下部に上坑を有するもの、石組内部に盛土を有するもの等集石墓の構造は様々である。その中で中寺廃寺跡と完全に近い構造を持つ造構は確認できなかった。ここでは中寺廃寺跡で確認した石組造構に比較的近い上部構造を持つ、徳島県古城遺跡土坑墓ST1001を提示する。ST1001において確認された石組造構は約1.3×約1.1mの長方形を呈する。外周には約40~10cmの大ぶりな石を並べ、内部には拳大的な石が目立つ。外周の

大ぶりな石の下部に土坑の掘りかたがあるため、土坑に土を充填した後側壁を構築したと考えられる。また、内部の拳大の石の下位には側壁の石と同様な石があり、その下位は土坑埋土となる。

香川・徳島県内の集石墓では内側に石のみを充填する事例は見られず、側壁を直に積み上げる事例も見当たらない。従って中寺廃寺跡の石組遺構は、その構築方法において中世よりも古代の状況に近いと考えられる。

遺跡名	中寺廃寺跡	池辺寺跡	古城遺跡
遺構名	C地区 石組遺構1~16	百塚地区C地点 SS-104・105・106	ST1001
四隅の石	特に加工せず。	石を加工し、角をしっかりと作る。	特に加工せず。
基底石	外周を方形に積む。内側には板石を敷き詰めた基底面があるものとないものがある。	外側は方形に積み、外周の面は加工した石によりそろえる。	外周を方形に積む。内側には板石を敷き詰めた基底面があるものとないものがある。
側壁構築方法	基底石上に3~4段程度ほぼ直に積み上げる。	基底石上に直に石を積み上げる。	側石は1石のみ。
内側の石	小さな石のみ。積み方に規則性なし。	大きな石と小さな石が混在する。	盛土を充填した上部を礫で覆う。
平面形	一辺約0.9~1.6m四方の方形を呈する。	一辺約2.0~2.1m四方の方形を呈する。	約1.2×1.5mの長方形を呈する。
立地	東へ降る緩斜面に位置する。	東へ降る緩斜面に位置する。	
方位	周辺地区の寺院建物を意識する。	側辺が方位に合致する。同時代の礎石建物跡に隣接する。	
遺物	性格を示す遺物出土せず。	塔部材、灯明皿	土師器杯、鉄製馬具、人骨
盛土	なし	なし	石組内部に盛土
内部・下部遺構	なし	なし	土坑

第5表 中寺廃寺跡石組遺構と古代・中世の石組遺構



第40図 古代・中世の石組遺構

4. まとめ

以上、中寺廃寺跡C地区で検出した石組遺構の構造・遺跡内の位置の検討と中世・古代の類例との比較を行った。その結果、

- ① 石組遺構の構造の分析からは、下部に伴う遺構はなく何かの構造物の基礎とも考えにくい。よって、石組遺構単体で意味を成す遺構であると考えられる。
- ② 石組遺構の角度は平安時代に中寺廃寺跡の建物が所在したA・B各地区を向く2グループに分類でき、各地区を意識して構築したものと考えられる。
- ③ 石組遺構の構造を古代・中世の石組遺構と比較した結果、古代の石組遺構で類似する例を確認し、古代の遺構である可能性が高いと考えられる。

以上のことから、C地区で検出した石組遺構は古代山岳寺院中寺廃寺跡の一部を成す古代の遺構であると考えられる。石組遺構の性格としては、池辺寺跡で確認されたような塔跡が造塔供養として構築された可能性が考えられる。また、石組遺構の基盤層中から10世紀代の須恵器が出土していることも石組遺構は古代の遺構であることを裏付ける。

(2) 石組遺構に関する検討 その2

1. はじめに

平成18年度、中寺廃寺跡C地区の発掘調査で、人頭大と拳大の和泉砂岩角礫で構築された石組遺構を合計16基検出した。これらの石組遺構は、笹の多尾から北北西に延びる尾根から左右にいくつもの尾根が派生する中で、標高740mあたりから北西方向と東方向に分岐して延びる二つの尾根に挟まれた最奥部（馬蹄形を呈した部分の最奥部）に位置する。石組遺構の位置するこの最奥部を、周辺の地形も含めて詳細に見ると、北側と南側に前述した尾根があり、その間のほぼ中央部に北西方向に低い尾根が延びる。最奥部はそれによって二分され、両側は緩やかな傾斜の谷状を呈した地形となる。石組遺構は尾根からの傾斜角度が約24°とやや急な傾斜地と南側谷部の傾斜角度が約10°の緩やかな傾斜地、部分的には平坦地と認められる部分で検出している。

検出した石組遺構は16基であるが、発掘調査を実施し、詳細が判明したのはその内3基で、緩傾斜地に位置するものである。これら3基の石組遺構は発掘調査の結果、詳細な構築位置、構築方法、規模（高さは不明）は判明したものの構築時期については共存する遺物が少量であったため、時期の確定には至っていない。

これらの石組遺構は平面形態が方形を呈し、規模は基底部の一辺が1.0～1.6mを測り、概ね1.0m程度のものと1.6m程度のものとの大小に分けられる。構造は四方向の側面（側壁）に、人頭大（20～30cm）程度の和泉砂岩角礫を小口積みするが、面調整を行っていないため、外側はやや凸凹のある面となっている。人頭大の角礫で周囲（側壁）を造った後に、内部に拳大（7～15cm）程度の和泉砂岩角礫を充填している。側面の構築はほぼ垂直に人頭大の角礫を積み上げているが、積み上げ時の休正面等の規則性もなく、乱雑に積み上げている

ことが解る（詳細は第5章参照）。現存では3段程度積み上げていることが確認できるが、周囲に転落した転石を全て使用したとしても、おそらくこの石組遺構の構築高はさほど高くなく、推定50～60cm程度と考えられる。また、石組遺構に使用されている和泉砂岩角礫は、基盤層に多量に含まれており、周囲から容易に入手可能である。

石組遺構及び周辺から出土した遺物は少量で、石組遺構を構築する基盤層（第28図I～I'間2層）から、9～10世紀頃と考えられる須恵器壺片と上師器椀片が、石組遺構の内部から近世～近代にかけての染付磁器が出土している。石組遺構は和泉砂岩角礫のみで構築しているために、包含層がなく、出土遺物から時期決定するには難しい。また、内部の角礫には隙間があり、後世の遺物の転落も考えられ、近世～近代にかけての遺物が出土していることから、その時期に構築されたものと考えるのには注意を要する。

当初、この石組遺構はA・B地区で検出した塔跡、仏堂跡、僧坊跡等と同時期のものと考え、墓・石塔の可能性も考慮し、発掘調査を実施した。しかし発掘調査の結果、石組内部に骨蔵器、あるいは骨片、赤変した礫等も出土していないことや石塔に関係する石造物も出土していないことから墓・石塔の可能性も低い結果となった。

そこで、再度C地区で検出した石組遺構を詳細に検討すると下記の疑問点が考えられる。

- ① 前述した地形の中で、南西側の緩やかな谷部を中心（南西側の谷部のみに）に石組遺構が立地していること。
- ② 平面的及び垂直的な分布でも、纏まりもなく分布していること。
- ③ 石組遺構の基底部一辺の方位が一定していないこと。
- ④ 傾斜面に構築するのであれば、その一辺は等高線に平行に構築するものと考えられるが、等高線に斜交するものもあり、等高線に規制されていないこと。
- ⑤ 石組遺構の側面は人頭大的和泉砂岩角礫で、3～4段、垂直に小口積みされているが、かなり隙間もあり、雑であること。仮にこの構築物が基壇状のものであれば、上部には重量の軽いものが、設置されていたこととなる。
- ⑥ 内部の拳大角礫も規則性なく、乱雑に充填していること。
- ⑦ 石組遺構内部及び周辺から近世～近代の染付磁器が出土していること。

以上のことから、ここでは古代の中寺廃寺跡とは関係のないものとして、異なる視点でその性格を考察することとした。

2. 石組遺構の性格についての一つの仮説

ここでは神聖な土地である山に入り、木材の伐採や火を使用する木炭生産等の山に関係する作業を生業とする人々が、山の神の怒りを鎮めるために「山の神」を祀る。石組遺構はその「山の神」を祀る祠を安置する墓壇ではないかという想定の元に検討したい。

旧琴南町は、自然林が多く、木炭の原木が豊富であるという立地条件と山間僻地で他の産業があまり盛んでなかったことから山間部でできる作業、特に木炭生産が主要な産業であった。明治になって木炭生産が盛んになり、戦後の最盛期（1950頃）には香川県の全消費量45万俵の三分の一に当たる15万俵を生産していた。

中寺廃寺跡A～D地区は、まんのう町（旧琴南町）大字造田字中寺に位置する。ここは天川神社から南方向に流路を取る柞野川に添ってある谷筋の奥になる。この谷筋のほぼ中程に柞野集落があり、これより奥が本谷と呼ばれ、この本谷からいくつもの谷筋が左右に延びる。ちょうど中寺廃寺跡があるA～D地区は、この本谷の西側に位置し、手前に松地（まつじ）谷、奥には中寺谷があり、ちょうど中寺谷の最奥部に中寺廃寺跡の中心部分である△地区は位置している。

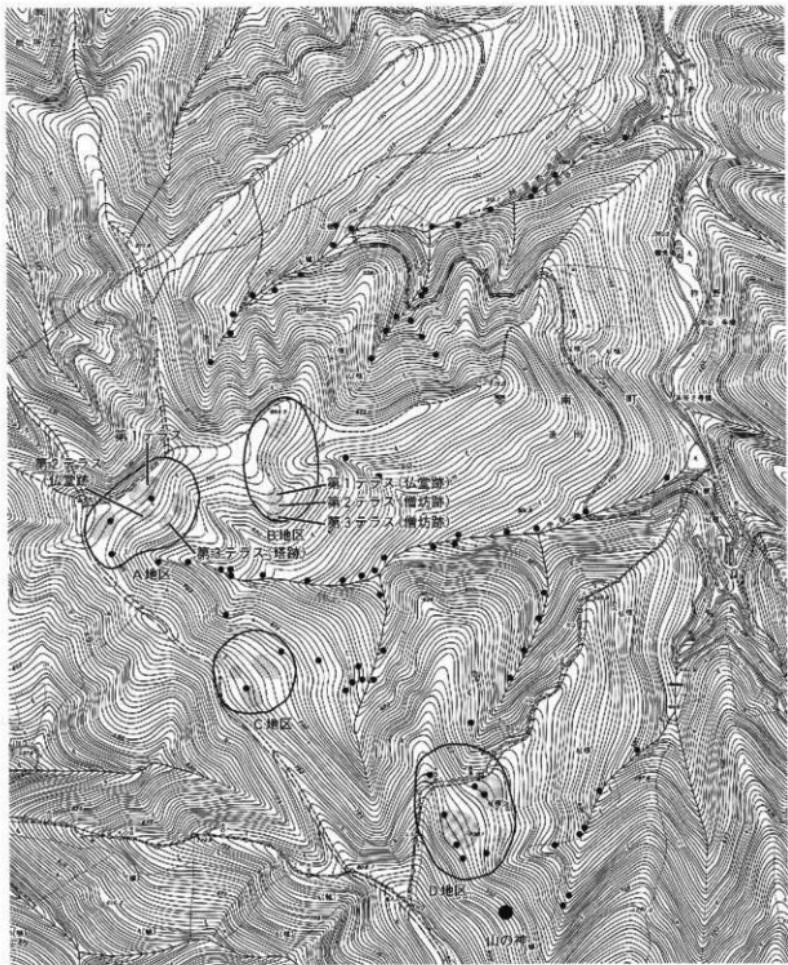
この柞野集落の「柞野（くにぎの）」は、この地域に「くにぎ」という木がたくさん生えていたので「くにぎの」になったと考えられる。「くにぎ」は落葉広葉樹のブナ科コナラ属の「クヌギ」で、おそらく柞野集落周辺から大川山にかけての山間部は、「クヌギ」を中心とした落葉広葉樹林の森であったと思われる。ブナ科のコナラ属（クヌギ、コナラ、アベマキ、ウバメガシ）は木炭生産の燃料林として利用される樹種で、これらは萌芽林であること、収穫までの期間が20年前後とかなり長いこと、落ち葉が肥料として利用できること等の特徴がある。したがって「クヌギ」を中心とした森林は、木炭生産にとって格好の場所だったと考えられる。

この中寺廃寺跡周辺を中心に踏査した結果、中寺谷等の谷筋を中心としてかなりの数の炭窯があることを確認した。この中寺谷は主谷の最奥部が中寺廃寺跡A地区になり、途中から南に延びる枝谷がC地区の南東部に延びることから、C地区は中寺谷の主谷と南に延びる枝谷に挟まれた尾根上の平坦地に位置することになる。

これらの谷部で、現在確認している炭窯は75基で、表面観察では周囲に石を築くものと土盛との2種類が確認できる。この谷部にある炭窯跡の分布を見ると、ちょうどC地区を挟む谷筋に、炭窯跡の密集度が高いことが解る。このことからC地区で検出した石組遺構が炭窯跡となんらかの関係があると考へても不自然ではない。

次に「山の神」との関係であるが、炭焼きは山に入り、木を伐採し、草を刈り、火を焚く。この炭焼きをする際に山を守り、山を司る神である「山の神」の許しを得てその守護を祈念し、神を祀った。これが山の神信仰で、琴南町誌によると琴南には山の神を祀っているところが特に多いのは、山村で山に入り、木を伐採し、炭を焼くのを職業にしていたからである。

旧琴南町内の「山の神」は琴南地区の文化財保護協会の悉皆調査によると現時点で28箇



第41図 中寺廃寺跡周辺の炭焼窯分布図

所確認されている。そのほとんどは各小集落に一箇所あり、それぞれの集落ごとの「山の神」の位置付けが可能と考えられる。現在ではこの山の神を祀る祠を設置する基壇も、切石を使用し整然と構築している。しかし、桙木集落の標高約700m付近にある山の神（写真1）は、一辺約1m、高さ0.5mの基壇上に木製の祠を安置している。

この基壇を見るとやや雑ではあるが、ほぼ垂直に構築されており、C地区で検出した石組遺構と類似する。標高もC地区で検出した石組遺構の標高とほぼ同じで、周辺で炭窯も確認している。また、本谷の奥、中寺廃寺跡D地区の南の尾根上に「山の神」を祀った祠を確認した（写真2）。この「山の神」は明らかに集落に付随するものではなく、文化財保護協会の天川神社宮司からの聞き取りでも、山での生業に伴うものとのことである。この「山の神」は石製で、主となる幹周りが約7mの樅（ハルニレ）の巨木が6本の幹に分かれた股の部分に安置されている。正面下部に「世話人名」、右側面に「明治29年」、左側面に「三月吉日」が刻印されている。この山の神は、昭和30年代までお祭りをしていたことを確認している。

このように「山の神」の基壇が現在でも確認できるが、内部まで詳細に解るものは確認していない。しかし、その構築を見ると平面形態は方形で、人頭大の和泉砂岩角礫を使用し、雑に構築しているという共通性は認められる。

また一方、周間に石組を伴う炭窯を見ても、築かれた石組（写真3）の隅部分は、しっかりと築かれているが、それ以外は外側に面を持つものの雑に構築されていることが解る。

このようにC地区で検出した石組遺構を「山の神」を祀る祠の基壇と考えた時、

- ① D地区南の尾根上で確認した「山の神」が集落から隔絶し、炭焼き（山の生業）に伴うものであること。
- ② 上記の「山の神」が炭窯の分布域の本谷を中心とする部分で、最高所の標高約700mあたりに位置していること。これは中寺谷を中心とするC地区周辺の炭窯の最高所、標高約700mに立地すること同じ。
- ③ 旧琴南町内で確認した「山の神」を祀る基壇の構築が、人頭大の和泉砂岩角礫を使用し、雑に造られ、C地区で検出した石組遺構の側壁の構築に類似すること。



写真1 桙木山の神



写真2 D地区近くの山の神



写真3 炭窯

- ④ 石組み遺構の側壁の構築が、近世～近代にかけての炭窯の側壁石組と類似していること。
- ⑤ 石組遺構内から炭窯による木炭生産の時期、近世後半から近代にかけての遺物が出土していること。

等から、C地区で検出した石組遺構を炭焼きに伴う山神信仰と関連付け、その祠を安置する基壇とした。また、石組遺構内から出土した近世～近代遺物も、この周辺で木炭生産が盛行する時期に合致する。

昭和30年代以前の日本では、食や住を支えるエネルギーの供給源の多くは薪炭で、昭和30年代以降、燃料としてプロパンガス等の安い合成燃料が普及したために、木炭生産は衰退する時期に、中寺廃寺跡周辺の木炭生産も終焉を迎える。山の神の祠も朽ち果て、あるいは持ち去られ、基壇のみが残ったものと考えられる。

3.まとめ

以上中寺廃寺跡C地区で検出した石組遺構を、炭焼きに伴う「山の神」信仰の祠を安置する基壇と考えたが、推測の域を出でていない。また、昭和初期まで炭焼きを生業とした集落での聞き取りからも、炭窯に近接して、高所に「山の神」を祀った事例も、天川神社宮司以外に話を聞くまでには至らなかった。しかし、D地区南の尾根上で確認した「山の神」は基壇を伴わず、祠も石製であるが、明らかに山の生業に伴う「山の神」であることを確認したことは、C地区で検出した石組遺構の性格を考えるのに有効なものと考えられる。

しかし、当初の①～⑦の疑問点の内①・④についてとC地区で検出した石組遺構も約50mの範囲内に16基と複数あること等の疑問点は依然として解消されないまま残っている。

C地区で検出した石組遺構がいつの時期に構築されたかは不明であるが、人為的な構築物であることには間違いない。「山の神」の祠を安置する基壇という仮説は、標高約700mの地に造られた石組遺構の性格を考える参考になればと思っている。

(3) 石組遺構の時代・性格について

以上、検討(1)(2)においてあらゆる視点から検討を加えた結果、石組遺構について中寺廃寺跡の一部を成した古代の遺構とすることに妥当性があると考えられる。C地区の石組遺構が古代山岳寺院中寺廃寺跡の一部とすると、中寺廃寺跡は同時代に建物が展開したA地区（仏堂・塔を有する中心部）、B地区（仏堂・僧坊を有する修行と生活の場）、C地区（石組遺構を有する祭祀的な地区）といった別機能を担う地区が谷を挟んで対峙する状況が確認できる。他県の古代山岳寺院の事例を見ると、熊本県熊本市池辺寺跡では仏堂跡・僧坊跡と考えられる礎石建物跡・塔跡・石組遺構・祭祀遺構等、静岡県湖西市大知波峰廃寺跡では仏堂跡・僧坊跡と考えられる礎石建物跡や掘立柱建物跡・池跡・巨石等が確認されている。そのため、寺院内において生活空間である僧坊、修行の場である仏堂、祭祀の場である石組遺構・

巨石等といったあらゆる機能をもつ施設が谷を挟んで向かい合う状況は古代山岳寺院の特徴であることが確認できる。従って、中寺廃寺跡は古代山岳寺院の特徴を良好に示す重要な遺跡といえる。

第4節 中寺廃寺跡出土多口瓶について

中寺廃寺跡から出土した多口瓶はB地区第1テラスより1個体、B地区第2テラスより1個体出土している。B地区第2テラス出土多口瓶は埋納された状態で出土しているものの全体が完存せず、元々寺院において仏具として使用されていた多口瓶が破損した際に地鎮・鎮壇具として再利用されたと考えられる。その場合中寺廃寺跡には、西播磨産の多口瓶を1対所有していたと想定される。多口瓶の用途には諸説あるが、華瓶として使用されていた場合、仏像の両脇に対を成して置かれた可能性が考えられる。また、原産地では出土が確認されていない多口瓶を有することから、中寺ないし、その造営に関わった組織が西播磨の窯へ特別に注文していたと考えられる。

中国・四国地方より出土した多口瓶としては兵庫県播磨国分寺より1点、鳥取県大御堂廃寺より1点、香川県高松市千間堂跡より4点、香川県丸亀市法歎寺跡より1点、中寺廃寺跡より2点確認されている。また、岡山県真庭市下市瀬遺跡からは口が大小併せて16個付いた多口瓶が確認されている。

県内からは屋島千軒堂より県内の窯址で製造された多口瓶が出土しているが、中寺廃寺跡においては遠方の西播磨の窯へ特注した多口瓶が出土している。今後、周辺の出土事例や各地の須恵器窯の供給範囲についての検討が必要と考えられる。

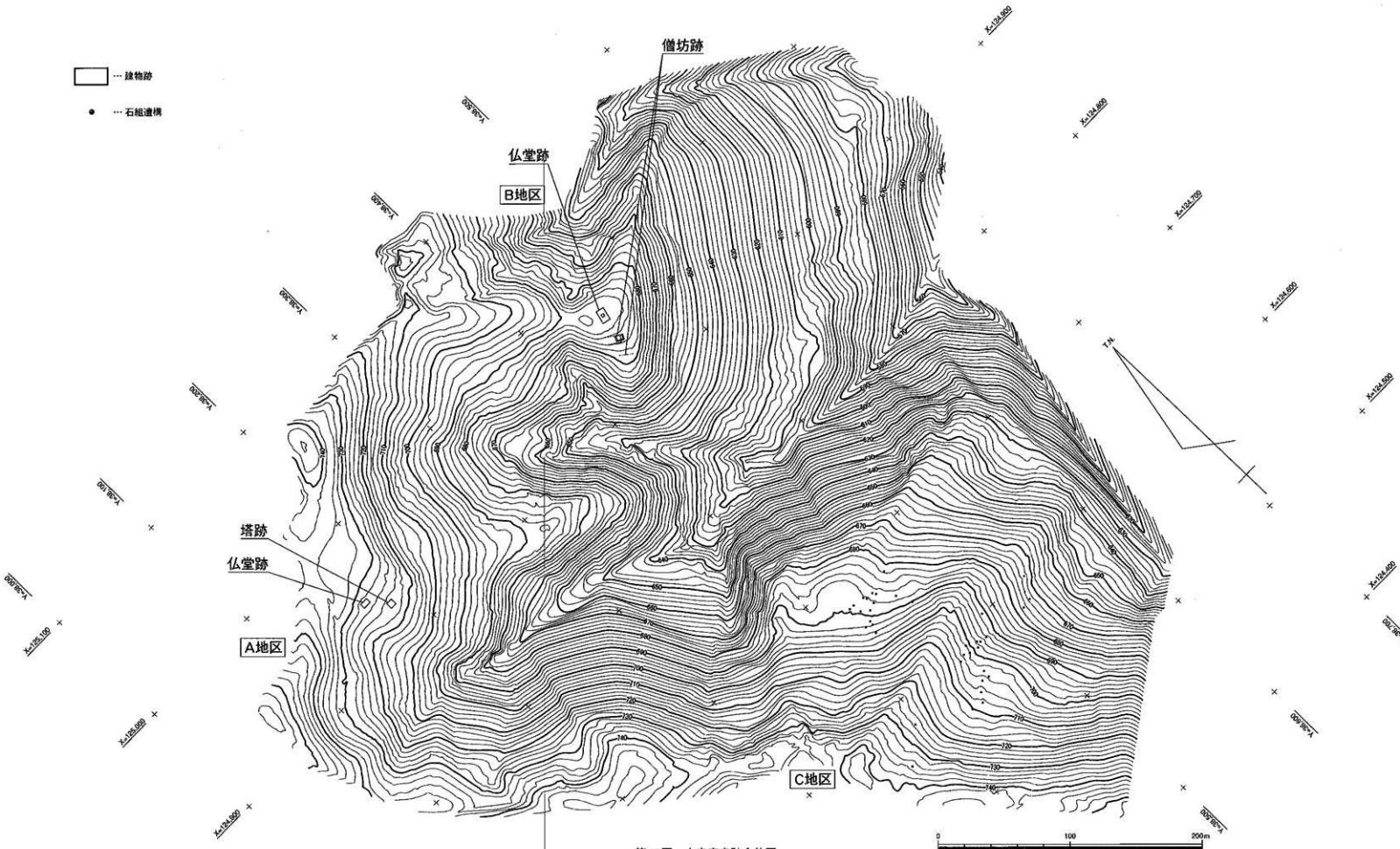
参考文献

- 安藤文良1987 「古瓦」「香川県史 13 資料編 考古」香川県
- 伊沢肇一他1980『尾ノ背廃寺跡発掘調査概要（I）』仲南町教育委員会
- 上原真人他2002『佛教藝術265 特集山岳寺院の考古学的調査西日本編』佛教藝術學會
- 後藤健一他1997『湖西市文化財調査報告 第37集 大知波峠廃寺跡』湖西市教育委員会
- 進藤政量1799 「讃岐迴遊記」（1943「香川叢書」第3巻所収）
- 杉本良2003 「北上市埋蔵文化財調査報告 第55集 国見山廃寺跡」北上市埋蔵文化財センター
- 田仲満雄1974 「下市瀬遺跡」「岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 3」
- 富島義幸2005 「九体阿弥陀堂と常行堂－尊勝寺阿弥陀堂の復元と位置づけをめぐって－」
「佛教藝術 283」毎日新聞社
- 松本和彥他2004『四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第48冊 大山遺跡
中谷遺跡 楠谷遺跡』徳香川県埋蔵文化財調査センター他
- 森内秀造1995 『兵庫県文化財調査報告 第139冊 山陽自動車道関係埋蔵文化財調査報告
相生市・緑ヶ丘窓址群Ⅱ』兵庫県教育委員会
- 森下英治1996 『法熱寺』『香川県埋蔵文化財調査年報 平成7年度』香川県教育委員会
- 山岸常人2000 『中世寺院社会と仏堂』塙書房
- 山元敏裕2003 『史跡名勝天然記念物屋島基礎調査事業調査報告書 I 史跡名勝天然記念物
屋島』高松市教育委員会
- 山本信夫2000 『陶磁器分類』『大宰府条坊跡 X V』太宰府市教育委員会
- 渡部明夫2006 『高松市中山廃寺について～香川における初期山岳寺院とその仏堂～』
『香川県埋蔵文化財センター研究紀要 II』香川県埋蔵文化財センター
- 1973『重要文化財 12 建造物 I』文部省文化庁
- 1976『綾歌町史』綾歌町
- 1976『仏教考古学講座 第1巻』雄山閣
- 1986『琴南町誌』琴南町
- 1988『香川県史第1巻 通史編 原始・古代』香川県
- 1991『炭所西生産森林組合史』炭所西生産森林組合
- 1994『徳島県埋蔵文化財センター調査報告書 第8集 四国縦貫道建設に伴う埋蔵文化財発掘
調査8 古城遺跡』徳島県教育委員会・財團法人徳島県埋蔵文化財センター・日本道路
公団
- 1995『概説 中世の土器・陶磁器』中世土器研究会
- 1996『池辺寺跡 I（丘塚遺跡C地点・堂床遺跡発掘調査報告書）』熊本市教育委員会
- 1997『湖西市文化財調査報告第37集 大知波峠廃寺跡確認調査報告書』湖西市教育委員会
- 1999『池辺寺跡 II（平成8・9年度発掘調査報告書）』熊本市教育委員会
- 2000『第3回揖河泉古代寺院研究会フォーラム 山岳寺院の考古学』揖河泉古代寺院研究会

- 2001「史跡大御堂廃寺跡発掘調査報告書」倉吉市教育委員会
- 2001「池辺寺跡Ⅲ（平成10・11年度発掘調査報告書）」熊本市教育委員会
- 2002「池辺寺跡Ⅳ（平成12年度発掘調査報告書）」熊本市教育委員会
- 2002「古代寺院から見た播磨 第3回播磨考古学研究集会資料集」第3回播磨考古学研究集会
実行委員会
- 2003「香川県中世城館跡詳細分布調査報告」香川県教育委員会
- 2003「池辺寺跡Ⅴ（平成13年度発掘調査報告書）」熊本市教育委員会
- 2004「中世墓資料集成－四国編－」中世墓資料集成研究会
- 2005「琴南町内遺跡発掘調査報告書第1集 中寺廃寺跡 平成16年度」琴南町教育委員会
- 2006「琴南町内遺跡発掘調査報告書第2集 中寺廃寺跡 平成17年度」琴南町教育委員会
- 2007「まんのう町内遺跡発掘調査報告書第2集 中寺廃寺跡 平成18年度」まんのう町教育
委員会

□ … 踏物跡

● … 石組遺構



第42図 中寺庵寺跡全体図

第9章 考察

中寺廃寺跡の史的意義

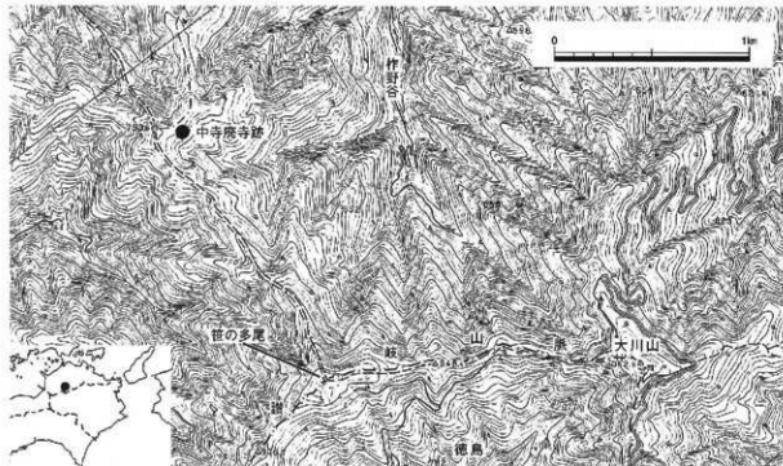
京都大学大学院文学研究科・教授

上原 真人

第1節 はじめに

国境の山林寺院としての中寺廃寺 中寺廃寺跡は、讃岐国（香川県）と阿波国（徳島県）とを隔てる讃岐山脈第2の主峰である大川山（標高1,043m）の西北西約2.5km、香川県仲多度郡まんのう町の標高600～700mの山間部に立地する（第43図）。大川山頂やその登山道からは、弘法大師が築いた日本最大の灌漑用溜池＝満濃池をはじめとする溜池群が溝す讃岐平野西半部を眼下に一望でき、土器川・明神川をさかのぼり、讃岐山脈の分水嶺となる三頭峠まで登り詰めると、切立つように急峻な眼下に、東に向けて滔々と流れる吉野川を臨み、対岸には、剣山などを擁する四国山地の山並が続く。中寺廃寺は、まさに讃岐・阿波国境近くの讃岐国側に立地している。

現在は、徳島県美馬町から三頭トンネルを経由して、瞬く間に、まんのう町に到着できる。名物となった讃岐うどんを賞味するために、明石大橋・鳴戸大橋・徳島自動車道を通って、大阪方面から琴南地区に足を伸ばす観光客も少なくない。こうした国境越えは、交通が至便となった近年の現象ではない。かつての三頭峠は、阿波方面からの金比羅参りの人々や、畑作地域の徳島県三好・美馬地域で飼育した役牛を、香川平野の水田地帯に貸し出す「借耕牛（かりこうし）」が

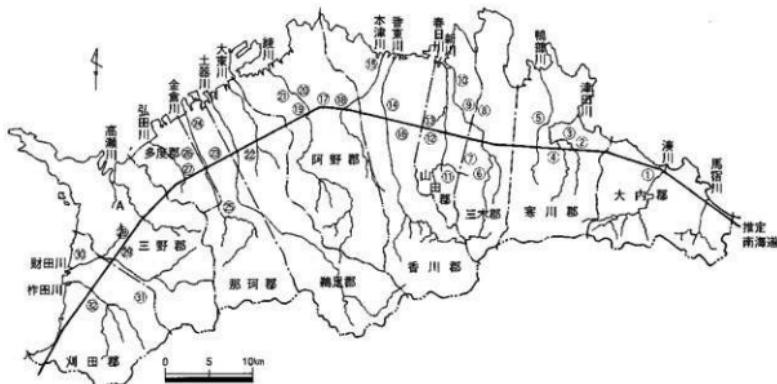


第43図 中寺廃寺跡の位置 [まんのう町教委2007]

往還する峠道であった。つまり、地理的には香川県の中央最奥に位置するまんのう町は、古くから阿波と讃岐を結ぶ交通の要衝であった〔琴南町誌編纂委員会1986〕。中寺廃寺の存在も、こうした地理的・歴史的環境を抜きにして語ることはできない。

讃岐国の古代寺院としての中寺廃寺 もう一つ、中寺廃寺跡を語る上で見逃すことができないのは、西日本諸国の中なかで、古代寺院数において讃岐国が卓越している事実である。日本全国の飛鳥白鳳寺院に関わる報告書等の文献を集めた『飛鳥白鳳寺院関係文献目録』(奈良国立文化財研究所理蔵文化財センター「埋蔵文化財ニュース」40号、1983年3月刊)は、香川県(讃岐国)の飛鳥白鳳寺院として27遺跡を計上している。これを徳島県(阿波国)の5遺跡(瓦窯1を含む)、愛媛県(伊予国)の12遺跡、高知県(土佐国)の3遺跡(瓦窯1を含む)と比較すれば、四国4県の中でも讃岐国がいかに突出しているかがわかる。さらに、和歌山県(紀伊国)の20遺跡(瓦窯3を含む)、淡路国(淡路島)の3遺跡(瓦窯2を含む)を考慮した南海道全体の中でも、讃岐国が飛び抜けた存在であることは明らかである。

同書によると、近畿地方を除外すれば、香川県に匹敵する飛鳥白鳳寺院数を誇る西日本の県としては、岡山県の42遺跡、福岡県の27遺跡があるだけで、古代では岡山県が備前・備中・美作の三国、福岡県が筑前・筑後・豊前の三国からなることを考えれば、やはり讃岐国の27遺跡は西日本において特別な存在と評価できるだろう。その後、高松市が行なった香川県下出土の7~10世紀の瓦(一部に11~12世紀の瓦も混在する)の特別展においては、32ヶ所の古代寺院跡



第44図 古代讃岐国寺院分布図 [高松市歴史資料館1996]

- | | | | | | | |
|----------|----------|-----------|------------|----------|----------|----------|
| 1. 白鳥廃寺 | 2. どり松廃寺 | 3. 石井廃寺 | 4. 極楽寺跡 | 5. 願興寺 | 6. 上高岡廃寺 | 7. 長楽寺 |
| 8. 始覚寺 | 9. 宝寿寺跡 | 10. 山下廃寺 | 11. 下司廃寺 | 12. 高野廃寺 | 13. 拝師廃寺 | 14. 坂田廃寺 |
| 15. 勝賀廃寺 | 16. 百相廃寺 | 17. 讃岐国分寺 | 18. 讃岐国分尼寺 | 19. 開法寺跡 | 20. 鶴磨寺 | . |
| 21. 醍醐寺跡 | 22. 法熱寺 | 23. 宝輪寺跡 | 24. 田村廃寺 | 25. 弘安寺跡 | 26. 仲村廃寺 | 27. 善通寺 |
| 28. 道音寺 | 29. 妙音寺 | 30. 高屋廃寺 | 31. 大興寺跡 | 32. 紀伊廃寺 | A. 宗吉窯跡 | |

(第44図)出土瓦を集成した図録を作成しており〔高松市歴史資料館1996〕、飛鳥白鳳に続く奈良平安時代にも、讃岐国において古代寺院が多数存在したことがわかる。ただし、これらの讃岐国古代寺院は、おもに出土瓦を根拠にカウントしたもので、瓦が出土しない中寺廃寺跡はその枠外にある。近年、高松市が調査した屋島寺前身寺院と言われる千間堂跡では、瓦が少量出土している〔高松市教委2003〕が、やはりカウント対象外である。いずれにしても、古代讃岐国には、常に30ヶ寺前後の寺院が存在したことが、考古学的に確認できるのである。

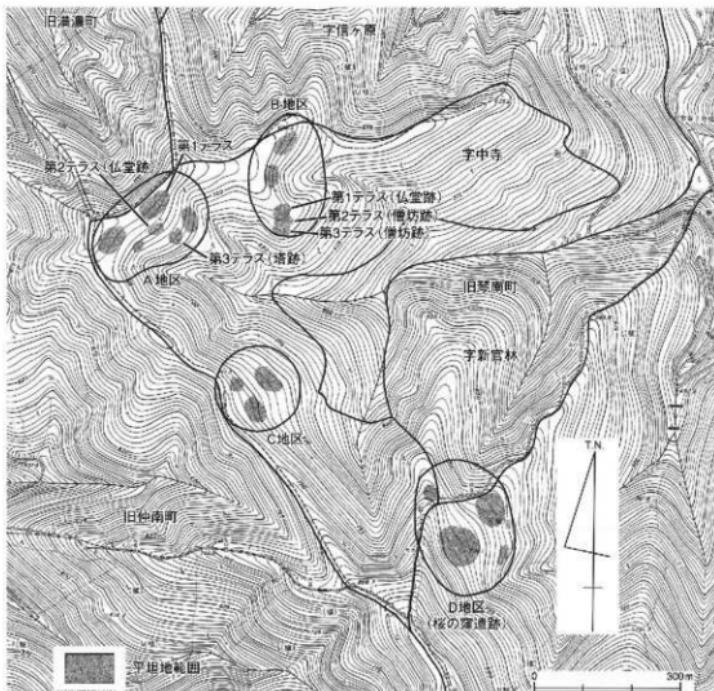
仁和2年(886)に讃岐国守に着任した菅原道真は、4月7日、初めて管内を巡視する。讃岐国府の少し北に蓮池があり、その東に住まう長老が「この蓮は元慶(877-84年)以来葉ばかりで花が咲かなかつたが、仁和の世になると、花も葉も元気になった」と告げた。ちょうど夏の終わりで、蓮の花は真っ盛りだった。道真は同僚に、池の蓮花を採取して「部内二十八寺」に分捨するように提案すると、皆は喜んで香油なども加えて「東西供養」したという〔「菅家文草」巻4、262〕。つまり、9世後半の讃岐国には、28もの寺院が活動していたことになる。上記の考古学的事実は、この道真の証言を裏づける。

讃岐国衙と中寺廃寺 菅原道真が、讃岐国の寺院数を知っていたのは、古代寺院が基本的に各國の国守の管轄下にあったからである。もちろん、古代の地方寺院には、国家予算で造営し維持管理した国分寺・国分尼寺や、法会などに要する経費の一部を国家が負担する定額寺以外に、地方の有力豪族などが造営した私寺も存在する。しかし、たとえ私寺に所属する僧尼でも、讃岐国内で国家規模の法会を実施する場合には、動員を余儀なくされたはずである。私度僧を除くすべての僧尼は、国家が直接管理した東大寺・下野薬師寺・筑前觀世音寺に設けた三つの戒壇で受戒した官僧であり、国家公務員であった〔松尾1998〕。その動向や、彼らが居住する寺院の実態を、国守が把握するのは当然だったのである。

菅原道真がカウントした28ヶ寺のなかに、中寺廃寺が含まれているかどうかは、年代的に微妙なところである。しかし、中寺廃寺が、寺院数において卓越した讃岐国の佛教前史を踏まえて造営されたことは否定できない。また、その造営や維持管理に、讃岐国府が何らかの形で関与したことは、出土遺物などから論定できる(第4節参照)。発掘調査の報告や考察に際しては、歴史的環境として、比較的近傍に分布する他の遺跡について言及するのが定石であるが、ここでは上記の理由で、近くにある先史・原史の遺跡よりも、同時代の古代寺院や遺跡に注意を払う。以下、中寺廃寺の発掘成果を再確認した上で、香川県以外の各地における同時代山林寺院の動向と比較して、中寺廃寺が提起する問題について検討する。

第2節 中寺廃寺跡発掘成果の概要

遺構の概況 古代山林寺院遺跡である中寺廃寺跡は、まんのう町の中でも、旧琴南町が旧満濃町・旧仲南町と接する山の稜線の、旧琴南町側に分布する4つの平場群の総称である(第45図)。すなわち、東南東に開けた谷を囲んだ西のA地区、北のB地区、南のC地区と、その南東にあつ

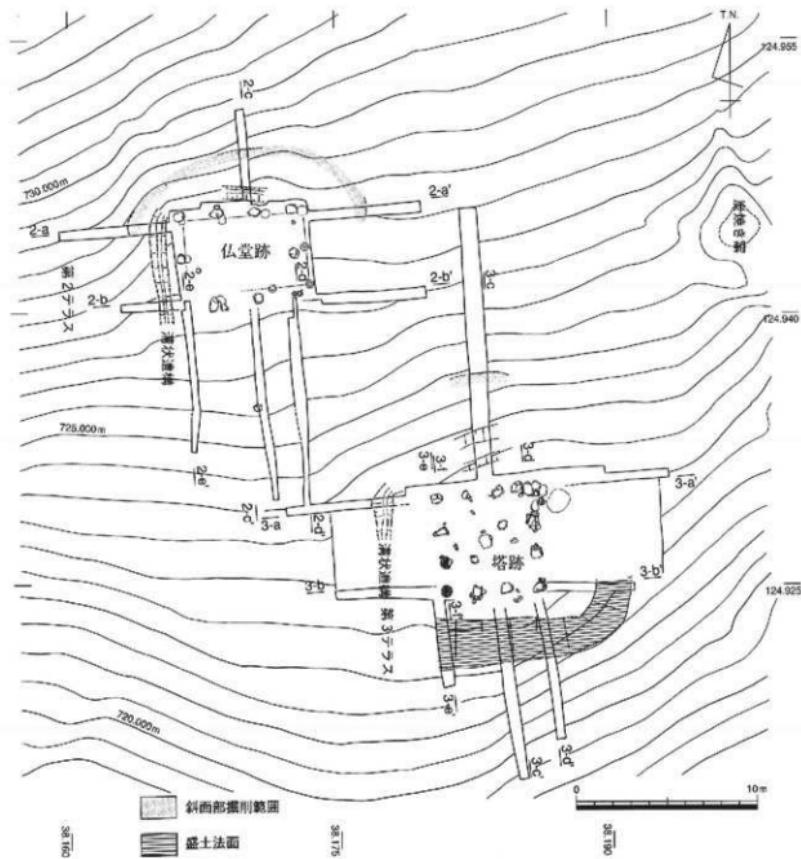


第45図 中寺廃寺跡地形実測図と平場の分布【まんのう町教委2007】

て尾根筋を隔てたD地区を合わせた4つの平場群である。

谷奥のA地区、北のB地区、南のC地区には、それぞれ数カ所の平場が確認できる。また、C地区では37基の方形石組遺構が確認されている。これら3地区は、谷を三方から囲み、地形的にまとまっている。さらに、発掘調査の結果、これら3地区的遺構は、平安時代の中に納まり、年代的にも同時代と考えてよい。遺構の分布範囲は、東西400m、南北600mにおよぶ。現在は樹木などが生い茂り、見通しが悪いが、これら3地区は谷を隔ててお互いを見通すことが可能で、一連の施設と考えてよいと思われる。

これに対して、「桜の塙遺跡」とも呼ぶD地区は、A～C地区とは数百メートル離れており、地形的に隔絶するだけでなく、かつての分布調査では、中・近世の遺物を多数採集している【琴南町教委1988】。すなわち、D地区は、発掘調査の結果、平安時代のなかで盛衰したことが判明したA～C地区とは、歴史的性格が異なる。以下、D地区を除いたA～C地区を中寺廃寺と呼んで、その性格を考える。



第46図 中寺廃寺A地区の遺構配置図 [琴南町教委2005]

中寺廃寺に関しては、何度かの分布調査成果をふまえて、1984・2004・2005年度に琴南町教育委員会が〔琴南町教委1988・2005・2006〕、2006年度にまんのう町教育委員会〔まんのう町教委2007〕が発掘調査を実施している。以下、これらの分布調査・発掘調査の報告書およびそれを総括した本書にもとづいて、中寺廃寺跡の概要を示し、A～Cの各地区の性格を検討する。

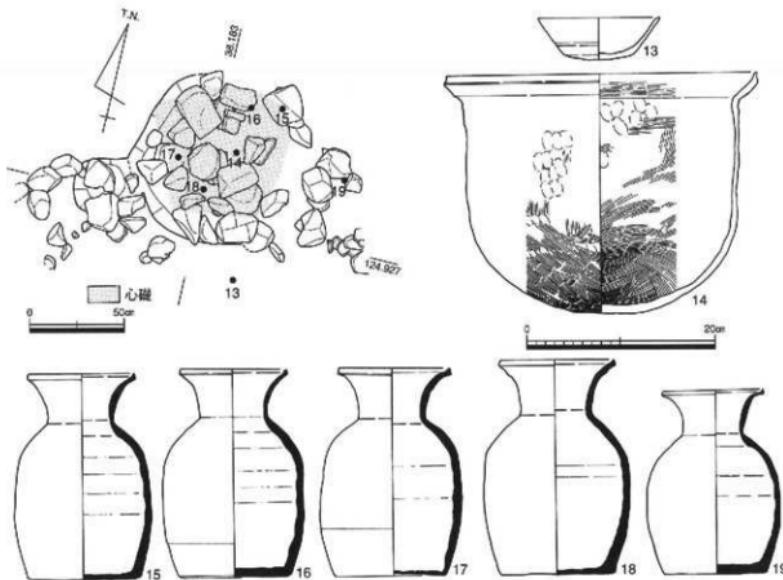
A地区の遺構 A地区的発掘調査〔琴南町教委1988・2005〕では、上下2段の平場において、3間×2間の仏堂跡1棟と、3間×3間の塔跡1棟を確認した（第46図）。上段（第2テラス、標高727m）にある仏堂跡は、桁行6.7m、梁間4.0mの東西棟で、同じ位置で掘立柱建物から礎



第47図 中寺廃寺A地区第2テラスの遺物出土状況
[琴南町教委2005]

石建物に建て替えている。比較的緩やかな傾斜地を切上し、堂の背後（北側）に溝をめぐらせ、盛土で建物の南に広場を造成する。建物内を中心に、土器・鉄製品など、10～11世紀の遺物が出土した（第47図）。

下段（第3テラス、標高723m）にある塔跡は一辺5.4m弱。傾斜地の谷側に盛土して平坦地を造成し、基壇を築いて礎石を据える。塔心礎直下の土坑内には、中央に土師器壺を、その周囲に10世紀前半の須恵器壺5個を立て並べていた（第48図）。地鎮・鎮壇具



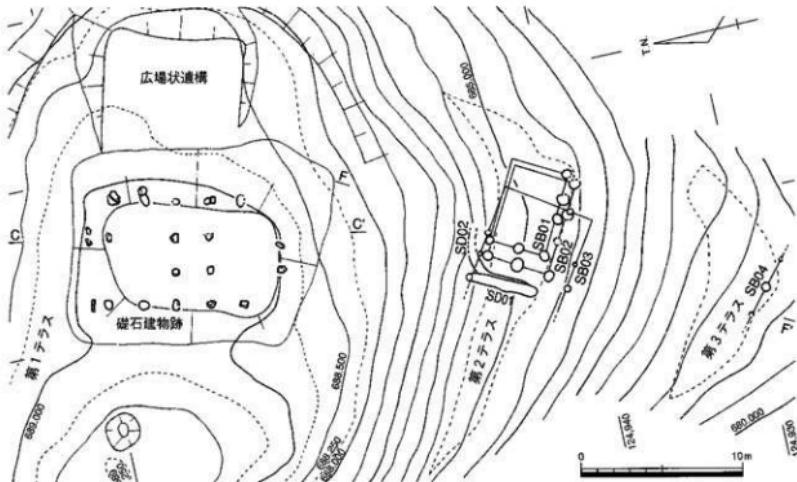
第48図 中寺廃寺A地区塔心礎直下の土坑から出土した土器群 [琴南町教委2005]

と考えられている。

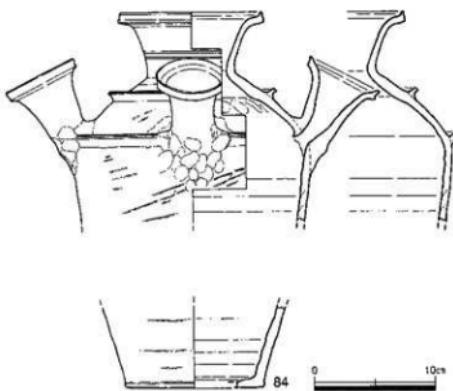
塔と仏堂はともに真南を向き、計画的に配置されている。仏堂は3間×2間と小規模であるが、塔よりも4mも高い場所に立地し、その正面に礼拝・法会用の広場を造成していることから、本尊を安置した仏堂と考えてよいだろう。A地区は、東南東に開けた谷の最奥を占めており、中寺廃寺の中軸伽藍と考えられる。なお、A地区で最も高い位置にある第1テラス（標高733m）は、中寺廃寺跡の中で最も広い平場であるが、礎石建物は存在せず、中心部に入れたトレーナーにおいても、小規模な東西柱穴列を確認したにとどまった。柱穴列の方向は仏堂や塔の主軸と直交するので、同時代の施設と考えられる。このような顕著な造構のない広大な平場の性格については、次節で検討する。

B地区の造構 B地区の発掘調査〔琴南町教委2006〕では、上中下3段の平場において、礎石建物1棟とそれに付設した広場、および掘立柱建物数棟を確認した（第49図）。

上段テラス（第1テラス、標高689m）にある礎石建物は、南東に延びる尾根先端を基壇状に造成し、礎石を据える。基壇中央部は岩盤まで平坦に削り、周囲を盛土で築成したため、建物中央と西側の礎石は原位置を保つが、周囲の礎石は盛土の崩壊にともない、若干外側に移動している。原位置を保つ礎石から、桁行5間（10.3m）、梁間3間（6.0m）の南北棟で、建物中央に方1間の須弥壇礎石を配した仏堂と理解した（この解釈には異論の余地もあるが、次節で検討を加える）。仏堂基壇盛土中から10世紀前半～後半の土器片が出土しており、残された仏堂跡基壇の造成年代は10世紀後半以降と認定できる。仏堂の東には、南北約9m、東西約6mの広場が付



第49図 中寺廃寺B地区の造構配置図〔琴南町教委2006〕



第50図 中寺庵寺跡B地区SB01出土 西播磨産多口瓶
[琴南町教委2006]

(SB02→SB01→SB03)。SB02は3間(6.0m)×2間(4.0m)、SB01は3間(6.0m)×2間(3.6m)、SB03は桁行・梁間とも4間以上である。一方、第3テラスでは掘立柱列1条を確認したが、建物としてまとまっていない。これらの掘立柱列の方位は、基本的に等高線に沿っており、最上段の礎石建物と一致しない。第2テラス2番目の建物SB01の西北隅柱穴上から西播磨産の多口瓶(第50図)、同建物の西北隅をめぐる雨落溝SD02の埋土から越州窯青磁碗の破片が出土した。したがって、SB01の廃絶は9世紀末以降とわかる。また、柱穴から出土した須恵器壺から、SB03は10世紀前半以降に廃絶したことがわかる。これ以外にも、第2・3テラスの埋土・流土から、調理具・供膳具を中心とした9世紀末～10世紀前半の須恵器・土師器・黒色土器が出土しており、第2・3テラスは、僧の生活区間となる僧房跡と考えられる。また、流土中には8世紀後半～12世紀の遺物も出土しており、B地区では、長期間にわたって仏堂と僧坊がセットで機能した可能性がある。

C地区の遺構 谷をはさんでB地区の南にあるC地区においては、東西40m強、南北35mの範囲(標高686～695m)で、石組造構16基を確認した(第51図)[まんのう町教委2007]。石組造構は、等高線が若干入り込んだ谷地形の箇所に集中する傾向があり、傾斜に沿って崩壊している。その後の踏査で、さらに南50～100mの範囲でも、同様の石組造構21基を確認している。石組は崩壊しているが、角張った山石(和泉砂岩亜角砾)を一辺1～2.7m前後、高さ1～4段に積み上げた平面方形のもので、その規模や配列に規則性は認めがたい。内部を調査した3基の石組造構は、10世紀前半の遺物包含層の上に造成され、四辺に大型の石を石垣状に積み上げ、内部に小さな石を詰め込んでいた。石組内部や下部に埋葬痕跡はない。永饗2年(984)成立の『三宝絵詞』(下巻)によれば、春2月の佛教行事として、川原に出て石を積み、造塔行為になぞ

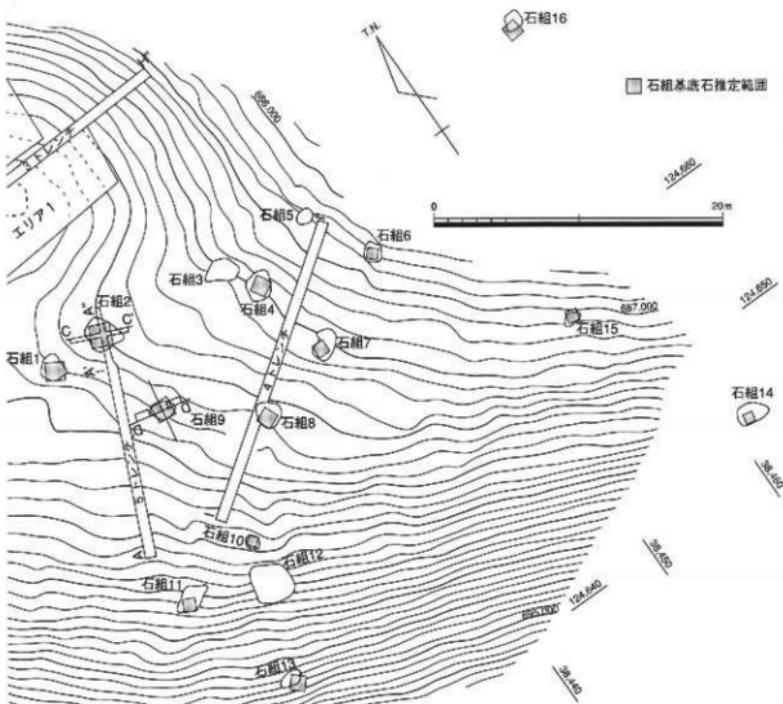
設されている。仏堂・広場とともに、主軸はN-12°-Wと若干西に振れており、真南を向くA地区の仏堂・塔とは方位が異なる。B地区仏堂の中央間から広場を見通した真正面には、大川神社を祀る讚岐山脈の主峰、大川山が聳える。

礎石建物の西側斜面を段状に造成した第2テラス(標高685m)と第3テラス(標高682m)においては、小規模な掘立柱建物を検出した。第2テラスでは、3間×2間およびそれ以上の規模の東西棟を2回建て替えている

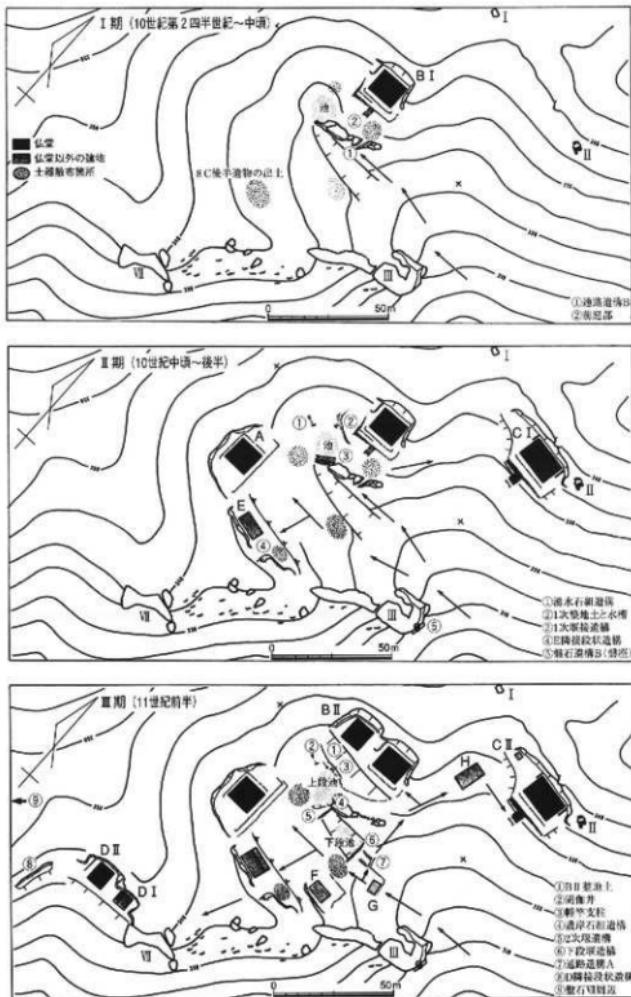
らえる「石塔」がある。C地区は、この「川原」に相当し、「石塔」行事空間と理解できる（第3節参照）。

遺構の変遷 中寺廃寺跡の発掘調査で明らかになった遺構・遺物を整理すると、以下のような、およその変遷が想定できる。

- 1) 8世紀後半～9世紀 B地区において山中の利用が始まる。この時期の建物跡は確認できず、未確認の建物が存在した可能性、もしくは遺構が残らないような簡易施設が、山中修行場として機能したと考えられる。
- 2) 10世紀 A地区において塔・仏堂が、B地区において仏堂・僧房が、C地区において石組遺構群が造営される。この時点で、中寺廃寺は、機能が異なる空間が、谷を囲んで向かい合う山林寺院として整ったと言える。
- 3) 12世紀以降 各地区において遺構に伴わないこの時期の遺物が数点見られるのみなので、中寺廃寺は衰退・廃絶したと考えられる。



第51図 中寺廃寺C地区の石組遺構分布図 [まんのう町教委2007]



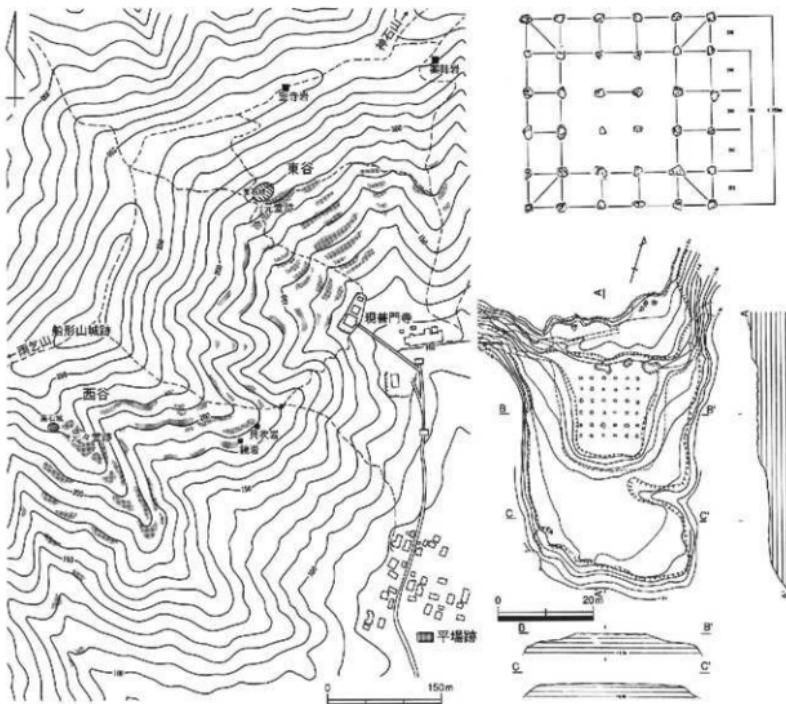
第52図 静岡県湖西市大知波鉢磨寺の遺構変遷 [湖西市教委2002]

第3節 山林寺院としての中寺廃寺の構造

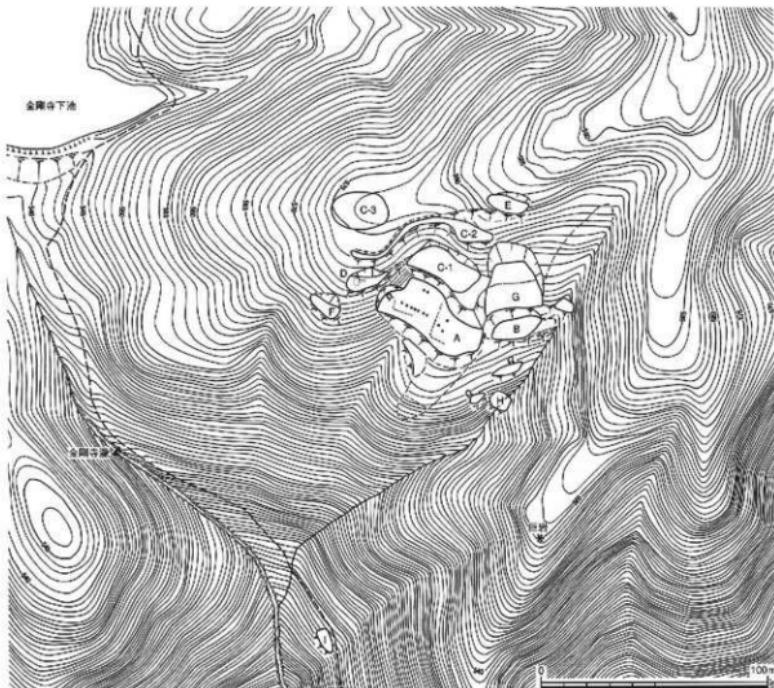
以下、発掘調査で判明した中寺庵寺の遺構について考察する。前節の発掘成果は、最終的調査所見をもとに概観したが、調査中には、いくつかの異論もあった。また、概報公刊後に、改めて検討すべき問題も生じている。本節では、こうした問題も含めて、考察を深める。

中寺庵寺の立地と遺構配置 中寺庵寺では、10世紀までに、東南東に開く谷を囲んで、西の谷奥（A地区）において塔・仏堂が、東北に延びる尾根筋の支脈端と斜面部（B地区）において仏堂・僧房が、南東に延びる尾根の東北斜面（C地区）において石組遺構が造営される。この時点で、機能が異なる仏教施設が、谷を囲んで対面する山林寺院としての形が整ったのである。このような中寺庵寺の立地と遺構配置は、古代山林寺院として比較的ポビュラーである。

発掘調査で全貌が判明した例として、静岡県湖西市大知波岬廃寺（第52図）がある。谷の湧水地点を開んで複数の仏堂や僧房を配した10世紀の山林寺院で、平安時代後期までに廃絶している点も中寺廃寺と共通する【湖西市教委1997・2002】。西の尾根を隔てたD地区にも仏堂を造



第53図 愛知県豊橋市普門寺の平場群と元々堂の礎石建物 [湖西市教委2002]

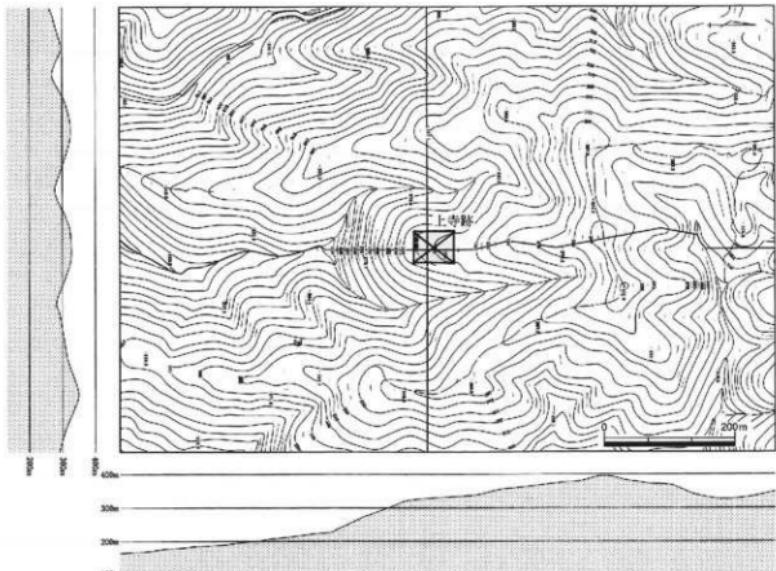


第54図 兵庫県三田市旧金剛寺跡の平場分布図【六甲山麓遺跡調査会1993】

営しているが、それは谷を囲む仏堂群が飽和状態に達した結果らしい。比叡山延暦寺のような大規模な山林寺院でも、谷を単位に堂塔をはじめとする諸施設がまとまる場合が多い。

山林寺院は中世、とくに南北朝時代（13世紀中頃）以降、しばしば軍事的な施設として利用される〔上原2006〕。また、同じ場所に山城が構築され、中世山城遺跡と重複する古代～中世山林寺院遺跡も少なくない。山城も山林寺院も、山稜・尾根筋や傾斜地を切土・盛土して平場を造成し、各種の施設を設ける点は共通する。しかし、中世山城と山林寺院では、地形の利用方法に大きな差がある。

すなわち、比較的険峻な山並を利用した中世山城は、山頂を本丸とし、山頂から延びる主脈となる尾根筋に平場（郭）を設けることが多い。これに対して、山林寺院が、山頂やそこから延びる主脈に伽藍を設けることはまずない。山頂近くを利用する山林寺院でも、頂よりもやや降った山腹に平場を造成する。愛知県豊橋市普門寺跡は、現普門寺背後の谷奥にある元堂跡と、船形山頂から南に延びる尾根端に立地する元々堂を中心に展開する中世山林寺院であるが〔湖西市教委



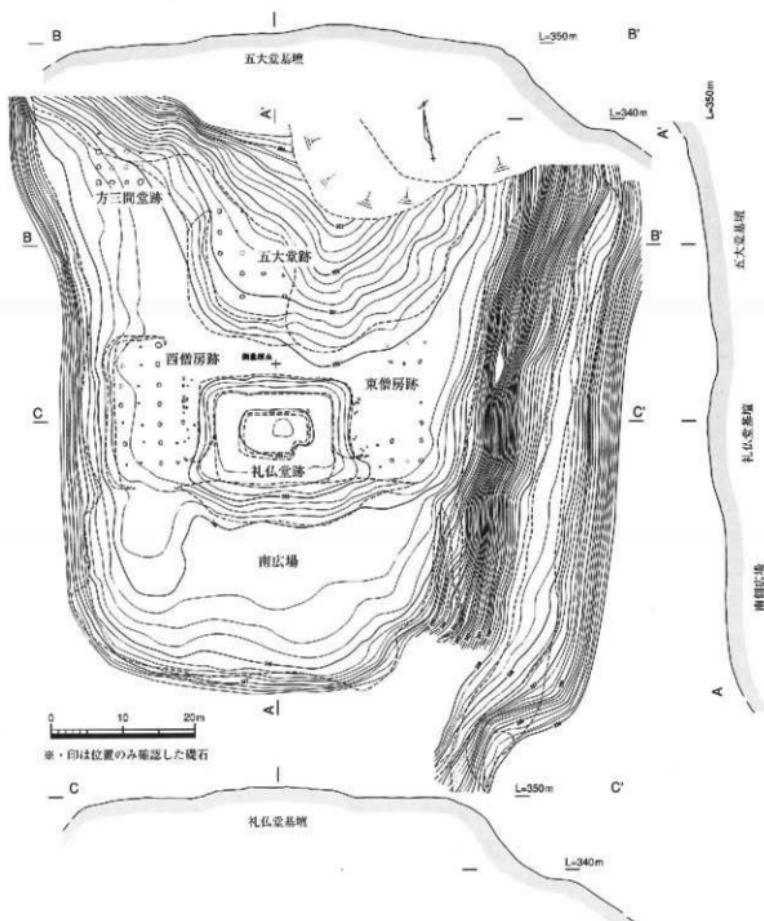
第55図 安祥寺上寺付近の地形 [第14研究会「王権とモニュメント」2004]

2002]、船形山頂とそれに直接連なる尾根筋を利用した船形山城とは地形的に一線を画する(第53図)。山城が山頂を利用するには、軍事・眺望を意図した立地であるが、山寺が山頂を避けるのは山中生活に即した立地であろう。普門寺元堂付近は現在なお豊富な水源を擁する。また、兵庫県三田市の旧金剛寺跡(第54図)[六甲山麓遺跡調査会1993]では、平場から少し登った山稜に立ったとき、平場では想像できなかったほどの強風にあおられた。山頂・山稜を避ける一つの理由だろう。中寺庵寺の伽藍中枢をなすA地区も、西にある標高753mの最高所をさけ、20m以上東に降った山懐に平場を造成している。

山林寺院における尾根端の利用 中寺庵寺B地区の仏堂は、尾根端を利用して平場をもうけている。尾根といつても、標高753mの最高所から北東に延びる山稜から派生して南南東に延びる支脈の先端で、山並みの基幹となる尾根筋を利用した中世山城の郭とは大きく異なる。9世紀中葉に創建された京都市山科区安祥寺上寺(第55・56図)は、尾根端を造成した広大な平場に、中心となる仏堂から僧房に至るまでの各種施設を配置しているが、その尾根も、京都盆地の東を限る東山連峰の一支脈である[第14研究会「王権とモニュメント」2004]。また、9-10世紀に造営された福島県磐梯町慧日寺別院の觀音寺(第57図)も磐梯山の西に列なる古城ヶ峰から南に延びる尾根の一支脈を利用している。

安祥寺上寺のように、広大な平場が造成できる尾根端は必ずしも一般的ではない。複数の堂塔

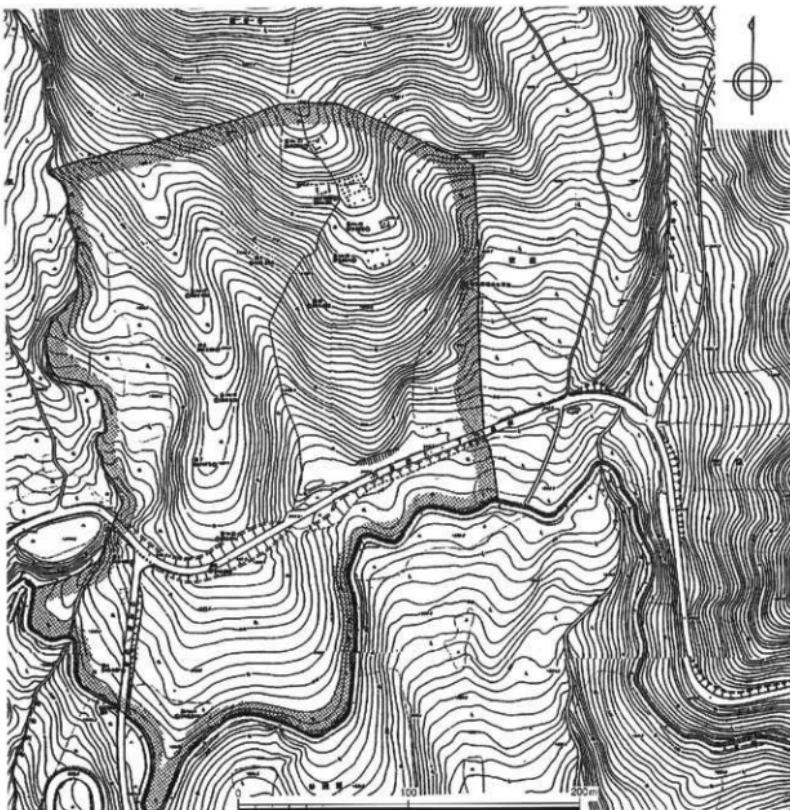
から成る七堂伽藍を山林寺院で実現するには、谷を囲む形で施設を配するのが、コンパクトにまとまりやすい。しかし、日本最古の山林寺院とも言うべき崇福寺の場合は、最新の川原寺式伽藍を、狭隘な尾根筋に配置することにこだわった数少ない例である〔滋賀県1941〕。すなわち、東山－比叡山連峰から東に延びる支脈の二尾根を利用し、南尾根に小金堂と塔、北尾根に金堂（弥勒堂）と講堂を配して、南滋賀廃寺や川原寺など最新の平地伽藍を、山中に再現しようとしたのである（第58図）。なお、崇福寺跡は、もう一つ南の尾根の礎石建物も含めて国史跡に指定され、



第56図 安祥寺上寺跡地形測量図〔第14研究会「王権とモニュメント」2004〕

通常は「北」「中」「南」の3つの尾根で解説するが、「南」尾根は、桓武天皇が造営した梵釈寺に相当するので、ここでは「北」「中」尾根を、崇福寺の北尾根・南尾根と呼び分ける。

しかし、崇福寺の北尾根と南尾根の間には深い谷が入り込んでおり、法会に際して、両者を一体で利用するのは至難のように思える。崇福寺の堂塔規模や安置仏について記載した『扶桑略記』天智7年正月17日条には見えないが、『延暦僧錄』「近江天皇菩薩伝」には、北尾根と南尾根を直接つなぐ橋を設けた（「南越磯造橋」）旨が記載されている。事実とすれば、天皇勅願寺院として、破格の施設を備えていたことになる。これに対して、谷を囲んで施設を配した場合、別の施設に至るには、谷に降りて登る以外に、等高線に沿っても移動できる。各仏堂に正面からアプローチする参詣者以外の寺務関係の移動は、むしろそれがメインの通路となり得たであろう。



第57図 福島県磐梯町観音寺跡地形図

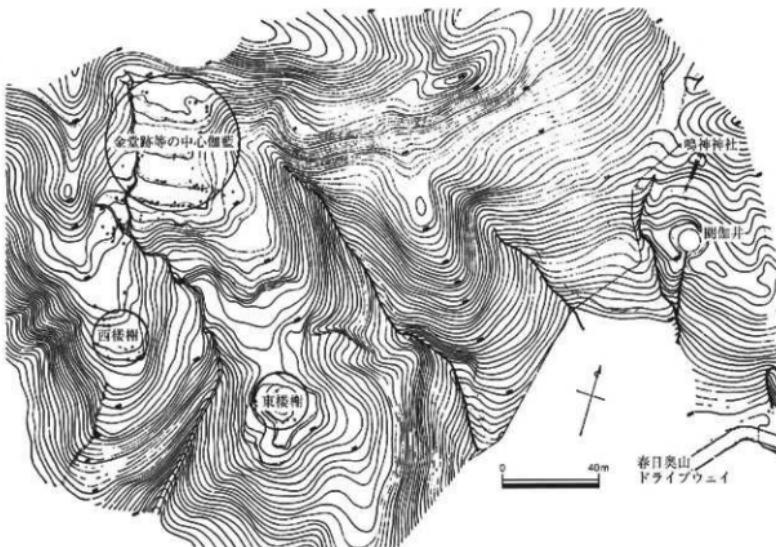


第58図 滋賀県大津市崇福寺跡地形図【滋賀県1941】

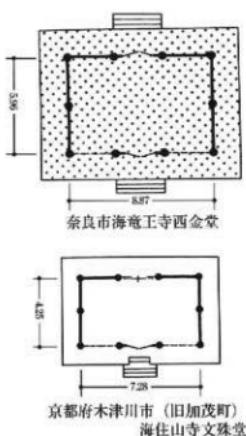
崇福寺のように、谷を挟んだ尾根端に架橋して、連続した一空間として利用する方式は、古代山林寺院では一般的ではない。しかし、山懐に立地する中寺庵寺A地区を中心施設として、その背後から延びた尾根端に立地するB地区に付属施設を置く方式は、東大寺の東山中にあった香山堂などに例がある。「延暦僧錄」「光明皇后伝」によれば、金堂の東西に樓觀を有する山林寺院で、現地形と礎石のあり方から、山懐に金堂などの中枢施設、そこから東西に延びる尾根端に東西樓榭が想定されている（第59図）[森1971、吉川1996]。

以上、中寺庵寺の伽藍配置を、古代山林寺院や中世山城の地形利用法と比較しながら検討し、古代山林寺院としては比較的一般的な立地であることを示した。中世になると、愛知県豊橋市普門寺（第53図）、福井県勝山市平泉寺、鳥取県大山町大山寺など、中心伽藍である仏堂や塔が立地する平場よりも低い周囲の斜面や尾根筋を利用して、多数の平場（坊院）を開闢・発達させた山林寺院が多い。平安時代のなかで廃絶した中寺庵寺や大知波岬廃寺は、こうした坊院を発達させることなく終焉した古代山林寺院の典型と言えるだろう。

中寺庵寺A地区の仏堂と塔 中寺庵寺A地区の仏堂跡と塔跡は、谷の最奥にあって真南を向き、谷を囲む諸施設の中で最も高所に立地する。大知波岬廃寺や香山堂例を参照すれば、中寺庵寺の中枢施設と考えてよい。3間×2間の仏堂はいかにも小規模であるが、現存建物ならば奈良市海龍王寺西金堂（8世紀）や京都府加茂町海住山寺文殊堂（鎌倉時代）、遺構ならば崇福寺跡南尾



第59図 奈良市香山堂跡地形図 [森1971に加筆]



第60図 現存する3間×2間仏堂
[文化庁1973]

根の小金堂跡（7世紀後半）や高松市屋島北嶺の千間堂跡（屋島寺前身寺院）の礎石建物（10世紀前半）などの諸例が指摘でき、金堂として必要最小限の規模を備えていると言える。

海竜寺西金堂は桁行8.87m、梁間5.96m（第60図上）、海住山寺文殊堂は桁行7.28m、梁間4.25m（第60図下）、崇福寺小金堂は桁行8.1m、梁間5.4m（第61図）、千間堂跡礎石建物は桁行6.7m、梁間4.5mで、いずれも中寺庵寺A地区の仏堂より若干規模は大きい。とくに中寺庵寺A地区的仏堂と桁行長が等しい千間堂跡礎石建物は、建物内部から複数個体の多口瓶が出土し、周囲の状況から判断しても、同遺跡の中心的仏堂であった可能性が高い〔高松市教委2003〕。

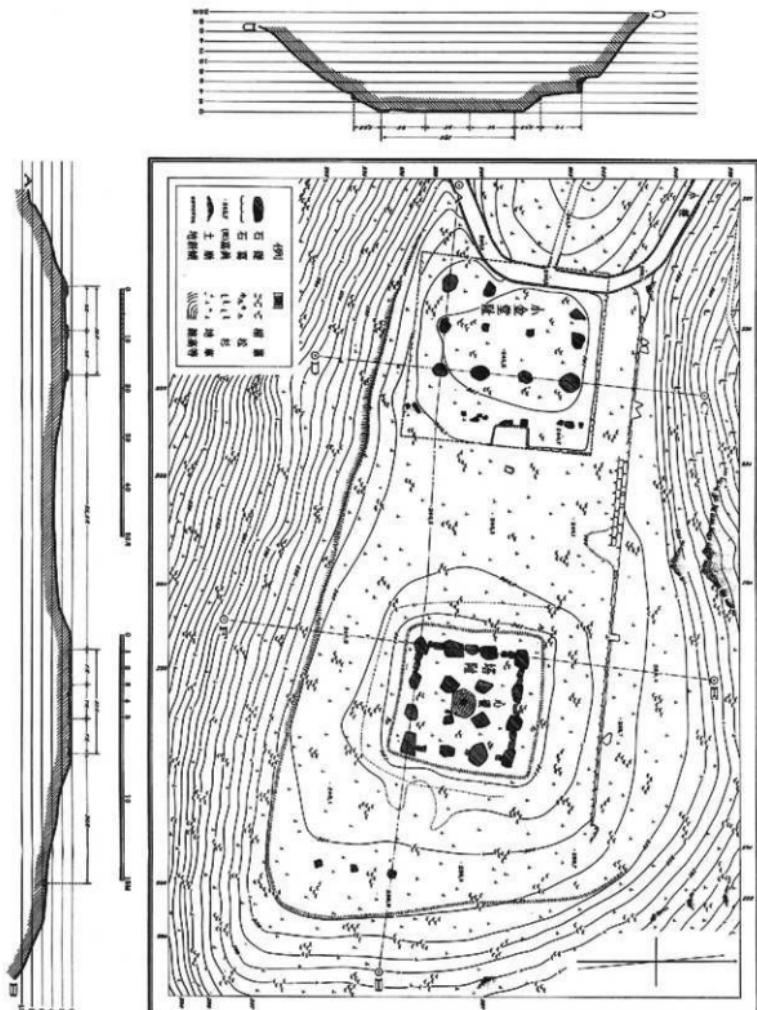
3間×2間の金堂では、仏堂内での法会は困難であるが、中寺庵寺A地区では、堂の南に広場を設けているので、中心金堂として十分機能したと推測できる。

仏堂よりも一段低い位置にある塔は、心礎直下の土坑内中央に土師器壺1、その周囲に須恵器壺5を埋納していた。類例はなく、性格付けは困難である。塔心礎には、仏舎利とその莊嚴具を納めるのが古代寺院の通例で〔奈文研1989、大阪府立近つ飛鳥博物館2001〕、中寺庵寺のように「心礎」直下の土坑に複数の土師器・須恵器を埋納する例を知らない。建物の周囲や中央の土坑内に土器・金属器を並べて埋納するのは、鎮壇・地鎮の作法と理解することが多い〔元興寺文化財研究所1984〕。中寺庵寺塔心礎直下の土器群を、鎮壇・地鎮具と理解した場合、「心礎」と考えた石は鎮壇・地鎮のための土坑蓋石で、本当に「心礎」、すなわち塔の心柱を支える礎石と理解してよいのかという疑問すら生じる。

もちろん、密教寺院に多い多宝塔には心礎はないし、層塔の中でも三重塔は、平安後期以降、心柱を多宝塔と同じように二層目で止めて、初層部を広く使うことが一般化する〔濱島2001〕。だから、中寺庵寺の「心礎」が鎮壇・地鎮のための土坑蓋石でも、当該の建物跡が塔ではないことにならない。

むしろ気になるのは、発掘調査概報〔琴南町教委2005〕において、調査者が当該建物のプランを「南北約5.1m、東西約5.2m」「南北列における礎石の間隔は約1.8m、東西列における礎石の間隔は約1.7m」と認識した点である。礎石中央に柱心がなくても建物は建つので、本稿では塔のプランは正方形という原則に基づいて一辺5.4m弱（柱間1.8m弱等間）、すなわち柱間6尺等間で一辺18尺と認識したが、平面実測図を見る限り、やはり南北にやや長いプランであることは否定しがたい。その場合、当該建物は層塔ではなく、単層の方形堂ではないかという異論が生じる余地もある。

崇福寺塔跡と小金堂跡



第61図 崇福寺南尾根の小金堂跡と塔跡

〔滋賀県1941〕



中寺庵寺A地区の伽藍配置 しかし、中寺庵寺の当該建物は、やはり塔跡だと筆者は考える。それは、塔跡と理解することによって、3間×2間の仏堂とあわせて、中寺庵寺の中核となるA地区が、讃岐国分僧寺と同じ大官大寺式伽藍配置となるからである。中門・金堂間の回廊内東（もしくは西）に寄せて塔を置く大官大寺式は、文武朝（697-707年）に藤原京内で造営した大官大寺（藤原京大安寺）を嚆矢とし、天平13年（741）の国分寺造営の詔を受けて、とくに南海道や西海道の西日本国分僧寺の多くが採用した伽藍配置である。中寺庵寺A地区には、中門も回廊もないが、以下の比較検討から大官大寺式伽藍配置を志向したと判断できる。

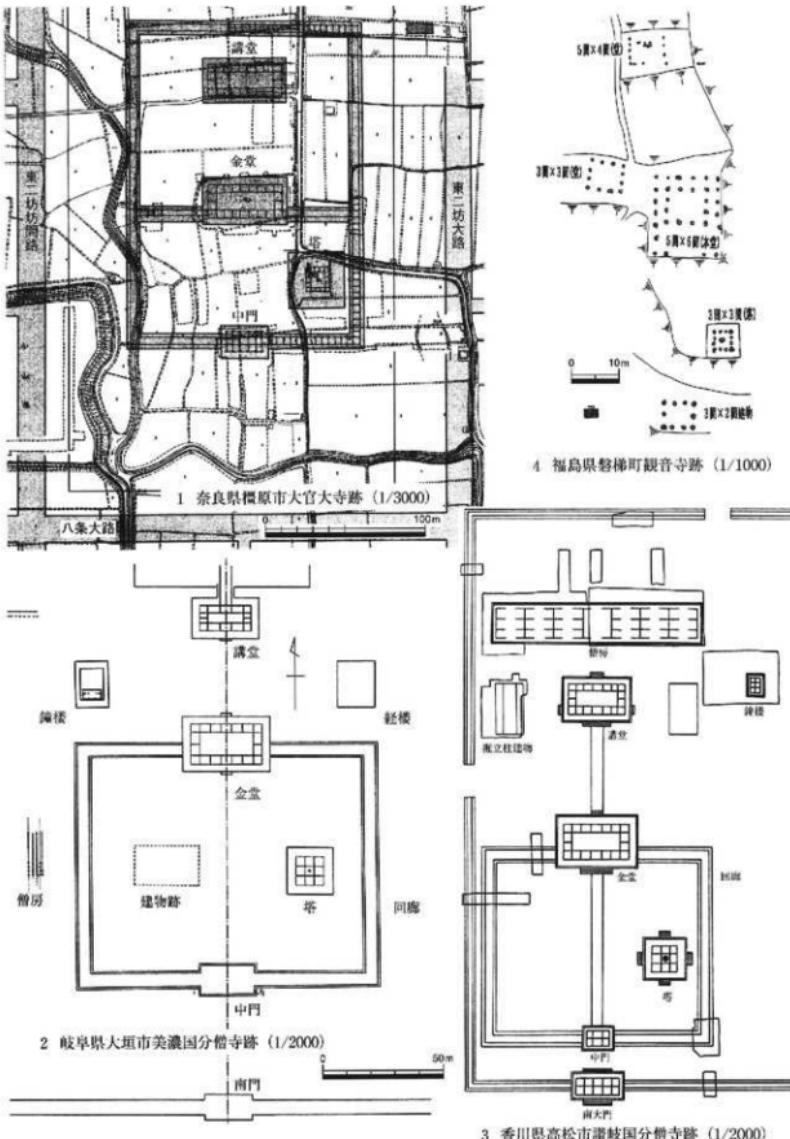
薬師寺式や東大寺式などの双塔伽藍に関しては、塔の心々距離（L）と塔の心々引き通しから金堂心までの距離（H）をもとに、塔心々と金堂心の3点がなす三角形の相似度を、 $H/L \times 100$ で示すことができる〔上原2006〕。大官大寺式伽藍配置は薬師寺式の西塔を欠いたものなので、金堂の中軸線に対して塔心から引いた垂線の長さ（L'）と、その交点と金堂心の距離（H）を利用すると、双塔伽藍とはほぼ同じ条件で、その相似度が求められる。すなわち、大官大寺式が薬師寺式の西塔を欠いたものなら、L'の2倍が薬師寺式とした時（西塔がある場合）のL値となる。つまり、大官大寺式のH/L × 100の半分の値が、双塔伽藍の相似度を検討する際に求めた相似度と同じになる。

第7表には、大官大寺式と考えられるいくつかの平地寺院と山林寺院に関して、金堂規模、塔規模、H値、L'値、 $H/L' \times 100$ を一覧表化した。基準とした平地寺院は、大和・大官大寺（第62図-1）および南海道の紀伊国分僧寺・讃岐国分僧寺（第62図-3）、東海道の美濃国分僧寺（第62図-2）で、山林寺院では磐梯山麓にある觀音寺（第62図-4）と中寺庵寺（第46図）を取り上げた。觀音寺は、最澄や空海に論争を挑んだ法相宗の徳一が、会津布教の拠点にした慈日寺別院の山林寺院で、発掘調査はなされていないが、礎石が露出していて、廃絶時の伽藍配置が判

国名・寺名	所在地	金堂規模	塔1辺	H値	L'値	100H/L'	文献
大和・大官大寺	奈良県橿原市	9間（45.2m）×4間（20.7m）	約15m	48.6m	45.8m	106	奈文研1985
美濃・国分僧寺	岐阜県大垣市	7間（29.4m）×4間（16.2m）	10.8m	51.6m	32.7m	158	大垣市教委2005
紀伊・国分僧寺	和歌山県紀の川市 (旧・打田町)	7間（32.6m）×4間（20.1m） (再建金堂)	9.4m	17.9m	37.4m	208	鴎磨・他1987
讃岐・国分僧寺	香川県高松市 (旧・国分寺町)	7間（27.9m）×4間（14.2m）	10.1m	48.0m	28.5m	168	国分寺町教委1996
讃岐・中寺庵寺 (A地区)	香川県まんのう町 (旧・琴南町)	3間（6.7m）×2間（4.0m） (建替後の礎石建物)	5.4m	16.6m	12.4m	134	琴南町教委2005
陸奥・觀音寺 (慈日寺別院)	福島県磐梯町	5間（13.0m）×7間（15.6m） (南に外陣を持つ本堂型式)	3.7m	27.4m	7.4m	370	磐梯町教委資料

第6表 大官大寺式伽藍配置寺院の比較

大官大寺式は、西海道の国分寺に顕著な伽藍配置であるが、ここでは、金堂・塔規模が判明し、金堂前広場の東に塔を置いた例を示す。H値は、金堂中軸線に対して塔の中心（心磁）から引いた垂直の長さ。L'値は、その交点から金堂中心点までの距離を示す。外陣を持つ陸奥・觀音寺金堂の場合は、内陣の中心までの距離である。

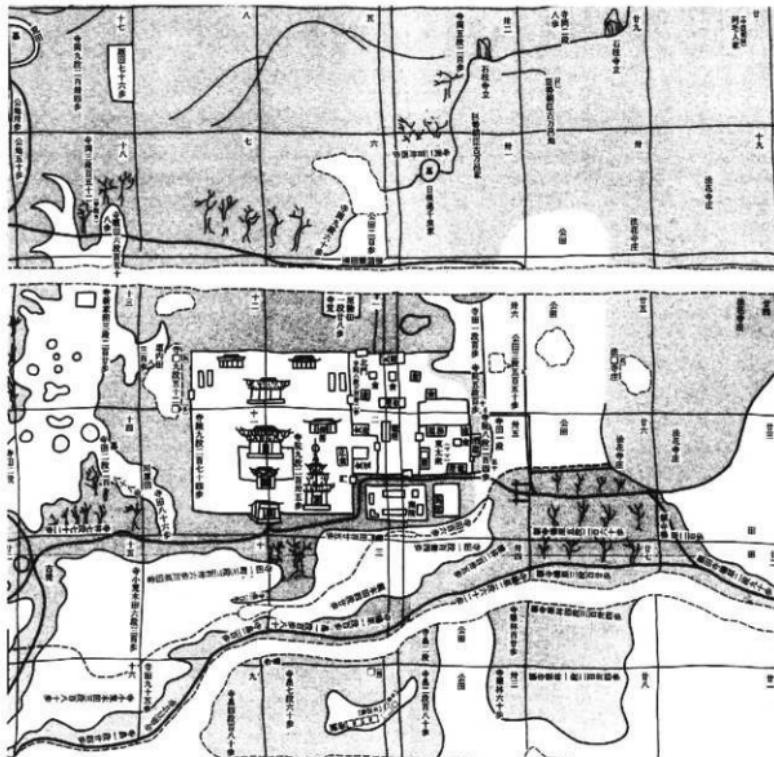


第62図 大官寺式伽藍配置の寺

明している。回廊はないが、中門を抜けた正面右に小規模な塔がそびえる大官大寺式伽藍配置の寺である。

第7表を見ると、金堂・塔規模は、平地伽藍の大官大寺や各地国分僧寺例が、圧倒的に大きい。国をあげて造営した官寺である以上、当然である。堂塔規模に合わせて、平地伽藍例はH値・L'値とともに山林寺院例を圧倒する。しかし、H/L' × 100値に注目すると、中寺廃寺の134は、大官大寺の106と美濃・紀伊・讃岐国分僧寺の158・168・208の中間値で、まさに平地寺院の大官大寺式伽藍配置の範疇に納まる。

重要なのは、中寺廃寺と同じ平安時代の山林寺院にもかかわらず、觀音寺のH/L' × 100値が370と突出する点である。これが、L'値がH値に比べて小さいためであることは、第6表から読み取れる。L'値が小さいのは、尾根端を造成した中に堂塔をすべて納めようとしたため、



第63図 伽藍の周囲に分布する各種寺領 [国立歴史民俗博物館2001]

塔を伽藍中軸から遠く離せなかった結果と考えられる。しかし、L'値が小さいということは、金堂前の広場が狭小であることを示す。観音寺の中心堂宇は、南に庇を広くのばし、仏堂前面に外陣的な礼拝空間を確保する。つまり、金堂前に、露天広場を必要としない構造なのだ。こうした構造は、平安時代以降、本堂建築として発達し、古代的な金堂建築を駆逐する。つまり、中寺廃寺A地区において、仏堂前面に盛上で広場を確保しているのは、古代平地寺院の伝統を色濃く踏襲しているのである。その仏堂が3間×2間と小規模で、本尊を安置する必要最小限の空間しか確保していないのも、讃岐国分僧院にならい、堂前の法会を重視した結果なのである。

中寺廃寺A地区第1テラスの性格 中寺廃寺A地区の仏堂（第2テラス）と塔（第3テラス）の背後の、さらに高い位置に、中寺廃寺のなかで最も広い平場（第1テラス）がある。中心伽藍となる仏堂と塔の背後空間ということで、当初、講堂などの中心的な堂宇の存在を期待した。しかし、ボーリング調査では礎石は存在せず、平場中央に設けたトレンチでも、建物としてまとまらない小規模で密に並ぶ掘立柱列を検出したにとどまった。年代の決め手を欠くが、掘立柱列の方向は真東西で、A地区の仏堂や塔と同年代というのが、調査担当者の所見であった〔琴南町教委2005〕。

山林寺院の発掘調査においては、山腹や尾根筋の平場を目指してトレンチを設けることが多い。しかし、明らかに人工的な平場であるにもかかわらず、発掘すると遺構の痕跡が何もない場合も少なくない。これは、平場に設ける施設が建物とは限らないからである。

現在も僧侶が居住し、参詣者が来訪するような、日本や韓国の山林寺院を訪れるとき、伽藍近くの平場を利用して、蔬菜・穀物・堅果などを栽培している姿でくわす。寺の周囲で穀物などを栽培する姿は、現代の山林寺院特有の現象ではなく、古代寺院でも一般的だった。天平宝字5年（761）の班田の結果を受けて製作された「額田寺伽藍並条里図」（国立歴史民俗博物館蔵）には、額田氏の氏寺（額田寺）の周囲には、公田や個人宅地と入り組みながら、「寺畠」「寺田」「寺栗林」「額寺楊原」「寺岡」などの寺領が広がる（第63図）〔国立歴史民俗博物館2001〕。

現在は休耕田が蕎麦畑になっているが、私が子供の頃、野山を歩くと、思わず山間の斜面に設けた平場で、蕎麦が一面に白い花を咲かせていた。山林寺院の平場には、こうした蕎麦畑や蔬菜畑、あるいは栗などの堅果類の栽培林もあったはずである。イネ科の栽培植物なら、プラント・オパール分析によって存在を確認できるが、蔬菜や堅果類の栽培はどのようにして論証できるだろうか。

中寺廃寺A地区第1テラスは、山間の蕎麦畑にしては広すぎるが、検出した柱列は畑の区画施設でもよい。兼好法師は山里での暮らしに「あはれ」を感じ、たわわに生った柑子の木の周囲に設けた欄に興ざめしたが〔『徒然草』上巻第11段〕、山間の畑ではイノシシ対策などで、欄木などは必要だろう。以上、想像の域を出ないが、中寺廃寺A地区第1テラスに関しては、苑院の可能性を提起しておきたい。

中寺廃寺B地区仏堂の構造 中寺廃寺B地区の尾根端に立地する礎石建物は、5間×3間の内部中央に1間四方の須弥壇を設けた構造で、東の付設広場を通して東南東を向く仏堂と理解した。

ただし、堂内の須弥壇礎石は側柱礎石と大差ないので、3間×2間の同規模の東西棟が並列した双堂建物ではないかという疑問もあった。双堂建築は、東大寺法華堂など複密的な仏像を本尊とする古代建築に多用され、8・9世紀の東国村落内寺院にも採用される〔筒生1992、須田2001〕。山林寺院の施設として、ふさわしい建築構造である。

しかし、以下の点を考慮して、双堂建築ではなく、5間×3間の南北棟説を採用した。

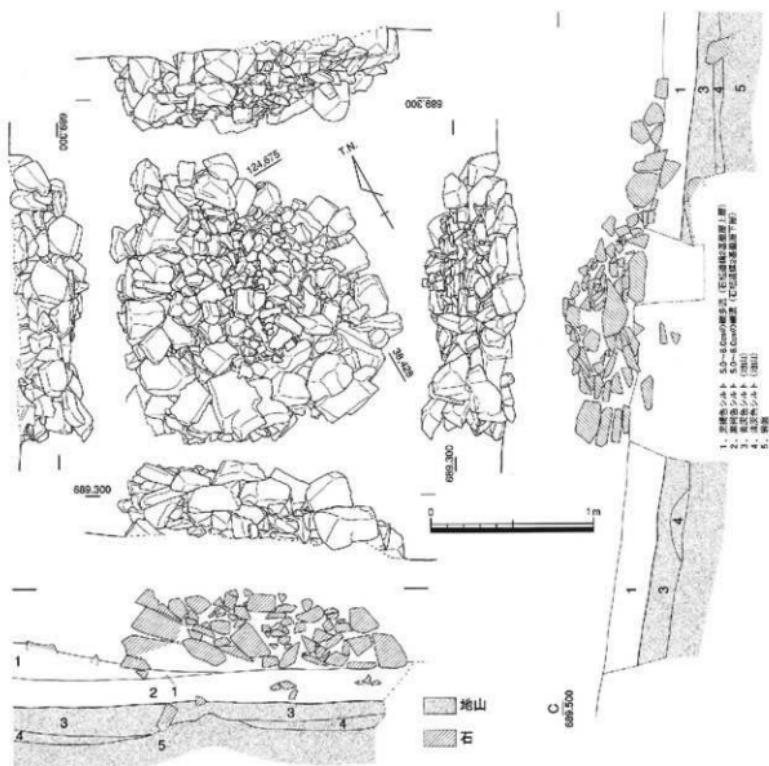
- 1) 双堂なら、一方は正堂、一方は礼堂で、北北東もしくは南南西を向くことになる。
- 2) 北北東向きと理解すると、谷を囲んで施設が対面する中寺廃寺の遺構配置に相反し、南南西向きと理解すると、獨立柱建物群が分布する平場が、その正面をふさぐことになる。
- 3) また、礎石建物に付設した広場が、建物の正面ではなく側面に存在することになる。
- 4) 地形的に見ても、尾根端を利用した建物は、尾根の先端を正面とするのが普通である。
- 5) 双堂とすると正堂・礼堂は近接し、十分な軒の出を取りにくい。

以上の検討を踏まえて、当該建物を5間×3間で、N-12°-Wと若干主軸を西に振った南北棟と理解すると、東に付設した広場を通して、真っ正面に讃岐山脈第2の主峰、大川山を臨むことになる。これこそが、B地区仏堂が、A地区的仏堂・塔とまったく方位を異にして造営された最大の理由であろう。

山林寺院を考える際に、避けて通れないのが「山岳信仰」との関わりである。仏教伝来以前から、列島では山を神とあがめた。山林修行や山林斗藪の拠点となった山林寺院は、もちろんインド起源だが、一方で、列島に固有の山岳信仰が変形した姿とも理解されている。高野山金剛峰寺と狩場明神・丹生津姫神社の関係、比叡山延暦寺と日吉大社の関係をはじめとして、山林寺院に隣接して土地の神（地主神）や山自体を御神体とする神社が祀られ、寺と神社が深い関係にある事例には事欠かない。

大川山信仰と中寺廃寺　列島には、信仰対象となった雲山・靈峰が少なくない。福井県越前町が実施した白山信仰と山林寺院を主題としたシンポジウム資料集では、「全国の主要な雲山」として、白山（福井・石川・岐阜県境、標高2702m）以外に、岩木山（青森県、標高1625m）、烏海山（秋田・山形県境、標高2237m）、出羽三山（山形県、最高峰標高1980m）、磐梯山（福島県、標高1819m）、男体山（栃木県、標高2486m）、筑波山（茨城県、標高876m）、富士山（静岡・山梨県境、標高3776m）、伊吹山（岐阜・滋賀県境、標高1377m）、立山（富山県、標高3015m）、大峰山（奈良県、標高1915m）、信貴山（奈良県、標高437m）、甲山（兵庫県、標高309m）、大山（鳥取県、標高1729m）、劍山（徳島県、1955m）、石鎚山（愛媛県、1982m）、英彦山（福岡・大分県境、標高1200m）、阿蘇山（熊本県、標高1592m）、霧島山（宮崎・鹿児島県境、標高1700m）の18峰を挙げて解説している[堀・他2005]。讃岐平野からその勇姿が遠望でき、天平6年（734）の國司による雨乞伝説と県指定無形文化財となった念仏踊りで著名な大川神社を祀る大川山（標高1043m）も、また、讃岐国の雲山・靈峰と呼ぶのにふさわしい。

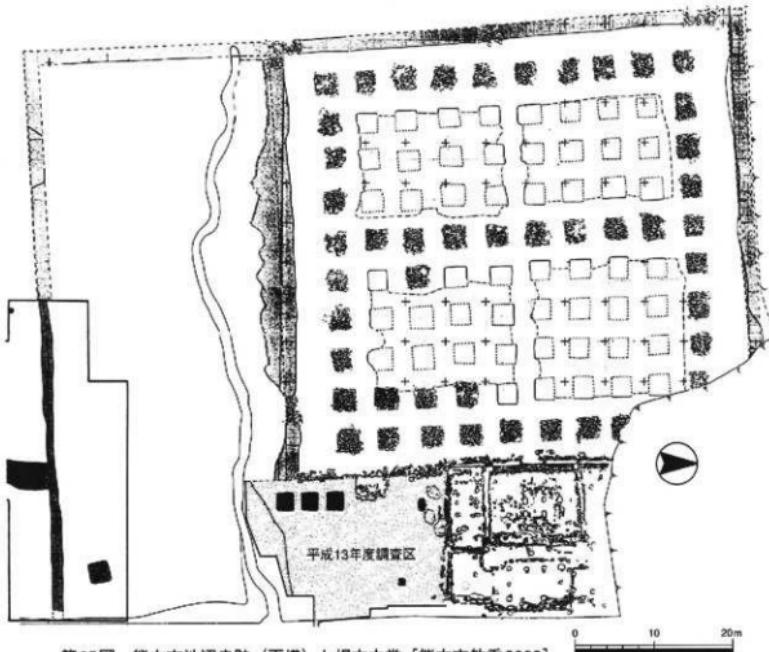
こうした雲山頂には神社や奥院、祭祀遺跡や経塚があつても、山林寺院の造営地となることはない。靈峰・雲山信仰を根拠に造営した寺院も、通常はその中腹や麓近く、あるいは靈峰を望む



第64図 中寺廃寺跡C地区〈石組造構2〉実測図【まんのう町教委2007】

景勝地に営むのが普通である。峰々が修行・斗藪の舞台となったとしても、山林寺院はその拠点であり、生活不能な山頂に建てる必要はない。中寺廃寺の立地は、讃岐国の靈峰である大川山信仰を根拠としていると理解すれば、B地区仏堂が真南を向いたA地区の中心伽藍と方位を異にする意義が明確になる。

中寺廃寺B地区の礎石建物を、上記のように意義づけると、立地する尾根端や、その南斜面平場にある僧房群の発掘に際して、遺構の年代を示す9世紀末～10世紀の土器類以外に、流土・覆土中から8世紀後半～12世紀に及ぶ長期の土師器・黒色土器・須恵器類が出土している事実が重要となる。現存礎石建物跡の造営年代は、基壇築成土中の遺物から10世紀後半まで下限することが分かっている。しかし、礎石建物が立地する尾根端の地盤は不安定で、現存礎石も周囲に向けて滑り落ちている。B地区の中心となる礎石建物がなければ、南斜面に僧房群を営む意



第65図 熊本市池辺寺跡〈百塔〉と根本中堂【熊本市教委2003】

義は薄れる。おそらく、尾根端の礎石建物は、古くから大川山信仰に根ざす仏堂として存在し、何度か建て替えた最終的な姿が、10世紀後半の礎石建物なのであろう。中寺廃寺A地区では存在が明らかになっていない掘立柱の僧房がB地区に存在する意義も、山岳信仰に基づく山林修行場として、B地区がまず開発されたことを暗示している。中寺廃寺と同様、10世紀になって仏堂などが建った大知波峠廃寺においても、信仰対象となった湧水のある谷間で、8世紀後半の遺物がまとまって出土している（第52図のⅠ期）。

中寺廃寺C地区石組造構についての憶測 谷をはさんだ南にあってB地区と対面するC地区では、最下段の平場において16基の石組造構を確認し、そのうちの3基を発掘した。その後、さらに南でも同様の石組造構21基を確認し、C地区において、合わせて37基の石組造構の存在が明らかになった。ただし、発掘によっても、石組造構が10世紀の基盤層の上に構築されている事実を除くと、その年代や性格を決定づける資料は得られなかった。以下、憶測や想像を交えつつ、石組造構の意味とC地区の性格について、私見を述べる。

石組造構は集中的に分布するが、その配列や規模に明確な規則性は認めがたい。ただし、発掘した石組造構は、いずれもよく似た方法で構築されている。当初、「墓地」の可能性を考慮し、

石組内や下部に藏骨器や火葬骨などの埋葬痕跡の有無に注意を払った。しかし、外面を揃えて方形に大型の自然石を積み、内部に小振りの自然石を不規則に詰め込むという手法（第64図）に、中世墓との共通性はあっても、埋葬痕跡はまったくなく、墓の可能性はほぼ消滅した。山林寺院に墓地を伴う例は、滋賀県敏満寺〔多賀町教委2005〕、岐阜県下呂市大城德寺〔下呂市教委2007〕、静岡県磐田市岩室庵寺〔山本1998〕など数多いが、いずれも墓地が形成されるのは中世（平安後期）以降のことである。古代（奈良・平安時代）山林寺院では、寺院の北や西側に祖師墓や寺の創設・発展に寄与した人物の墓を付設することはあっても〔上原2005〕、それが古代の中で、一般墓地にまで拡大することはない。12世紀に衰退した中寺庵寺に墓地が存在する可能性は、この点からも限りなく薄い。

C地区の発掘調査概報〔まんのう町教委2007〕においては、石組遺構に関して、近世・近代の「山の神」祠の可能性と、熊本市池辺寺跡の古塚遺跡（9世紀）〔熊本市教委1996〕などにみる「塔」の可能性の両面から慎重に検討を加え、後者の可能性に単配を挙げている。「山の神」祠が群集することはあり得ないし、石組遺構の方位が、A地区的仏堂・塔の方に向いたグループと、B地区的仏堂・僧房群の方に向いたグループとに大別できるという指摘は、たしかに「塔」説に有利である。以下、「塔」説を容認した上で、石組遺構が「塔」ならば、中寺庵寺の一画を占めるC地区に、どのような空間的意味があるのか、考えをめぐらせる。なお、塔はもともと积迦の遺骨である仏舍利を祀る施設なので、一種の「墓」である。また、中世墓地の石組は、石塔や木塔婆の基礎なので、一種の「塔」である。本稿で、中寺庵寺C地区的石組遺構を「塔」とみなすのは、あくまでも遺体や遺骨を納めた墓ではなく、仏舍利やその教えを納めるという仏教の象徴としての「塔」、あるいは象徴としての「塔」を建てる行為が、功德であり作善行為なのだと教えを踏まえての議論となる。

池辺寺の方形石組遺構は、100基が斜面に整然と並び、その斜面下の平場に5棟の礎石建物が押所のように建つ（第65図）。池辺寺の由来を記した金子塔は、「天台別院肥後池辺寺御号百塔者当主根本御座所」と、100基の石組遺構が「塔」であることを明記しており、石組遺構の周囲から石製相輪・宝珠片が出土した事実から、少なくとも上に石塔を安置した石組遺構もあったことがわかる。しかし、中寺庵寺の方形石組遺構周辺では石塔残片すら出土せず、木塔婆を立てたのか、方形石組遺構そのものが塔であったかの、いずれかと判断せざるを得ない。

方形石組遺構を「塔」とすれば　単に石を積んだだけの方形石組遺構を「塔」とみなす根拠の一つは、「法華経」巻2「方便品」にある。すなわち同品では、在家者が悟りを得る（小善成仏）ために、布施・持戒などの道徳的行為、舍利供養のための仏塔造営と莊嚴、仏像仏画の作成、華・香・音楽による供養、礼拝念佛などを奨励する。その仏塔造営には、万億種の塔を起して金・銀・ガラス・宝石で莊嚴するものから、曠野に土を積んで仏廟としたり、童子が戯れに砂礫を集めて仏塔とする行為まで、ランクを付けて具体例を挙げる。つまり、小石を積み上げただけでも「塔」なのである。童子が戯れに小石を積んで仏塔とする説話は、「日本靈異記」下巻「村童、戯れに木の仏像を刻み、愚夫きり破りて、現に惡死の報を得る縁第二十九」にも見え、

平安時代前期には民間布教に際して引用された可能性がある。

さらに、平安時代中頃までに、石を積んで石塔とする行為が、年中行事化していたことが「三宝絵詞」からわかる。冷泉天皇の娘、尊子内親王（承香殿女御）は、天元5年（982）4月8日、突如、落飾する（『小右記』）。17歳であった。その尊子内親王のために、文筆家として著名だった源為憲（-1011）が、仏教説話や当時の仏教行事を、「仏宝」「法宝」「僧宝」の上・中・下三巻にまとめたのが「三宝絵」である。しかし、肝心の絵巻は現存せず、詞書だけが「三宝絵詞」として残る。

『三宝絵』下巻（僧宝）は、「正月よりはじめて十二月まで月ごとにしける、所々のわざをするせる」巻である。その二月の行事として「僧宝の九」に記載されているのが「石塔」である。

石塔はよろづの人の春のつしみなり。諸司・諸衛は官人・舍人とり行ふ。殿ばら・宮ばらは代次・雜色廻し僧す。日をえらびて川原に出でて、石をかさねて塔のかたちになす。「心経」を書きあつめ、導師をよびすへて、年の中のまつりごとのかみをかざり、家の内の諸の人をいのる。道心はすすむるにおこりければ、おきな・わらはみななびく。功德はつくるよりたのしかりければ、飯・酒多くあつまれり。その中に信ふかきものは息災とたのむ。心おろかなるものは逍遙とおもへり。年のあづかりを定めて、つくゑのうへをほめそしり、夕の酔ひにのぞみて、道のなかにたふれ丸ぶ。しかれどもなを功德の庭に来りぬれば、おのづから菩提をうへつ。『造塔延命功德經』に云はく、「波斯匿王の仏に申さく、「相師我をみて、「七日ありてかならずをはりぬべし」といひつ。願はくは仏すくひたすけ賜へ」と。仏の言はく、「なげくことなけれ。慈悲の心をおこし、物ころさぬいむ事をうけ、塔をつくるすぐれたる福を行はば、命をのべ、さいはひをましてむ。ことに勝れたる事は、塔をつくるにすぎたるはなし。昔、ちゐさきわらは牛を銅ひき。あまたの相師どもみて、此の童いま七日ありてかならずしぬべし、とさだむ。此の後に、諸の童たはぶれに砂をあつめて、たかくつみて「仏のたうつくるぞ」といふ。この牛銅ふ童もその中にまじりて、たはぶれにいさごの塔をつくりつ。たかさ一探手なり。これによりて忽に七年の命をのべつ。此の時に辟支仏ありて鉢をもちてゆく。諸の童、たはぶれの心にも砂をもちて、「麥粉なり」といひて、此の聖に施す。辟支仏すなはち鉢を出して砂をうけつ。神通をもちて麥粉になしつ。諸の童これをみて、みなまことの信をおこしつ。辟支仏をしほしらせて云はく、「なむだち砂の塔をつくれるに、たかさ一探手なるは、後のように鉄輪工となりて天下に土とあらむ。二探手なるは、銅輪王となりて天下に土とあらむ。三探手なるは、銀輪王となりて三天下に土とあらむ。四探手なるは、金輪王となりて四天下に土とあらむ」と云ひき。ちゐさき童たはぶれにつくるに、かくのごときむくひをえたり。いかにいはむや、大王のまことの心をいたさむをや。もし、人うたがひなき心をおこして、法のごとくに塔をつくるむ事一のゆびのふしばりもせば、功德はかりなし」との玉ひて、泥塔をつくるべき事を説きたまふ。『もし、人これをつくれば、この一生をおくるまで毒のためにやぶられず。その命ながく遠し。よこさまのしにをせず。鬼神ちかづかず。あた・かたきのがれる。身につねにやまひなし。つみみなきえぬ』との給へり。また『法花經』にも、「乃至童子のたはぶれに、いさごをあつめて仏の塔となししは、みなすでに仏になりにき」との玉へり。まさに知るべし、石の塔も、功德をもかるべし。（出雲路修校注『三宝絵-平安時代仏教説話集-』東洋文庫513、平凡社、1990年）

年中行事としての「石塔」　『三宝絵詞』が描く年中行事としての「石塔」には、注目すべき点がいくつかある。まず、重要なのは、「石塔」を積む場が「川原」であることだ。網野善彦が指摘したように、川原は葬送の地、無縁・無主の地で【網野1978】、彼岸と此岸の境界でもある。そして「駆除寺」が示すように、寺院はアジールであり、時には無縁の地となる。中寺庵寺C地区は、仏堂・塔・僧房などの施設があるA地区やB地区とは、谷を隔てた別空間を構成する。中寺庵寺のなかで、C地区は（葬地でなくとも）「川原」なのである。16基の石組遺構が、高等線のやや入り込んだ谷地形に集中する事実（第51図）は、それを裏づける。少なくとも、その選地は、高所を志向する中世墓とは異質である。それは後世の「賽の河原」に通じる空間と言えよう。C地区における合わせて37基にもおよぶ石組遺構は、年中行事である「石塔」の累積結果と解すれば、容易に納得できる。

次に注目すべき点は、「石塔」が「よろずの人の春のつつしみ」であることだ。『三宝絵詞』では、「諸司・諸衛の官人・舍人」や「殿ばら・宮ばら」配下の「召次・雜色」を、「石を重ねて塔の形にする」主体者として挙げるが、これは源為憲が尊子内親王のために挙げた具体例であり、「よろずの人」は、もっと広範な平安京都市民や地方民衆を含む概念と考えてよいだろう。中寺庵寺に即して言えば、讃岐国衙の下級官人や横越となった有力豪族だけでなく、大川山を篠山と仰ぐ讃岐国の村人・里人も、「石塔」を行なう主体となった可能性が高い。少なくとも、仏堂や塔など、寺院中権施設を使った法会の実施主体が僧侶であるのに対して、「石塔」の実施主体は、中寺庵寺に参詣する俗人達であったことは否定できないであろう。

そのように理解すると、「春」という季節や、単に石を積むだけでなく「飯・酒多くあつまれり」という饗宴行為にも意味があることがわかる。民俗学や国文学のいう春の予祝行事、すなわち、その年の豊饒を願う「春山入り」「山遊び」「国見」「花見」【土橋1965】や「磯遊び」「川遊び」と同一次元に「石塔」があるのである。中寺庵寺における「石塔」が旧暦二月の行事であったとは断言できないが、讃岐山脈の雪が消え、春の芽吹きの頃、あるいは山桜の咲く頃に、農作祈願や大川山からの開拓を兼ねて中寺庵寺に参詣し、C地区で石を積む姿を想像してもよいと考える。

『三宝絵詞』が描写する「石塔」行事の場である「川原」が、平安京に隣接する鴨川などの川原なら、官人や雜色が積み上げた「石塔」が遺構として残る可能性は限りなくゼロに近い。平安時代後期まで存続せず、炭焼が訪れる以外は、人跡まれな山中に放置された中寺庵寺の方形石組遺構であるからこそ残ったのである。もし、中寺庵寺が中世まで存続したら、付近で墓地が展開した可能性は高く、埋葬をともなわない「石塔」空間を認識することは困難になったかもしれない。これまで、「石塔」行事の存在を、考古学的に指摘し報告した例はない。しかし、遺物を伴わない集石遺構は、しばしば「S X」記号で報告されている。また、埋葬の確証が得られないまま、中世墓として報告された集石遺構・石組遺構も少なくない。その中には、「石塔」行事の結果も含まれているだろう。今後も、平地部の遺跡では検出困難でも、平安時代のまま凍結した山林寺院関係の遺跡では、中寺庵寺C地区のような遺構の発見も期待できると考える。

第4節 讀岐国と中寺庵寺－むすびにかえて－

国家仏教と山林寺院　古代律令国家においては、出家得度権は国家が掌握し、僧尼は国家公務員として、鎮護国家を祈願した〔松尾1998〕。祈願達成のために、より多くの僧が国家直営寺院で同じ法会を施行する一方で、僧は清淨を保ち、かつ山林修行を通じて個々の法力を強化することが要求されていた。僧房へと発展したB地区において、8世紀後半の土器類が出土している事実は、本来、中寺庵寺が讀岐国の山林修行の場として発足したことを暗示している。

養老「僧尼令」禅行条は、禅行修道のために山居を求める場合の手続きについて、以下のように規定する。すなわち、在京の僧尼の場合は、三綱の連署をもらい、僧綱・玄蕃寮を経て、太政官に申し、可否をきいて公文を下す。一方、地方の僧尼の場合は、三綱と国都司を経て、太政官に申し、可否をきいて公文を下す。その山居の場となる国郡は、僧尼の居る山を把握しておかねばならず、勝手に他所に移動してはならないとする。すなわち、律令国家は、全国規模で山林修行を法的に認めていたのである。また、山林修行の場を、国郡が把握せねばならないという規定は、修行の拠点となる山林寺院を国郡レベルで把握する必要があったことを示す。近江国分寺僧として觀山に籠もった最澄も、当然、こうした法的規制下にあったはずだ。

一方、山林寺院にかかる養老「僧尼令」として、よく非守院条が引用される。すなわち、僧尼が所属する寺院以外に道場を建てて、衆を集めて教化し、みだりに罪福を説くことを禁じた条である。この道場を山林寺院とみなし、大平宝字8年(764)の詔勅で、逆党の徒が山林寺院において一僧以上を集めて読經悔過するのを禁じた事実を援用して、山林寺院が律令国家の仏教政策に背反したと説く意見もある。しかし、この法令は道鏡政権が、勝手な布教活動や反国家的な政治集会を禁止したもので、山林寺院の存在が否定されたわけではない。『続日本紀』宝龟元年(770)10月丙辰には、天平宝字8年の禁制の結果、「山林樹下、長く禪迹を絶ち、伽藍院中、永く梵響を息む」という弊害が生じたことを嘆き、山林修行の復活を願い出ており、光仁・桓武政権は淨行禪師による山林修行をむしろ奨励する。山林寺院を拠点とした山林修行は、国家仏教にとって必須な存在であった。

国境の山寺・中寺庵寺　もちろん、平地寺院や都市寺院と比べて、山林寺院が把握・管理しにくいことは、その立地から容易に想像できる。しかし、中寺庵寺は、讀岐・阿波国境近くに立地する。古代山林寺院が律令制下の国境近くに立地する例は、中寺庵寺以外にも、比叡山延暦寺(山背・近江国境)、大知波崎庵寺(三河・遠江国境)、旧金剛寺(摂津・丹波国境)など、本稿で取り上げた山林寺院でも少なくない。兵庫県の山林寺院の分布を総合的に検討した浅岡俊男は、その間に摂津・播磨・丹波三国の国境線をむすぶ情報網の存在を指摘する〔浅岡2002〕。越前・加賀地域の山林寺院を検討した堀大介も、8・9世紀における山林寺院が国境・郡境沿いに展開する事実を指摘している〔堀2002〕。そして、国境は、国衙が直接管理すべき場所であった。

大化「改新之詔」では、京師・畿内に関連して閑塞設置の規定があり〔「日本書紀」〕、「出雲国風土記」は、隣接する伯耆・備後・石見国との国境に、常置あるいは臨時の割(閑)が複数存在したことを明記している。近江・美濃・伊勢国境にある不破閑・鈴鹿閑をのぞくと、閑の考

古学的調査はほとんど進んでいないが、関を通過するための通行手形（過所木簡）をはじめとする関・塞・刻に関わる史料から、少なくとも7世紀後半以降、9世紀に至るまで、国境施設が具体的に機能したことがわかる〔永田2005〕。古代山林寺院の多くが、律令国境近くに立地するのは、こうした国衙が直接管理する施設が、国境近くに存在した事実と無関係ではないだろう。

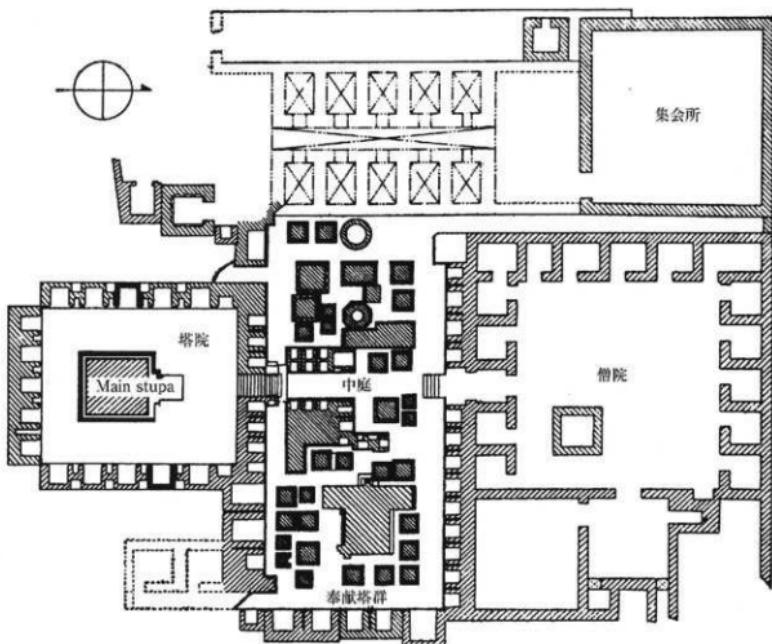
讃岐国分寺と中寺庵寺 山林寺院の展開は、仏教史の展開に連動しており、中寺庵寺の消長も、讃岐国分寺をはじめとする香川県内の平地寺院と密接に関わっていた。とくに中寺庵寺の中核となるA地区の仏堂と塔の配置が、讃岐国分寺と同じ大官大寺式であることは、両者が無関係でなかったことを明示する。中寺庵寺が讃岐国分寺あるいはその管理主体である讃岐国衙と密接に関わっていた事実は、出土遺物からも推測できる。

中寺庵寺A地区の塔心礎下に埋納した須恵器壺群は、讃岐国衙直営の讃岐陶邑窯（十瓶山窯）の製品と考えられる。讃岐陶邑窯の製品は讃岐国内に広く分布するが、とくに注目すべき点は、中寺庵寺の須恵器壺が、一般的の讃岐陶邑窯の製品と異なり、赤色を呈することである。おそらく、赤く発色する胎土を用いたか、通常の讃岐陶邑窯製品は還元炎で焼成するのに対して、当該製品は最後に酸素を大量に供給することで（＝酸化炎焼成することで）赤色に仕上げたのである。つまり、地鎮・鎮壇具として埋納するために特注したのが中寺庵寺の心礎下の壺群なのである。また、B地区で出土した灰釉陶と見間違える西播磨産の多口瓶も、同じ器種は生産地では確認されおらず、特注品の可能性が高い。

多口瓶は奈良・平安時代を通じて寺院遺跡で多く出土し、なかには平城京薬師寺や京都府木津川市（旧山城町）高麗寺跡・宇治市大鳳寺跡・滋賀県大津市南滋賀庵寺跡例のような奈良三彩の製品もある〔奈文研埋文センター2002〕。土器が主体でも、莊嚴性の強い仏具である。ただし、分布は中部-西日本を中心とし、関東地方では埼玉県高岡寺跡で須恵器の多口瓶が知られているにとどまる〔考古学から古代を考える会2000〕。香川県下においては、屋島千間堂跡の礎石建物内、須恵器多口瓶が複数個体出土しているが、讃岐陶邑窯と考えられている〔高松市教委2003〕。つまり、中寺庵寺には、仏具として莊嚴性の強い多口瓶を、わざわざ西播磨から取り寄せる立場の僧侶がいたことになる。中寺庵寺は、単なる人里離れた山寺ではなく、その動向は、古代讃岐国衙や讃岐国分寺と密接に関わっていたのである。

平安佛教と中寺庵寺 中寺庵寺は10世紀にいたって、A地区に仏堂・塔が造営され、それ以前から機能していたB地区的仏堂・僧房も様相を新たにして、山林寺院としての体裁が整う。奈良佛教のもとでは、平地寺院を本寺とし、山林修行のために山林寺院に出向く形態が一般的だった〔歴田1957〕のに対して、真言・天台宗が台頭すると、山林寺院こそが寺院の主体という考えが生まれる。平安京内には東寺・西寺以外の寺院はなく、平安京周辺の丘陵地には、真言・天台宗を中心とした寺院が次々と造営された。しかし、それらの寺院も、山林修行の場という山林寺院本末の意義は失っていなかった。

9世紀中葉、仁明天皇の女御藤原順子が発願し、入唐僧惠運が東山山中に造営した安祥寺では、毎年、国家試験にパスした3名の僧（年分度者）は、7年間にわたって寺家に籠もり、山を出る



第66図 タクティ・バイ寺院（パキスタン）[水野1962]

ことを許されなかった〔「日本三代実録」貞觀元年（859）4月18日条〕。しかし、7年の修行を終えた安祥寺僧は、諸国講読師として各地に派遣され、地元の國分寺僧を指導した〔「延喜玄蕃式」〕。平安京周辺の山林寺院は、こうした僧侶の往還を通じて地方寺院と交流していた。

一般に、山林寺院は僧の山林斗藪や山林修行を通じた相互の結びつきが強く、別院として、あるいは本末関係で系列化されることが多い。中寺廃寺も讃岐・阿波国境の山並を山林斗藪の舞台として、他の山岳・山林寺院と結びつく可能性がある。今後の検討課題である。また、讃岐国にも曼陀羅寺など、東寺と本末関係にある真言寺院が確認できる。平安時代後期以降の四国八十八ヶ所の成立も含めて、今後の検討課題としたい。

民衆佛教と中寺廃寺 以上、述べたように、中寺廃寺成立の背景には、讃岐国衙や讃岐国分寺の動向、平安京周辺で新たに台頭した真言・天台宗などの平安佛教との関係、さらには四国山地や讃岐山脈に沿って点在する平安時代における山林寺院間とのネットワークなど、国家的・宗教的な歴史動向が重要な意味がある。しかし、一方、前節の方形石組遺構の検討で明らかになった民衆佛教とのつながりも、中寺廃寺が担った重要な歴史的側面として、検討を深める必要がある。

方形石組遺構を塔と認識する上で、肥後国池辺寺の「百塔」の存在が意味を持った。池辺寺に

においては、中核となる信仰対象として百塔（方形石組遺構群）を造営したため、石塔群は計画性に富んだ規模・配置となっている。これに対して、中寺廃寺C地区方形石組遺構群は、規模や配置に計画性を認めがたい。中寺廃寺C地区を訪れたときに思い出したのは、パキスタンのペシャワール（ガンドーラ）近郊にあるタクティ・バイなどの山林寺院【水野1962】で見た奉獻塔である。ガンドーラの仏教寺院は大きなストゥーパを中心とした塔院と、僧房が集合した僧院とからなり、タクティ・バイでは両者間の一級低い中庭に、小さなストゥーパ（奉獻塔）が不規則に所狭しと並んでいた（第66図）。すなわち、舍利を納めた寺院中枢のメイン・ストゥーパに対して、仏縁や功德を求めて一般信者が行った作善行為が、奉獻塔なのである。それは、中寺廃寺A地区の木塔に対する、C地区の方形石積遺構群の関係と相似形をなす。

日本の古代寺院の一角に、一般信者が仏縁を求めて作善行為を行う場が存在しうるのか、という疑問もわく。しかし、古代山林寺院の発展・拡大において、民間布教が大きな意義を担った可能性は、すでに大知波峰廃寺の調査成果において提起されている。大知波峰廃寺では、10世紀前半に、湧水と池の前に仏堂B I がまず造営され（第52図のⅠ期）、10世紀後半以降、A・CI・Eなどの仏堂や僧房が次々と建てられて、著しい発展を遂げる（第52図のⅡ期）。この発展の背景を示すのが、池の周囲から445点も出土した大量の墨書き土器である。地元二川窯産を主体とする灰釉陶器に、「万」「寺万」「二万」「十万」「廿万」「千万」「徳万」「祐万」「祐上」「吉」「大吉」などの吉祥句や「阿花」「施入」「六器五口」「御佛供」などの用途を記した墨書き土器は、古代寺院で行なう通常の国家的法会や鎮護国家の法会とは異なり、民衆も巻き込んだ信仰形態を反映している。

後藤建一は、「三宝絵詞」下巻の修正月（僧宝の一）や修二月（僧宝の六）において、「私にはもうもろの寺々に、男女みあかしをかかげてあつまりおこなふ」「山・里の寺々の大なる行ひなり」という記述に注目して、修正会や修二会との関係でこれらの墨書き土器を位置づける【湖西市教委1997】。大知波峰廃寺では、現在なお絶えることのない水源こそが、信仰の源であった。東大寺二月堂の「お水取り」のように、聖水をめぐる原初的信仰が、修二会のような仏教行事として定着し、膨大量の墨書き土器を生み出した可能性は否定できない。

中寺廃寺近傍においては、讃岐・阿波分水嶺や大川神社は水源地として、信仰の対象となつたはずである。事実、大川神社には讃岐国司による雨乞い伝承が残る。しかし、中寺廃寺の寺地自体は、聖水信仰を生む母胎にはならなかった。そこでは、大知波峰廃寺とは異なり、春の予祝行事である「山遊び」を母胎とした「石塔」行事を民間布教の根柢にしたのである。

大和国葛木上郡の高宮山寺にいた願覚は、朝に里に行き、夕に房に帰るのを業としていた（『日本靈異記』上巻第四話）。また、平群山寺に住む練行の沙弥尼は、河内国若江郡遊宜村で知識を率いて六道図を描いた（『同』上巻第三五話）。『日本靈異記』が描く練業者は、一定の距離を置きつつ、村里との交流を忘れていない。当然、大川山を雲峰と仰ぐ讃岐国内の住民は、官人・豪族・村人の階層を問わず、中寺廃寺に参詣したはずである。中寺廃寺C地区の石組遺構群は、そうした地元民衆と寺家との交流の証なのである。

山林寺院としての中寺廃寺の特色 以上、中寺廃寺に関して、古代律令国家における国家仏教の一翼をになう側面と、地元の信仰に根ざす民間布教の拠点としての側面について、それぞれ具体的に検討を加えた。そうした両面性は、平安時代に日本各地で展開した山林寺院が、多かれ少なかれ備えていた特徴と考えてよいだろう。

それでは、他の同時代の山林寺院と比較した時、讃岐国山林寺院としての中寺廃寺の特徴・独自性は、どこにあるのだろうか。本稿で提示したC地区における「石塔」行事は、現状では中寺廃寺独自の遺構である。しかし、今後、同時代山林寺院の考古学的調査が進展すれば、一般化する可能性が高い。少なくとも、「三宝絵詞」の記述を信ずる限り、「石塔」行事はかなり広範に実施されており、単に遺構が残りにくく、発掘調査によっても、年代を限定しにくいにすぎないように思える。中寺廃寺の特徴・独自性は、むしろ同時代の山林寺院の発掘調査で明らかになった堂塔建築やその配置との比較によって導くべき課題なのである。以下、三河・遠江国境近くに造営された大知波峯廃寺の調査成果と対比することで、讃岐国山林寺院としての中寺廃寺の特徴・独自性について考えをめぐらせる。

よく似た土地利用方式で国境近くに立地し、ほぼ同じ10世紀代に成立したにもかかわらず、大知波峯廃寺と中寺廃寺には、建物構造や配置に大きな違いがある。まず、大知波峯廃寺には塔がない。しかし、複数の仏堂が、次々と造営された。大知波峯廃寺の仏堂は、いずれも前面に庇を長く延ばし、内陣と外陣によって堂内での法会を可能にした中世仏堂の萌芽形態を採る〔山岸1997〕。3間×2間という必要最小限の規模の仏堂前面に広場を設け、塔とともに讃岐国分僧寺の伽藍配置を再現した中寺廃寺A地区のあり方とは、まったく異なる。

近畿地方でも、7世紀後半の崇福寺は、同時代の川原寺式伽藍配置を、複数の尾根を利用して再現し、9世紀中葉の安祥寺は、整然と配置した僧房と仏堂の前面に広場を設け、法会空間を確保している。しかし、10世紀の大知波峯廃寺では、こうした古代的な建物構造や配置は影をひそめ、中世仏堂への確実な一步を踏み出している。一方、中寺廃寺では、10世紀後半のB地区仏堂においても5間×3間の古代的構造を維持し、前面に広場を確保する。同様の古代的な建物構造は、同じ10世紀前半に成立した屋島北嶺千間堂跡の礎石建物〔高松市教委2003〕においても指摘でき、讃岐国の平安時代山林寺院の特徴と言える。

第1節で述べたように、讃岐国は古代寺院数において他国を圧倒する。それは、古代寺院を造営し維持する上で、安定した技術基盤を有していたことを意味する。しかし、安定した技術基盤は、同時に新技術の開発や導入において保守的、伝統墨守型であったことを示す。10世紀後半に至っても、中寺廃寺をはじめとする讃岐国古代寺院が、中世仏堂建築を導入せず、古代的な建物構造や建物配置をとり続けた意味はそこにあると私は考えている。

参考文献

- 浅岡俊男 2002年 「六甲山周辺の山岳寺院（兵庫県）」「佛教藝術」265号、特集・山岳寺院の考古学的調査（西日本編）、毎日新聞社
- 網野善彦 1978年 「無縁・公界・樂－日本中世の自由と平和－」平凡社選書58、平凡社
- 上原真人 2005年 「慧日寺〈戒壇〉とは何か」「徳一菩薩と慧日寺」磐梯町教育委員会・磐梯町
- 上原真人 2006年 「平城京・平安京時代の文化」「列島の古代史－ひと・もの・こと－8 古代史の流れ」岩波書店
- 大垣市教育委員会 2005年 「史跡 美濃国分寺跡」
- 大阪府立近つ飛鳥博物館 2001年 「莊嚴－飛鳥・白鳳 仏のインテリアー」特別展図録21
- 羯磨正信・他 1987年 「紀伊」「新修 国分寺の研究」第5巻上（南海道）、吉川弘文館
- 元興寺文化財研究所 1984年 「古代研究28・29 特集地鎮・鎮壇」
- 熊本市教育委員会 1996年 「池辺寺跡 I（百塚遺跡C地点・堂床遺跡発掘調査報告書）」
- 熊本市教育委員会 2003年 「池辺寺跡 V－平成13年度発掘調査報告書－」
- 下呂市教育委員会 2007年 「岐阜県指定史跡 鳳慈尾山大威德寺跡－平成15～18年度範囲確認調査報告書－」下呂市文化財調査報告書第1集
- 考古学から古代を考える会 2000年 「古代仏教系遺物集成・関東－考古学の新たな開拓をめざして－」
- 国分寺町教育委員会 1996年 「特別史跡讃岐國分寺跡保存整備事業報告書」
- 国立歴史民俗博物館 2001年 「（共同研究）古代莊園絵図と在地社会についての史的研究」
国立歴史民俗博物館研究報告第88集
- 湖西市教育委員会 1997年 「大知波峠廃寺跡確認調査報告書」湖西市文化財調査報告第37集
- 湖西市教育委員会 2002年 「湖西連峰の信仰遺跡分布調査報告書」湖西市文化財調査報告第40集
- 琴南町教育委員会 1988年 「備中地遺跡発掘調査報告書－付・中寺廃寺確認調査概報－」
- 琴南町教育委員会 2005年 「中寺廃寺跡 平成16年度」琴南町内遺跡発掘調査報告書第1集
- 琴南町教育委員会 2006年 「中寺廃寺跡 平成17年度」琴南町内遺跡発掘調査報告書第2集
- 琴南町誌編纂委員会 1986年 「琴南町誌」
- 笛生 衛 1992年 「〈村落内寺院〉における堂宇建物と仏教信仰」「野中徹先生還暦記念論集」
- 滋賀県 1941年 「大津京跡（下）崇福寺跡」滋賀県史蹟調査報告第10冊
- 須川 勉 2001年 「東国における双堂建築の出現－村落内寺院の理解のために－」「國士館史学」第9号・國士館大學史學會
- 菌田香融 1957年 「古代仏教における山林修行とその意義－とくに自然智宗をめぐって－」「南都仏教」4号、南都仏教研究会
- 第14研究会「王権とモニュメント」 2004年 「安祥寺の研究－京都市山科区所在の平安時代初期の山林寺院－」京都大学大学院文学研究科21世紀COEプログラム『グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成』成果報告書

- 多賀町教育委員会 2005年 「敏満寺遺跡石仏谷墓跡」多賀町埋蔵文化財発掘調査報告書
- 高松市教育委員会 2003年 「史跡天然記念物屋島－史跡天然記念物屋島基礎調査事業調査報告書Ⅰ－」高松市埋蔵文化財調査報告第62集
- 高松市歴史資料館 1996年 「讃岐の古瓦展」第11回特別展図録
- 上橋 寛 1965年 「古代歌謡と儀礼の研究」岩波書店
- 永田英明 2005年 「通行証」「文字と古代日本」3, 流通と文字、吉川弘文館
- 奈良国立文化財研究所 1985年「大宮大寺－飛鳥最大の寺－」飛鳥資料館カタログ第8冊
- 奈良国立文化財研究所 1989年「仏舎利埋納」飛鳥資料館図録第21冊
- 奈良文化財研究所埋蔵文化財センター 2002年 「奈良三彩関係文献目録」埋蔵文化財ニュース106
- 濱島正士 2001年 「日本仏塔集成」中央公論美術出版
- 文化庁 1973年 「重要文化財12 建造物Ⅰ」毎日新聞社
- 堀 大介 2002年 「低山から高山へ－古代白山信仰の成立－」「第10回記念 春日井シンポジウム資料集」春日井市教育委員会文化財課
- 堀 大介・他 2005年「全国の主要な靈山」「第20回国民文化祭・ふくい2005 シンポジウム（山と地域文化を考える）資料集」第20回国民文化祭越前町実行委員会
- 松尾剛次 1998年 「新版 鎌倉仏教の成立－入門儀礼と祖師神話－」(中世史研究叢書)吉川弘文館
- まんのう町教育委員会 2007年 「中寺廃寺跡 平成18年度」まんのう町内遺跡発掘調査報告書第2集
- 水野清一 1962年 「ヒンドゥ・クシュ南北の仏教遺跡」「文明の十字路－イラン・アフガニスタン・パキスタン調査の記録－」京都大学学術調査隊、平凡社
- 六甲山麓遺跡調査会 1993年 「旧金剛寺跡とその周辺」
- 森 薫 1971年 「奈良を測る」学生社
- 山岸常人 1997年 「大知波崎廃寺の礎石建物の構造と性格」「大知波崎廃寺跡確認調査報告書」湖西市文化財調査報告第37集
- 山本義孝 1998年 「遠江国岩室寺をめぐる諸問題」「静岡の考古学－植松章八先生還暦記念論文集－」
- 吉川真司 1996年 「東大寺山槻四至図」「日本古代莊園圖」東京大学出版会

第7表 中寺院寺跡出土遺物観察表(1)土器

図版番号	種別・器種	出土地区	出土地点	法量(cm)		色調・内面	備考
				口径	底径		
1	須恵器・碗	A地区	第3テラス 流土	7.3	7.3	底盤1.8 堅縫	灰色SY5/1 黄灰色4/1
2	須恵器・碗	A地区	第3テラス 流土	7.5	7.5	底盤2/8 堅縫	灰色SY5/1 1cm一固体の可能性あり
3	黒色土器・碗	A地区	第3テラス 磐土面上	9.7	8.5	底盤1.8 やや軟	黑色SYR7/8 内墨焼成
4	土師器・杯	A地区	第3テラス 流土下位	6.1	6.1	底盤1.8 良好	にふい赤褐色SYR5/4
5	土師器・杯	A地区	第3テラス 流土中位	7.0	7.0	底盤2/8 良好	浅黄色2 SY7/4
6	土師器・杯	A地区	第3テラス 流土	9.8	8.0	1.9 口縁部1.8 堅縫	浅黄色10YRB4 浅黄色10YRB4
7	須恵器・鉢	A地区	第3テラス 流土	19.6	19.6	口縁部1.8 堅縫	灰色10Y5/1 灰色10Y4/1
8	土師器・壺	A地区	第3テラス 流土	10.1	10.1	底盤1.8 良好	にふい黄褐色10YR5/4 黄褐色2 SY5/3
9	土師器・壺	A地区	第3テラス 坡山面上	10.4	10.4	底盤1.8 良好	にふい赤褐色SYR5/4 灰色10Y5/1
10	土師器・壺	A地区	第3テラス 流土			底盤1.8 良好	にふい褐色2.5Y5/3 にふい青色7.5Y6/3
11	須恵器・壺(伝用限)	A地区	第3テラス 流土			側腹破片 堅縫	オリーブ灰色2.5SY6/1 灰色NS10 東磁片伝用限
13	土師器・杯	A地区	第3テラス 心壁石下部邊縫	13.2	7.6	4.4 底盤 良好	浅黄色10YR6/3 浅黄色10YR6/3
14	土師質土器・長颈瓶	A地区	第3テラス 心壁石下部邊縫	33.4	6.6	25.4 底盤 良好	黄灰色2.5YS/1 浅黄色2.5Y7/4
15	土師器・壺	A地区	第3テラス 心壁石下部邊縫	11.4	12.2	21.8 底盤 良好	赤褐色2.5YR4/6 赤褐色2.5YR4/6
16	土師器・壺	A地区	第3テラス 心壁石下部邊縫	11.4	12.2	22.0 底盤 良好	赤褐色2.5YR4/6 赤褐色2.5YR4/6
17	土師器・壺	A地区	第3テラス 心壁石下部邊縫	11.8	12.0	22.0 底盤 良好	赤褐色2.5YR4/6 赤褐色2.5YR4/6
18	土師器・壺	A地区	第3テラス 心壁石下部邊縫	12.2	12.4	22.6 底盤 良好	赤褐色2.5YR4/6 赤褐色2.5YR4/6
19	土師器・壺	A地区	第3テラス 心壁石下部邊縫	10.7	11.0	19.4 底盤 良好	赤褐色2.5YR4/6 赤褐色2.5YR4/6
20	土師器・杯	A地区	第2テラス 磐土面上		5.9	底盤1.8 良好	浅黄色2.5Y7/4 浅黄色2.5Y7/4
21	土師器・杯	A地区	第2テラス 磐土面上		5.9	底盤1.8 良好	にふい黄褐色10YR5/3 にふい黄色10YR7/4
22	土師器・杯	A地区	第2テラス 磐土面上	10.2	7.8	1.8 良好	にふい黄色2.5Y6/4 にふい黄色10YR6/3

図版番号	種別・器種	出土地区	出土地点	法量(cm)			保存状態	色調・内面	色調・外面	備考
				口径	底径	器高				
23	土師器・环	A地区	第2テラス 堆土面上	10.1	7.8	2.0	良好	黄褐色2.5Y5/3	にふい黄褐色10YR5/3	
24	土師器・环	A地区	第2テラス 堆土面上	7.9			底部1/8 良好	にふい黄褐色2.5Y6/3	にふい黄褐色2.3Y6/3	
25	土師器・环	A地区	第2テラス 堆土面上	10.3	8.4	2.1	良好	にふい黄褐色2.5Y6/4	にふい黄褐色2.5Y6/4	
26	土師器・环	A地区	第2テラス 堆土面上	11.1	7.8	2.0	良好	黄褐色2.5Y3/2	にふい黄褐色10YR4/3	
27	土師器・环	A地区	第2テラス 堆土面上	6.4			底部4/8 やや軟	にふい黄褐色2.5Y6/4	にふい黄褐色2.5Y6/3	
28	土師器・环	A地区	第2テラス 堆土面上	8.4			底部4/8 やや軟	にふい黄褐色2.5Y7/4	にふい黄褐色2.3Y6/4	
29	土師器・环	A地区	第2テラス 堆土面上				底部1/8 良好	にふい黄褐色2.5Y6/3	黄褐色2.5Y5/3	
30	土師器・环	A地区	第2テラス 流土下位	7.3			底部2/8 良好	にふい黄褐色10YR5/4	にふい黄褐色10YR6/4	
31	土師器・环	A地区	第2テラス 流土	6.9			4/8 やや軟	にふい黄褐色10YR6/4	にふい黄褐色10YR6/4	
32	土師器・环	A地区	第2テラス 流土下位	6.0			2/8 良好	にふい黄褐色10YR6/4	にふい黄褐色10YR6/4	
33	土師器・环	A地区	第2テラス 流土下位	5.3			底部1/8 良好	にふい黄褐色10YR6/4	にふい黄褐色10YR6/4	
34	土師器・环	A地区	第2テラス 流土下位	5.7			底部1/8 良好	にふい黄褐色10YR6/4	にふい黄褐色10YR7/4	
35	土師器・环	A地区	第2テラス 流土下位	7.0			底部8/8 良好	にふい黄褐色10YR6/4	にふい黄褐色10YR6/3	
36	土師器・环	A地区	第2テラス 流土下位	7.8			底部1/8 良好	にふい黄褐色10YR6/4	にふい黄褐色10YR6/4	
37	土師器・环	A地区	第2テラス 流土下位	10.6	7.1	2.0	4/8 良好	にふい黄褐色2.5Y6/3	にふい黄褐色10YR6/4	
38	土師器・环	A地区	第2テラス 流土上～下位	7.5			2/8 良好	にふい黄褐色10YR4/3	にふい黄褐色10YR4/3	
39	土師器・环	A地区	第2テラス 流土上位	8.5			底部2/8 良好	浅黄色2.5Y7/4	浅黄色2.5Y7/4	
40	土師器・环	A地区	第2テラス 流土中位	6.7			1/8 良好	にふい黄褐色10YR7/4	にふい黄褐色2.5Y7/4	
41	土師器・环	A地区	第2テラス 流土下位	10.0	6.4	1.8	3/8 良好	にふい黄褐色2.5Y6/4	にふい黄褐色2.5Y6/3	
42	土師器・环	A地区	第2テラス 流土中位	7.3			底部2/8 良好	褐色7.5YR6/6	黑褐色7.5YR3/1	
43	土師器・环	A地区	第2テラス 流土下位	6.7			底部1/8 良好	にふい黄褐色2.5Y6/4	にふい黄褐色2.5Y6/4	
44	土師器・环	A地区	第2テラス 流土上位				破片 良好	灰黄色2.5Y6/2	灰黄色2.5Y6/2	

図版 番号	種別・器種	出土地区	出土地点	口径 法量 (cm)	底径 高さ	残存率	焼成	色調・内面	色調・外面	備考
45	土師器・灰	A地区	第2テラス 前縁斜面 盛土	4.9	底部1/8	良好	赤褐色SYR4/8	赤褐色SYR4/8	赤褐色SYR4/8	
46	土師器・灰	A地区	第2テラス 前縁斜面 盛土		底部1/8	良好	赤褐色SYR4/8	赤褐色SYR4/8	赤褐色SYR4/8	
50	須恵器・灰壺	B地区	第1テラス SPOB里土中		口縁部1/8	普通	灰色NS/	灰色NS/	灰色NS/	
51	土師器・灰	B地区	第1テラス 盛土中	11.7	7.5	口縁部1/8	やや良 柚色7.5YR6/6	に少し黄褐色10YR6/4	に少し黄褐色10YR6/4	
52	土師器・灰	B地区	第1テラス 盛土中		底部1/8	普通	に少し黄褐色7.5YR7/4	に少し黄褐色7.5YR7/4	に少し黄褐色7.5YR7/4	
53	黒色土器・瓶	B地区	第1テラス 盛土中	8.9	底部1/8	普通	に少し黄褐色5YR7/4	活潑褐色10YR8/4	活潑褐色10YR8/4	輪高台 内墨焼成
54	土師器・壺	B地区	第1テラス 盛土中	15.7	口縁部1/8	悪	に少し黄褐色5/3	橙色5YR6/3	橙色5YR6/3	
55	土師器・灰	B地区	第1テラス 盛土上		底部1/8	普通	灰青褐色10YR6/2	灰青褐色10YR6/2	灰青褐色10YR6/2	
56	土師器・壺	B地区	第1テラス 流土中	5.6	底部2/8	普通	深黄色2.5Y8/3	深黄色2.5Y8/3	深黄色2.5Y8/3	
57	土師器・壺	B地区	第1テラス 流土中	3.2	底部8/8	普通	浅黄褐色10YR8/4	浅黄褐色10YR8/4	浅黄褐色10YR8/4	
58	黒色土器・壺	B地区	第1テラス 盛土上	8.2	底部1/8	普通	黑色2.5Y2/1	明赤褐色5YR5/6	明赤褐色5YR5/6	輪高台 内墨焼成
59	須恵器・灰壺(蛇口型)	B地区	第1テラス 流土中		つまみ部1/8	良	灰白色N7/	灰色5Y6/1	灰色5Y6/1	内面削耗 外面一部に自然剥離
60	須恵器・灰壺	B地区	第1テラス 盛土上	9.0	底部2/8	普通	灰色NS/	灰色NS/	灰色NS/	
61	須恵器・灰壺	B地区	第1テラス 盛土上	14.8	口縁部1/8	良	青灰色5PB5/1	祖母色5YR4/1	祖母色5YR4/1	
62	須恵器・灰壺	B地区	第1テラス 流土中	15.1	口縁部1/8	やや良	灰白色N7/	白色N7/	白色N7/	
63	須恵器・灰	B地区	第1テラス 盛土上		底部2/8	やや悪	灰色SY5/1	黄灰色2.5Y6/1	黄灰色2.5Y6/1	
64	須恵器・灰	B地区	第1テラス 盛土上		底部1/8	やや悪	灰白色5Y7/2	灰オリーブ色5Y7/2	灰オリーブ色5Y7/2	
65	須恵器・灰	B地区	第1テラス 地山土上		底部1/8	やや悪	灰白色SY7/1	灰青色2.5Y7/2	灰青色2.5Y7/2	
66	土師器・灰	B地区	第1テラス 盛土上	12.4	口縁部1/8	悪	に少し黄褐色10YR7/4	に少し黄褐色10YR7/4	に少し黄褐色10YR7/4	
67	土師器・灰	B地区	第1テラス 盛土上	9.0	底部1/8	普通	橙色5YR6/6	橙色5YR6/6	橙色5YR6/6	
68	土師器・灰	B地区	第1テラス 盛土上	13.5	10.6	1.9	口縁部1/8	に少し黄褐色10YR7/4	に少し黄褐色10YR7/4	
69	須恵器・壺	B地区	第1テラス 盛土中	11.0	口縁部1/8	普通	灰色7.5Y4/1	灰オリーブ色7.5Y4/2	灰オリーブ色7.5Y4/2	

圆版 番号	種別・器種	出土地区	出土地点	法量(cm)		横存率	焼成	色調・内面	色調・外面	備考
				口径	底径					
70	須恵器・豆	B地区	第1テラス 流土下位	15.5		口縁部1.8	普通	灰褐色	灰色5/	
71	須恵器・多口瓶	B地区	第1テラス 底標土中	11.6		口縁部1.8	良	暗灰青色2.5Y5/2	黃灰色2.5Y5/1	西側斜面須恵器 外面に自然釉付焼
72	須恵器・多口瓶	B地区	第1テラス 流土下位	12.0		口縁部3.8	良	黃灰色2.5Y6/1	黃灰色2.5Y6/1	西側斜面須恵器 外面に自然釉付焼
73	須恵器・多口瓶	B地区	第1テラス 流土中	6.2		口縁部3.8	良	灰5Y6/1	灰色5Y6/1	西側斜面須恵器 外面に自然釉付焼
74	須恵器・多口瓶	B地区	第1テラス 流土下位			周縁1.8	良	灰5Y6/1	黃灰色2.5Y6/1	西側斜面須恵器 外面に自然釉付焼
75	須恵器・平底(軸用保)	B地区	第2・テラス開削面 流土中			つまみ8.8	良	灰5Y6/1	灰色N5/	内面摩耗
76	須恵器・平底	B地区	第2・3テラス開削面 流土中	17.9		口縁部1.8	良	灰N6/	灰色5Y6/1	
77	須恵器・平	B地区	第2・3テラス開削面 流土中	13.0		口縁部1.8	良	灰7.5Y6/1	灰色7.5Y6/1	
78	須恵器・平	B地区	第2・テラス開削面 流土中			つまみ8.8	良	灰N5/	灰色N5/	輪高台
79	須恵器・平	B地区	第2・3テラス開削面 流土中			底部1.8	良	灰N5/	灰黃褐色10YR5/2	
80	須恵器・盤	B地区	第2・テラス開削面 流土中			輪郭2.8	良	灰N6/	灰色N6/	西側斜面須恵器 内面に自然釉付焼
81	黒色土器・鉢	B地区	第2・3テラス開削面 流土中			底部1.8	普通	黒褐色2.5Y3/1	に少し黄褐色10YR7/4	輪高台・内黒燒成
82	須恵器・壺	B地区	第2・3テラス開削面 流土中	7.7		底部2.8	良	に少し褐色7.5Y5/3	灰色N5/	
83	土師質土器・長刷毛	B地区	第2・3テラス開削面 流土中			口縁部1.8	惡	に少し黄褐色10YR6/4	褐色7.5YR6/6	西側斜面須恵器 外面に自然釉付焼
84	須恵器・多口瓶	B地区	第2・3テラス開削面 流土中			底部5.8	普通	白色N7/	灰色5Y6/1	西側斜面須恵器 外面に自然釉付焼
85	土師質土器・壺	B地区	第2テラス SP12埋土中			口縁部1.8	良	灰N5/	黑色N2/	西側斜面須恵器 外面に自然釉付焼
86	越外窯系青磁・碗	B地区	第2テラス SD02埋土中			体3.8	良	灰オリーブ7.5Y6/2	灰オリーブ7.5Y6/2	1・5期もしくはI・2a期
87	須恵器・平	B地区	第2テラス 盆土上	10.6	6.9	4.1	4.8	灰N6/	暗灰色N3/	西側斜面須恵器 内面に自然釉付焼
88	須恵器・壺	B地区	第2テラス 流土上位			7.6	2.4	口縁部1.8 普通	灰色N6/	
89	須恵器・林	B地区	第2テラス 流土上位	20.4		口縁部1.8	やや良	灰5Y6/	灰5Y4/	
90	須恵器・平	B地区	第2テラス 流土上位			底部1.8	普通	灰5Y5/1	灰色7.5Y5/1	
91	須恵器・壺	B地区	第2テラス 流土下位			体1.8	やや良	所白色5Y7/1	灰色5Y5/1	外面に自然釉付焼

図版 番号	種別・器種	出土地区	出土地点	法量(cm)	断面 横径 高さ	残存率	形状	色調・内面	色調・外面	備考
92	須恵器・环	日焼区	第2テラス 沢土下位	12.8	口縁部1/8	普通	灰白色N5/	灰色NG/		
93	須恵器・环	日焼区	第2テラス 沢土上位	7.0	底部2/8	やや良	灰白色N7/	灰白色N7/		
94	須恵器・皿	日焼区	第2テラス 沢土直上	10.0	底部1/8	やや良	灰白色Y7/1	灰白色5Y7/1		
95	須恵器・皿	日焼区	第2テラス 沢土下位	15.0	13.0	2.1	底部3/8	普通	灰色NS/	
96	土師器・环	B焼区	第2テラス 沢土下位	12.6	口縁部1/8	普通	浅黄褐色2.5YR8/6	淡黄色2.5Y8/3		
97	土師器・环	B焼区	第2テラス 沢土下位	7.0	底部2/8	悪	黄褐色5Y4/1	にふく黄褐色10YR5/3		
98	須恵器・环	B焼区	第2テラス 沢土下位	17.8	口縁部1/8	普通	にふく黄褐色10YR7/4	にふく黄褐色10YR7/4		
99	須恵器・环	B焼区	第2テラス 地山直上	14.8	口縁部1/8	良	灰色NS/	灰色NG/		
100	須恵器・盃	B焼区	第2テラス 地山直上	9.2	底部1/8	普通	灰色NS/	灰色NS/		
101	土師器・陶	B焼区	第2テラス 沢土上位	6.0	底部1/8	悪	浅黄褐色10YR8/3	にふく黄褐色10YR7/3		
102	土師器・盃	B焼区	第2テラス 箱12層直上	7.0	底部8/8	悪	浅黄色2.5Y8/3	淡黄色2.5Y8/3		
103	土師器・环	B焼区	第3テラス SPO1棟山面直上	15.9	口縁部1/8	良	灰白色4/1	灰色4/1		
104	須恵器・壺	日焼区	第3テラス 盆土直上		野筋部1/8	良	黑色2.5Y4/1	黄褐色2.5Y4/1		
105	須恵器・壺	B焼区	第3テラス 地山直上	16.7	口縁部1/8	良	灰色NS/	灰色NS/		
106	須恵器・环	B焼区	第3テラス 地山直上	11.6	7.3	3.3	4/8 普通	灰色NS/	灰色6/1	
107	須恵器・壺	B焼区	第3テラス 地山直上		肩部1/8	やや良	灰白色N7/	灰色NS/		
108	須恵器・壺	B焼区	第3テラス 盆土直上	12.2	口縁部1/8	やや良	灰色NS/	灰色NG/		
109	須恵器・环	B焼区	第3テラス 盆土直上	14.0	口縁部1/8	普通	灰色7.5Y5/1	灰色7.5Y5/1		
110	土師器・环	B焼区	第3テラス 地山直上	8.4	底部2/8	やや悪	灰黄褐色10YR4/2	灰黄褐色10YR4/2		
111	黒色土器・碗	B焼区	第3テラス 地山直上	7.1	底部3/8	普通	黑褐色2.5Y3/1	褐色7.5YR6/6	外黒内赤	
112	黒色土器・碗	B焼区	第3テラス 盆土直上	15.7	口縁部1/8	やや良	黑褐色2.5Y3/1	黄褐色10YR5/8	内黒外赤	
113	土師器・环	B焼区	第3テラス 盆土直上	10.0	底部2/8	やや悪	褐色5YR6/6	褐色5YR6/6		

回版 番号	種別・器種	出土地区	出土地点	口径		法量(cm)	焼成	色調・内面	色調・外面	備考
				直径	底径					
114	土師質土器・壺	B地区	第3テラス 埋山道上				側面部片	明黄褐色10YR6/6	黄口側面部 内側被熱	
115	須恵器・壺	B地区	第3テラス 流土中			つまみ2φ8	やや良	明赤褐色5YR5/8	灰白色5Y7/1	
116	須恵器・鉢	B地区	第3テラス 流土中	19.2		口縁部1φ8	悪	灰白色7.5Y7/1	灰白色7.5Y6/1	
117	須恵器・鉢	B地区	第3テラス 流土中			口縁部1φ8	やや良	灰白色5Y7/1	灰白色5Y7/1	
118	須恵器・壺	B地区	第3テラス 流土下位	9.1		底部2φ8	やや良	灰色5N/	暗灰色3/	
119	須恵器・壺	B地区	第3テラス 埋山道上	12.2		口縁部1φ8	普通	灰白色7/7	灰白色7/7	
120	須恵器・壺	B地区	第3テラス 埋山道上	16.5		口縁部1φ8	普通	灰白色5N/	灰色5N/	
121	須恵器・壺	B地区	第3テラス 流土中	8.4		底部1φ8	やや良	灰色5N/	灰色5N/	
122	土師器・壺	B地区	第3テラス 埋山道上	14.1		口縁部2φ8	やや悪	浅黄褐色10YR8/3	浅黄褐色10YR8/3	
123	土師器・壺	B地区	第3テラス 流土中	7.0		底部1φ8	普通	にぶい黄褐色10YR7/4	にぶい黄褐色10YR7/4	
124	土師器・壺	B地区	第3テラス 流土中	8.8		底部2φ8	やや悪	浅黄褐色10YR8/4	浅黄褐色10YR8/4	円盤高台
125	土師器・壺	B地区	第3テラス 流土中	6.9		底部1φ8	やや悪	浅黄褐色10YR8/4	浅黄褐色10YR8/4	輪高台
126	黒色土器・壺	B地区	第3テラス 流土中	6.7		底部2φ8	やや悪	褐色7.5YR4/1	褐色7.5YR4/1	輪高台 内里燒成
127	土師質土器・長財袋	B地区	第3テラス 流土中	22.6		口縁部1φ8	普通	浅黄褐色10YR8/4	浅黄褐色10YR7/4	
128	土師質土器・長財袋	B地区	第3テラス 流土下位	18.6		口縁部1φ8	普通	浅黄褐色10YR8/3	浅黄褐色10YR8/3	
134	須恵器・壺	C地区	石室遺構5付近表段			縦片	普通	灰色5N/	外面上に45度の格子状引き目	
135	須恵器・壺	C地区	石室遺構基盤層			剥落1φ8	普通	輪灰褐色3N/	外面上に自然釉付焼	
136	土師器・壺	C地区	流土中	4.8		底部破片	やや悪	明黄褐色10YR6/6	明黄褐色10YR6/6	輪高台
137	匂前系磁器・壺	C地区	石室遺構2中央部腰帶中			縦片	悪	灰白色2.5G7/8	灰白色2.5G7/8	後世遺物の転落か
138	肥前系磁器・壺	C地区	石室遺構2中央部腰帶中	4.4		底部4φ8	堅焼	灰白色5G7/8	灰白色5G7/8	後世遺物の転落か
139	磁器・壺	C地区	石室遺構2落石中	10.4	3.6	5.8 宝焼	堅焼	明緑灰褐色7.5G7/8/1	明緑灰褐色7.5G7/8/1	後世遺物の転落か

中寺房寺跡出土遺物観察表(2)金属製品

団版 番号	種別・器種	出土地区	出土地点	法量 (cm)			X線写真觀察所見	材質	色調・表面	備考
				横長	縦長	最大幅				
12	銅釘	A地区	第3テラス 流土中位	11.5	1.3	1.0	ほぼ完存	鉄	黒色7.5/YR6/8 鉄が腐食し黒色が入る	黒色7.5/YR2/1
47	銅釘	A地区	第3テラス 底盤土	12.0	0.9	0.8	ほぼ完存	鉄	全体が良好に保存	褐色7.5/YR6/8 頭から脚にかけてのラインが直線的
48	懸垂金具	A地区	第2テラス 塗地土壌上	13.9	0.5	0.3	一部	鉄	一端が錆状に曲がる	褐色7.5/YR3/4 頭褐色7.5/YR6/8
49	かすがい	A地区	第2テラス 塗地土壌上	4.9	0.9	0.3	一部	鉄	直角に屈曲	褐色7.5/YR6/8 頭褐色7.5/YR3/4
129	銅製品	B地区	第1テラス 流土下位	6.9	6.3	0.2	ほぼ完存	鉄	X線外観結構複雑	褐色7.5/YR4/6 頭褐色7.5/YR1.7/1
130	銅洋	B地区	第1テラス 底土壌上	4.6	4.2	4.2		鉄	空洞構造	黒色7.5/YR1.7/1
131	銅泡	B地区	第1テラス 底土中	1.5	1.4	0.7		銅	空洞構造	緑色
132	銅釘	B地区	第1テラス 流土下位	7.0±2.7	0.6	0.6	完存	鉄	全体が良好に保存	褐色7.5/YR4/6 頭の途中で曲がる
133	銅製品	B地区	第2-3テラス底斜面 流土中	4.8	1.8	0.2	一部	銅	短辺側欠損	緑色

*色調は農林水産省農林水産技術会議事務局監修・財団法人日本色彩研究所色墨監修「新漫遊土色1994年版」を参考した。
 *残存率は原則として完形品に対する実物の割合を8分割で記載し、それ以外についてそれはそれ固別に記載した。



A) 中寺庵寺A地区位置（南東より）



B) A地区第3テラス調査着手前状況（西より）

図版7



A) A地区第3テラス3-b～3-b'断面 磐石以西（南より）



B) A地区第3テラス3-b～3-b'断面 磐石以東（南より）

図版8



A) A地区第3テラス3-c~3-c'断面 磨石以南（西より）



B) A地区第3テラス土壌南側法面検出状況（南東より）

図版9



A) A地区第3テラス3-c～3-c'断面 平坦地北端（西より）



B) A地区第3テラス清状遺構完掘状況 磐石以西（南西より）